

平川市地域防災計画

— 資 料 編 —

(平成26年3月修正)

平川市防災会議

目 次

1-7-1	過去10年間の最大積雪深	1
2-1-1	平川市防災会議条例	2
2-1-2	平川市防災会議委員名簿	3
2-1-3	平川市防災会議運営要綱	4
2-2-1	平川市災害対策本部条例	6
3-2-1	消防力及び消防施設等の現況	7
3-2-2	消防施設整備計画	8
3-2-3	雨量・水位等観測所	9
3-4-1	山腹崩壊危険地区	11
3-4-2	崩壊土砂流出危険地区	13
3-4-3	小規模山地崩壊危険地区	15
3-4-4	なだれ危険箇所	16
3-4-5	土石流危険溪流	19
3-4-6	砂防指定地	21
3-4-7	地すべり危険箇所	23
3-4-8	急傾斜地崩壊危険箇所及び危険区域	24
3-4-9	河川表	29
3-4-10	ため池分布状況	30
3-4-11	道路注意箇所	31
3-5-1	自主防災組織一覧	34
3-8-1	指定避難所等一覧	35
3-8-2	福祉避難所一覧	40
3-8-3	拠点避難所整備資機材等一覧	42
3-8-4	特設公衆電話設置場所一覧	43
3-8-5	応急用備蓄資器材等一覧	44
3-10-1	岩木川浸水想定区域図	45
3-10-2	平川浸水想定区域図	46
3-10-3	平川上流浸水想定区域図	47
3-10-4	浅瀬石川浸水想定区域図	48
3-11-1	土砂災害警戒区域・特別警戒区域	49
3-11-2	土砂災害警戒区域等内にある災害時要援護者施設	54
4-2-1	各地区情報調査連絡員	55
4-2-2	消防機関の情報調査連絡員	56
4-2-3	重要水防箇所	57
4-2-4	災害救助法の適用基準	60
4-2-5	災害救助法施行細則	64
4-2-6	災害救助法適用以外の災害援護の取扱要綱	68
4-2-7	火災・災害等即報要領	69
4-3-1	災害時優先電話設置場所一覧	82
4-5-1	避難勧告等発令基準	83
4-9-1	炊き出しの実施場所	87
4-9-2	食料品の調達先	88
4-13-1	障害物除去に要する機械、器具等の状況	89

4-14-1	被服、寝具、その他生活必需品調達先	90
4-15-1	医薬品等の主な調達先	91
4-15-2	医療機関等の状況	92
4-17-1	緊急通行車両及び市保有車両状況	93
4-17-2	ヘリコプター場外離着陸場	94
4-20-1	防疫用薬剤の調達先	95
4-24-1	教育施設の状況	96
4-27-1	青森県災害対策合同指揮本部ライフライン対策部運営マニュアル	98
4-27-2	青森県大規模災害時石油燃料供給対策に係る指定重要施設	104
4-27-3	青森県大規模災害時石油燃料供給対策に係る指定緊急車両	105
4-30-1	青森県消防相互応援協定	106
4-30-2	消防相互応援協定	108
4-30-3	大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定	110
4-30-4	災害時における相互応援に関する協定（岩手県山田町）	113
4-30-5	災害時等の相互応援に関する協定（鹿児島県南九州市）	115
4-30-6	水道災害相互応援協定	117
4-30-7	災害復旧時の協力に関する協定	119
4-30-8	災害時における応急対策業務の協力に関する協定	122
4-30-9	災害時における燃料等の供給協力に関する協定	124
4-30-10	災害時における復旧活動の協力に関する協定	126
4-30-11	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	128
4-30-12	災害時の情報交換に関する協定	130
4-30-13	災害時における物資供給に関する協定	132
4-30-14	災害時の通信設備復旧等の協力に関する協定	134
5-2-1	八甲田山火山防災協議会規約	137

資料 1－7－1 過去 10 年間の最大積雪深

気象庁観測所

単位:cm

年度 観測点											10カ年 平 均
	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	
碓ヶ関	132	134	143	38	73	83	82	72	106	130	99
	H16. 3. 7	H17. 2. 27 H17. 3. 2	H18. 1. 29	H19. 2. 16 H19. 2. 17	H20. 2. 28	H21. 2. 22	H22. 2. 13	H23. 1. 21	H24. 2. 27	H25. 2. 25	

青森県観測所

単位:cm

年度 観測点											10カ年 平 均
	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	
温 川	185	301	240	200	210	193	157	189	289	308	227
	H16. 1. 24 H16. 2. 18	H17. 3. 4	H18. 2. 12	H19. 3. 18	H20. 2. 28	H21. 3. 3	H22. 3. 10	H23. 3. 4	H24. 1. 29	H25. 2. 25	
平 賀	68	128	106	21	60	39	65	58	122	129	80
	H16. 2. 10	H17. 3. 1	H18. 2. 10 H18. 2. 12	H19. 2. 2	H20. 2. 28	H21. 2. 21	H22. 1. 17	H23. 2. 1	H24. 2. 27	H25. 2. 25	

その他（土木課実測）※参考

単位:cm

年度 観測点											5カ年 平 均
	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	
尾 上	—	—	—	—	—	41	54	60	116	140	82
	—	—	—	—	—	H21. 1. 26	H22. 1. 18	H23. 1. 18	H25. 2. 28	H25. 2. 26	

資料 2－1－1 平川市防災会議条例

平成 18 年 1 月 1 日
条 例 第 17 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、平川市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 平川市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 青森県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (3) 青森県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 市教育委員会教育長
- (6) 市消防団長
- (7) 弘前地区消防事務組合消防長
- (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
- (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- (10) その他市長が必要と認めた者

6 前項の委員の定数は、20 人以内とする。

(任期)

第 4 条 前条第 5 項第 8 号及び第 9 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 5 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、青森県の職員、市の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 6 月 18 日条例第 20 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年 6 月 18 日条例第 24 号）

この条例は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

資料 2－1－2 平川市防災会議委員名簿

条例 該当	機 関 及 び 職 名	所 在 地
一	平川市長	平川市柏木町藤山 2 5－6
第 1 号	東北森林管理局 津軽森林管理署長	弘前市大字豊田二丁目 2－4
	東北農政局 青森地域センター次長	青森市本町二丁目 1 0－4
	青森地方気象台次長	青森市花園一丁目 1 7－1 9
	東北地方整備局 青森河川国道事務所長	青森市中央三丁目 2 0－3 8
第 2 号	中南地域県民局 地域整備部長	弘前市大字蔵主町 4
	中南地域県民局 地域農林水産部長	弘前市大字蔵主町 4
	中南地域県民局 地域健康福祉部福祉総室長	弘前市大字蔵主町 4
第 3 号	黒石警察署長	黒石市大字北美町二丁目 4 7－1
第 4 号	平川市副市長	平川市柏木町藤山 2 5－6
第 5 号	平川市教育委員会教育長	平川市猿賀南田 1 5－1
第 6 号	平川市消防団長	平川市柏木町藤山 2 5－6
第 7 号	弘前地区消防事務組合消防長	弘前市大字本町 2－1
第 8 号	弘南バス株式会社 代表取締役	弘前市大字藤野二丁目 3－6
	東北電力株式会社 弘前営業所長	弘前市大字本町 1
	東日本電信電話株式会社 弘前支店長	青森市橋本二丁目 1－6
	社団法人南黒医師会 副会長	平川市柏木町藤山 3 7－8
第 9 号	弘前大学大学院理工学研究科准教授	弘前市大字文京町 3
	平川市男女共同参画推進会議副会長	平川市柏木町藤山 2 5－6
第 1 0 号	陸上自衛隊第 3 9 普通科連隊長	弘前市大字原ヶ平山中 1 8－1 1 7
	平川市社会福祉協議会 常務理事	平川市柏木町藤山 1 6－1

資料 2－1－3 平川市防災会議運営要綱

平成 26 年 2 月 17 日

平川市告示第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、平川市防災会議条例（平成 18 年平川市条例第 17 号）第 6 条の規定に基づき、平川市防災会議（以下「防災会議」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第 2 条 防災会議は、会長が必要と認めたとき又は委員 2 名以上の要求があったとき、会長がこれを招集するものとする。

(会議)

第 3 条 会議の議長は、会長をもって充てる。

2 防災会議は、委員（代理者を含む。）の過半数の出席がなければ、会議を開き議決することができない。

(会長の職務代理)

第 4 条 会長に事故があるとき又は欠けたときは、副市長の職にある委員がその職務を代理する。

(議決)

第 5 条 防災会議は、出席委員（代理者を含む。）全員の意見一致をもって議事を決するものとする。

(専決処分)

第 6 条 緊急を要し会議を招集するいとまがないとき、その他やむを得ない理由により防災会議を招集できないとき、又は防災会議が処理すべき事項のうち軽易なものについては、会長は、次に掲げるものについて専決処分することができるものとする。

(1) 災害が発生した場合において、当該災害に係る災害復旧に関し、関係機関相互間の連携調整を図ること。

(2) 関係機関の長に対し、資料又は情報の提供、意見の表明、その他必要な協力を求めること。

(3) 平川市地域防災計画の作成又は修正に関すること。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の防災会議においてこれを報告し、承認を求めるものとする。

(会議録)

第 7 条 会長は、必要に応じて会議録を作成し、次の各号に掲げる事項を記録するものとする。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 出席者の職名及び氏名

(3) 会議に付した案件及び議事の経過

(4) 議決した事項

(5) その他参考事項

(事務局)

第8条 防災会議の事務を処理するため、事務局を平川市役所総務部総務課に置く。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、その都度会長が定めるものとする。

附 則

この告示は、平成26年2月17日から施行する。

資料 2－2－1 平川市災害対策本部条例

平成 18 年 1 月 1 日
条 例 第 18 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、平川市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を助け、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 6 月 18 日条例第 21 号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料 3 - 2 - 1 消防力及び消防施設等の現況

(平成26年1月1日現在)

区分	消防吏員・団員数 人	消防ポンプ					指揮車等その他 台	計 台	消火栓 基	防火水槽 基	その他 基	計 基
		消防ポンプ車 台	水槽付消防ポンプ車 台	化学消防ポンプ車 台	小型動力ポンプ付積載車 台	小型動力ポンプ 台						
弘前地区消防事務組合 平川消防署	51	1	1	1			6	9	1	1		2
弘前地区消防事務組合 平川消防署碓ヶ関分署	12		1				2	3				
平川市消防団	本部	10					1	1				
	第1分団	37			3			3				
	第2分団	34			3			3				
	第3分団	37	1		1			2				
	第4分団	38	1		1			2				
	第5分団	38	2					2				
	第6分団	38	1		1			2				
	第7分団	39	1		2			3				
	第8分団	29			3			3				
	第9分団	34	1		1			2				
	第10分団	39	1		4			5				
	第11分団	37	1		1			2				
	第12分団	38	1		1	1		3				
	第13分団	31	1		1			2				
	第14分団	24	1					1				
	第15分団	40	1		1	1		3				
	第16分団	27	1					1				
	第17分団	29	1		1			2				
	第18分団	22	1					1				
	第19分団	22	1					1				
	第20分団（女性消防団）	48										
消防団計	691	17			24	2	1	44	575	244		819

資料 3－2－2 消防施設整備計画

1. 消防ポンプ自動車等整備計画

(平成26年1月1日現在)

区分	年次計画				
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
弘前地区消防事務組合 平川消防署	2		1	1	
弘前地区消防事務組合 平川消防署碓ヶ関分署		1			
平川市消防団	1	1	1	1	1
計	3	2	2	2	1

2. 消防水利整備計画

(平成26年1月1日現在)

区分		現有数	年次計画				
			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
消火栓 (地上式)	公設	572	1	1	1	1	1
	私設	4					
防火水槽	40m ³ 未満	40					
	40～100m ³ 未満	204	1	1	1	1	1
	100m ³ 以上	1					
その他の水利							
計		821	2	2	2	2	2

資料 3－2－3 雨量・水位等観測所

ア 雨量等観測所

(1) 気象庁観測所

(青森地方気象台)

観測所名	所在地	設置場所	標高 (m)	観測項目
碓ヶ関	平川市碓ヶ関阿原23-2	－	135	降水量、気温、風、日照時間、積雪
温川	平川市切明津根川森1-39	－	404	降水量

(2)－1 国土交通省観測所

(青森河川国道事務所)

観測所	所在地	設置場所	標高 (m)	対象河川
新館	平川市唐竹堀合45-3	唐竹郵便局付近	100	引座川

(2)－2 国土交通省観測所

(浅瀬石川ダム管理所)

観測所	所在地	設置場所	標高 (m)	対象河川
滝の森	平川市切明滝の森1-1	国有林	660	浅瀬石川
滝の沢	平川市切明津根川森169	牧場地内	690	〃
平賀	平川市小国深沢21-121	旧白毛山放牧場	520	〃

(3) 青森県県土整備部所管観測所

観測所	所在地	設置場所	標高 (m)	対象河川
遠部ダム	平川市碓ヶ関西碓ヶ関山国有林	遠部ダム管理所	－	遠部沢
西碓ヶ関	〃	国有林	－	〃
久吉ダム	平川市碓ヶ関東碓ヶ関山国有林	久吉ダム管理所	－	津刈川
鍋倉	〃	国有林	－	〃
尾崎	平川市尾崎川合33-1	平賀東小学校 (借地)	－	浅井川

イ 冬期気象観測地点

青森県中南地域県民局

観測地点名	測定種目	所在地
温川	気温、風、積雪	平川市切明津根川森1-39
平賀	気温、風、積雪	平川市小和森種取7-24

ウ 水位観測所

(1) 国土交通省観測所

(浅瀬石川ダム管理所)

観測所名	対象河川	水位 (m)				既往最高水位		所在地
		待機	注意	避難	危険	水位 (m)	年月日	
葛川	浅瀬石川	-	-	-	-	3.57	S56.8.30	平川市葛川折戸5-2

(2) 青森県県土整備部観測所

観測所名	対象河川	水位 (m)				既往最高水位		所在地
		待機	注意	避難	危険	水位 (m)	年月日	
杉館	引座川	2.10	2.40	-	3.85	4.18	H25.9.16	平川市館山下扇田61-1

エ 流量観測所

(1) 国土交通省観測所

(浅瀬石川ダム管理所)

観測所名	対象河川	計画高水量 (m ³ /S)	既往最大流入量		所在地
			流入量 (m ³ /S)	年月日	
浅瀬石川ダム	浅瀬石川	2,000	460	H25.9.16	平川市葛川折戸5-2

(2) 青森県県土整備部観測所

観測所名	対象河川	計画高水量 (m ³ /S)	既往最大流入量		所在地
			流入量 (m ³ /S)	年月日	
遠部ダム	遠部沢	150	36.83	S54.8.15	平川市碓ヶ関西碓ヶ関山国有林
久吉ダム	津刈川	295	50.83	H11.9.1	平川市碓ヶ関東碓ヶ関山国有林

資料 3 - 4 - 1 山腹崩壊危険地区

(1) 国有林

番号	位 置 (林班)	直接保全対策施設		
		戸数	公共施設	道路
1	切明津根川森 (1071)			国
2	〃 (1071)	12		国
3	〃 (1079)			〃
4	〃 (1079)			〃
5	〃 (1083、1084)			〃
6	切明温川沢 (1085)			〃
7	〃 (1086)			国
8	〃 (1087)	15		〃
9	〃 (1088)			〃
10	切明滝ノ森 (1109)			市
11	小国横前沢 (1113)			〃
12	切明滝ノ森 (1106、1107)			〃
13	碓ヶ関西碓ヶ関山 (706)		鉄道	
14	〃 (708)		鉄道	
15	〃 (712)		鉄道	
16	〃 (715)	15		国
17	〃 (715)		送電線	市
18	〃 (715)		送電線	市
19	〃 (715)		送電線	市
20	〃 (715)		送電線	市
21	〃 (714)	3	送電線	市
22	〃 (716)	7	送電線	市
23	〃 (714)	4		市
24	〃 (723)	4		国
25	〃 (720)	6		国
26	〃 (723)			国
27	〃 (720)	6		国
28	〃 (732)			国
29	〃 (732)			国
30	〃 (732)			国
31	〃 (731)			国 (東北自動車道)
32	〃 (731)			国
33	〃 (728)			国
34	〃 (729)			国
35	〃 (729)			国
36	〃 (729)			国
37	〃 (730)	1		
38	碓ヶ関古懸三ツ森山 (798)	3		市

(2) 民有林

番号	危険地区番号		位 置	公 共 施 設 等		
				人 家	公共施設	道 路
39	365	S0001	葛川葛川出口	20		国
40	365	S0002	〃 大川添	4		〃
41	365	S0003	〃 田ノ沢口	21	2	〃
42	365	S0004	〃 上ノ平	2		〃
43	365	S0005	〃 長小股	21		〃
44	365	S0006	〃 平六村下	14	1	〃
45	365	S0007	切明誉田邸	1		市
46	365	S0008	〃 誉田邸	3	3	県
47	365	S0009	〃 螢沢	3	3	〃
48	365	S0010	〃 山下	20		市
49	365	S0011	小国山下	50	3	県
50	365	S0012	〃 浅瀬石山			市
51	365	S0013	〃 川辺	50	3	県
52	365	S0014	〃 浅瀬石山			国
53	365	S0015	葛川大川添			〃
54	365	S0016	〃			〃
55	365	S0017	切明誉田邸	10	1	市
56	368	S0001	碓ヶ関踏田切	10		市
57	368	S0002	久吉藪ヶ平	30	1	市
58	368	S0003	久吉二ノ渡	10	1	県
59	368	S0004	碓ヶ関	20	1	国
60	368	S0005	古懸門前	50	1	市
61	368	S0006	〃 永野	21	1	市
62	368	S0007	碓ヶ関大落前山	2	1	国

資料 3 - 4 - 2 崩壊土砂流出危険地区

(1) 国有林

番号	位 置 (林班)	直接保全対策施設			
		戸 数	公共施設	道 路	その他
1	葛川葛川沢 (1048)	12		国	
2	〃 毛無森 (1053)	7		〃	
3	〃 〃 (1054)			〃	農地
4	切明温川沢 (1085)			〃	
5	〃 〃 (1087)	5		〃	
6	〃 〃 (1088)	3		国	
7	〃 〃 (1089)	3		国	
8	切明滝ノ森 (1097)	20		市	
9	〃 〃 (1097)	20		〃	
10	〃 〃 (1108)			〃	
11	〃 〃 (1108)	35		〃	
12	〃 〃 (1109)			〃	
13	小国横前沢 (1114)			〃	
14	〃 〃 (1114・1115)			〃	
15	碓ヶ関西碓ヶ関山 (701・702)			県	
16	〃 〃 (704)	50	鉄 道	国、市	
17	〃 〃 (705)	1	鉄 道		
18	〃 〃 (706・707)		鉄 道		
19	〃 〃 (708)		鉄 道		
20	〃 〃 (710)		鉄 道		
21	〃 〃 (709～712)	1	鉄 道		
22	〃 〃 (713～717)	9		国・市	
23	〃 〃 (720)	6			
24	〃 〃 (718～722)	6		国	
25	〃 〃 (723)	2		国	
26	〃 〃 (723)			国	
27	〃 〃 (728・729)			国	ダム
28	〃 〃 (730・731)			国（東北自動車道）	
29	〃 〃 (730～731)	1		国	
30	〃 東碓ヶ関山 (738)			市	
31	〃 〃 (738)			市	
32	〃 〃 (733・735～737)	3		市	
33	〃 〃 (775)			市	
34	〃 大落前山 (740～744)			市	
35	〃 〃 (780)			市	
36	碓ヶ関古懸三ツ森山 (799・800)			市	

(2) 民有林

番号	危険地区番号		位 置	公 共 施 設 等		
				人 家	公共施設	道 路
37	365	H0001	尾崎木戸口		1	市
38	365	H0002	広船喜瀬沢	4		〃
39	365	H0003	〃 広沢	60	2	〃
30	365	H0004	唐竹芦毛沢	7		〃
41	365	H0005	〃 石倉			〃
42	365	H0006	〃 雑候沢			〃
43	365	H0007	〃 石倉出口早坂			〃
44	365	H0008	葛川大川添			国
45	365	H0009	〃 〃			〃
46	365	H0010	〃 〃			〃
47	365	H0011	〃 田ノ沢口	20		〃
48	365	H0012	〃 長小股	21		
49	365	H0013	〃 〃	2		国
50	365	H0014	〃 砂子沢	2		〃
51	365	H0015	切明山下			〃
52	365	H0016	〃 〃			〃
53	365	H0017	葛川平六沢上			〃
54	365	H0018	切明津根川森	5	1	市
55	365	H0019	〃 〃	6		〃
56	365	H0020	〃 誉田邸	3		県
57	365	H0021	〃 坂本			市
58	365	H0022	切明螢沢			県
59	365	H0023	〃 〃			〃
60	365	H0024	〃 〃			〃
61	365	H0025	〃 〃	3		〃
62	365	H0026	〃 〃	3		〃
63	365	H0027	〃 山下			農
64	365	H0028	〃 〃			〃
65	365	H0029	〃 山下			〃
66	365	H0030	〃 〃			国
67	365	H0031	〃 〃	20		市
68	365	H0032	小国山下	30		〃
69	365	H0033	〃 浅瀬石山	20		〃
70	365	H0034	〃 〃			〃
71	365	H0035	〃 山下			〃
72	365	H0036	〃 〃			〃
73	365	H0037	〃 〃			〃
74	365	H0038	〃 川辺			〃
75	365	H0039	〃 〃	40	2	県
76	365	H0040	〃 和古婦ノ沢			〃
77	365	H0041	〃 浅瀬石山	50	4	〃
78	365	H0042	〃 〃	50	3	〃
79	365	H0043	小国川原田	50	3	〃
80	365	H0044	〃 深沢	2		市
81	365	H0045	切明上井戸	1		農
82	365	H0046	〃 坂本	8		県
83	365	H0047	〃 誉田邸			市
84	365	H0048	〃 滝の森		1	県

(2) 民有林

番号	危険地区番号		位 置	公 共 施 設 等		
				人 家	公共施設	道 路
85	368	H0001	碓ヶ関小落前	15	1	国
86	368	H0002	〃 諏訪平	15	1	〃
87	368	H0003	〃 〃	3		〃
88	368	H0004	〃 大落前山	3		〃
89	368	H0005	〃 〃	3	1	〃
90	368	H0006	〃 踏田切	8	1	〃
91	368	H0007	〃 〃	3		県
92	368	H0008	〃 〃	6		〃
93	368	H0009	〃 〃	6		〃
94	368	H0010	〃 久吉程ヶ平	10		〃
95	368	H0011	〃 〃	10	1	〃
96	368	H0012	〃 〃	30		〃
97	368	H0013	〃 〃	18	1	〃
98	368	H0014	〃 〃	21	1	〃
99	368	H0015	〃 〃	10	1	〃
100	368	H0016	〃 〃	10	1	〃
101	368	H0017	〃 〃	10	2	〃
102	368	H0018	〃 久吉二ノ渡	5		〃
103	368	H0019	〃 船岡	3		国
104	368	H0020	〃 西碓ヶ関山	10	1	〃
105	368	H0021	〃 〃	10	1	〃
106	368	H0022	〃 〃	10	1	〃
107	368	H0023	〃 〃	10	1	〃
108	368	H0024	〃 遠部沢	10	1	〃
109	368	H0025	〃 船岡	15	1	〃
110	368	H0026	〃 外白沢	5	1	〃
111	368	H0027	〃 白沢	100	1	〃
112	368	H0028	〃 山神堂	100	2	〃
113	368	H0029	〃 相沢	70	3	〃
114	368	H0030	〃 古懸三ツ森山	40	1	市
115	368	H0031	〃 古懸杉ノ沢	10		〃
116	368	H0032	〃 古懸三ツ森			〃

資料 3－4－3 小規模山地崩壊危険地区

番号	危険地区番号		位 置	公 共 施 設 等		
				人 家	公共施設	道 路
1	365	小0001	切明上井戸	3		市
2	368	小0001	碓ヶ関東碓ヶ関山		1	市

資料 3－4－4 なだれ危険箇所

(1) 森林管理局

番 号	場 所
1	平川市碓ヶ関西碓ヶ関山716林班
2	平川市碓ヶ関西碓ヶ関山729林班

(2) 東日本旅客鉄道株式会社

線 名	番号	駅 間	位 置	延長	備 考
		か ら ま で	か ら ま で		
奥羽本線	4	津軽湯ノ沢 碓ヶ関	425, 290m 425, 310m	20m	J R 秋田支社
	5	津軽湯ノ沢 碓ヶ関	425, 490m 425, 550m	60m	

(3) 県（農林水産部関係）

危険地区番号			位 置	公 共 施 設 等		
				人 家	公共施設	道 路
1	365	な0001	切明螢沢			市
2	365	な0002	切明山下	18	1	県
3	365	な0003	小国川辺	25		県
4	365	な0004	小国山下	24		県
5	365	な0005	葛川田ノ沢口	19		国
6	365	な0006	葛川長小股	22		国
7	365	な0007	葛川平六村下	14		国

(4) 県（県土整備部河川砂防課関係）

○雪崩危険箇所（傾斜度15°以上、高さ10m以上）

- ランクⅠ 保全人家5戸以上（5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設のある場合を含む） ・ 市内55箇所
 ランクⅡ 保全人家1戸以上4戸以下 ・ ・ ・ ・ ・ 市内16箇所
 ランクⅢ 保全人家0戸 ・ ・ ・ ・ ・ 市内11箇所

・ランクⅠ （県土整備部河川砂防課） （平成18年4月1日現在）

番号	箇所名	所在地	戸数	公共的建物		公共施設
				災害時要援護者 関連施設	左記以外の 公共的建物	
1	川辺	小国	14		その他	県道 河川 橋梁 2
2	井戸沢 1 号	小国	14			県道 市道 河川
3	葛川 1 号	葛川	37	葛川診療所、葛川保育所	葛川支所 学校	県道 市道 河川
4	葛川 4 号	葛川	5			国道
5	誉田邸 2 号	切明	20		学校 公民館	
6	井戸沢 1 号	井戸沢	17		集会所	市道
7	井戸沢 2 号	井戸沢	14			市道
8	坂本 1 号	切明	17			市道 河川 橋梁 1
9	坂本 2 号	切明	4		公民館	市道 河川 橋梁 1
10	坂本 3 号	切明	10		宿泊施設 その他	市道 河川 橋梁 1
11	平六 1 号	葛川	14		その他	国道
12	平六 2 号	葛川	12			国道 河川
13	温川 3 号	葛川	2		集会所 宿泊施設	国道 河川 橋梁 1
14	唐竹 1 号	唐竹	3		宿泊施設	市道
15	唐竹 2 号	唐竹	10			市道
16	広船	広船	40			市道
17	川辺 2 号	小国	20		学校 集会所	市道 河川 橋梁 1
18	平六 3 号	葛川	9			国道 市道 河川
19	昭和平温泉	葛川	18			国道 市道
20	虹の湖温泉	切明	10		宿泊施設2	市道
21	広船 2 号	広船	8			市道 河川
22	広船 3 号	広船	6			市道
23	山下 2 号	小国	11			市道 河川
24	切明	切明	5			市道
25	白岩	尾崎	0		宿泊施設	
26	三笠山	碓ヶ関	15		学校 2 宿泊施設	高速道路 県道 市道
27	積ヶ平	久吉	36			市道
28	二ノ渡	久吉	26		公民館	高速道路 市道 河川 橋梁 1
29	古懸 1 号	古懸	16			市道 河川 橋梁 1
30	古懸 2 号	古懸	15			市道 河川
31	湯ノ沢 1 号	碓ヶ関	1		宿泊施設	市道 河川 橋梁 1
32	湯ノ沢 2 号	碓ヶ関	1		宿泊施設	市道 河川 橋梁 1
33	湯ノ沢 3 号	碓ヶ関	1		宿泊施設	市道 河川
34	湯ノ沢 4 号	碓ヶ関	0		宿泊施設	市道 河川
35	白沢	碓ヶ関	11			鉄道 県道 橋梁 1
36	安田	古懸	5			市道
37	積ヶ平	久吉	26		その他	市道
38	湯ノ沢 5 号	碓ヶ関	1		宿泊施設	河川
39	碓ヶ関	碓ヶ関	17			市道 河川
40	二ノ渡 2 号	久吉	5		集会所 宿泊施設	市道 河川 橋梁 1
41	湯ノ沢 1 号	碓ヶ関	0		宿泊施設	
42	でわの湯 1 号	碓ヶ関	0		宿泊施設	市道 河川 橋梁 1
43	でわの湯 2 号	碓ヶ関	0		宿泊施設	市道 河川
44	でわの湯 3 号	碓ヶ関	0		宿泊施設	市道 河川
45	津軽湯ノ沢 2 号	碓ヶ関	18			国道 市道
46	鯨森	碓ヶ関	9			市道
47	三ツ森山	古懸	7			市道

番号	箇所名	所在地	戸数	公共的建物		公共施設
				災害時用援護者 関連施設	左記以外の 公共的建物	
48	安田2号	古懸	5			市道
49	堂ノ上	古懸堂ノ上	1		その他	市道 河川 橋梁1
50	三笠山2号	碓ヶ関鯨森	4		消防官署	市道
51	白沢2号	碓ヶ関白沢	10			鉄道
52	たけのこの里	久吉温泉	0		その他	
53	西碓ヶ関山	久吉遠部	1		宿泊施設	市道
54	津刈	碓ヶ関踏田切	0		発電所	
55	遠部	久吉遠部	0		発電所	国道

・ランクⅡ (県土整備部河川砂防課) (平成18年4月1日現在)

番号	箇所名	所在地	戸数	公共的建物		公共施設
				災害時用援護者 関連施設	左記以外の 公共的建物	
1	広船4号	広船山下	3			市道
2	川原田	小国切明	3			国道 市道 河川
3	川辺3号	小国山下	4			国道 市道
4	誉田邸	葛川誉田邸3号	3			市道
5	誉田邸1号	葛川螢沢	1			市道 河川
6	誉田邸3号	切明切明	2			市道 河川
7	平六村下	切明平六村下	4			国道
8	温川4号	切明温川沢	2			国道 河川 橋梁1
9	温川沢	切明温川沢	1			国道
10	不動野	古懸不動野	1			
11	不動沢大石	古懸不動沢大石	4			市道
12	踏田切1号	碓ヶ関踏田切	1			高速道路 国道
13	踏田切2号	碓ヶ関踏田切	2			高速道路 国道
14	久吉	久吉踏田切	4			市道
15	折橋	碓ヶ関西碓ヶ関	2			
16	碓ヶ関2号	久吉遠部	1			

・ランクⅢ (県土整備部河川砂防課) (平成18年4月1日現在)

番号	箇所名	所在地	戸数	公共的建物		公共施設
				災害時用援護者 関連施設	左記以外の 公共的建物	
1	小国1号	小国川原田				県道
2	小国2号	小国川原田				
3	昭和平	葛川葛川出口				
4	葛川3号	葛川上ノ平				国道
5	一本木	葛川上ノ平				
6	平六4号	葛川砂子沢				国道
7	平六5号	葛川砂子沢				国道
8	切明川	切明坂本				
9	西股沢1号	切明坂本				
10	西股沢2号	切明坂本				市道
11	西股沢3号	切明坂本				市道 河川

資料 3 - 4 - 5 土石流危険渓流

岩木川水系

番号	渓流名		所在地	保全対象			その他 公共施設
	河川名	渓流名		人家戸数	災害時要援護者 関連施設	左記以外の 公共的建物	
1	浅瀬石川	葛川沢	葛川出口	8			
2	浅瀬石川	葛川西口沢	田ノ沢口	8	東部地区防災センター	葛川支所	市道0.06km
3	浅瀬石川	一本木沢	一本木平	12		集会施設1	
4	浅瀬石川	平六沢	砂子沢	9			
5	浅瀬石川	木賊森沢	平六沢上	5		宿泊施設1	
6	浅瀬石川	大木平沢	温川沢	1		集会施設1	
7	浅瀬石川	井戸沢	上井戸	17			市道0.36km
8	浅瀬石川	井戸沢	上井戸	8			市道0.18km
9	摺毛沢	摺毛西沢	菅田邸	6		宿泊施設2	市道0.09km 宿泊施設2
10	切明川	東切明沢	坂本	5			市道0.11km
11	切明川	切明沢	坂本	4		集会施設1	
12	切明川	螢沢	螢沢	0		黒石宮林署 事務所	市道0.9km
13	浅瀬石川	虹湖温泉沢	山下	30		宿泊施設3	
14	小国川	中小国沢	山下	8			
15	小国川	小国温泉沢	川辺	10			
16	小国川	小国沢	川辺	17			
17	小国川	上小国沢	川辺	8		宿泊施設1	
18	小国川	南小国沢	川辺	10		集会施設1	
19	小国川	北小国沢	川辺	5		集会施設1	
20	唐竹川	唐竹沢	堀合	7			市道0.5km
21	唐竹川	芦毛沢	芦毛沢	17		宿泊施設1	市道0.44km
22	唐竹川	向川原田沢	向川原田	5		宿泊施設1	県道0.8km
23	平川	高森沢	諏訪平	0		警察隊砦ヶ関分駐隊 日本道路公団料金所	
24	平川	大石沢	踏田切	4		久吉浄化センター	
25	津刈川	南久吉沢	薮ヶ平	25			市道0.25km
26	津刈川	久吉沢	〃	6			市道0.07km
27	津刈川	大平沢	二ノ渡	3		津刈治療院 船岡集会所	市道0.06km
28	津刈川	津刈温泉沢	二ノ渡	3		津刈治療院 船岡集会所	市道0.06km
29	津刈川	船岡沢	二ノ渡	2		船岡集会所	市道0.06km

番号	溪流名		所在地	保全対象			その他 公共施設
	河川名	溪流名		人家戸数	災害時要援護者 関連施設	左記以外の 公共的建物	
30	津刈川	西船岡沢	二ノ渡	2		船岡集会所	市道0.06km
31	遠部沢	古遠部沢	西碓ヶ関山	0		古遠部沢温泉(旅館)	市道0.08km
32	遠部沢	坂梨沢	西碓ヶ関山	0		発電所	
33	湯ノ沢	かまやち沢	西碓ヶ関山	0			市道1.76km
34	湯ノ沢	南湯ノ沢	西碓ヶ関山	0			市道2.24km
35	湯ノ沢	湯ノ沢	西碓ヶ関山	0			市道2.26km
36	湯ノ沢	湯ノ沢温泉沢	西碓ヶ関山	0			市道2.18km
37	湯ノ沢	北湯ノ沢	西碓ヶ関山	0			市道2.03km
38	湯ノ沢	中湯ノ沢	西碓ヶ関山	0			市道1.68km
39	平川	津軽湯ノ沢	折橋	13		その他の建物1	
40	平川	中碓ヶ関沢	碓ヶ関	109		寺等1 宿泊施設2	
41	浅瀬石川	砂子西沢	長小股	1			国道0.04km
42	浅瀬石川	砂子東沢	砂子沢	2			国道0.13km
43	浅瀬石川	平六西沢	砂子沢	4			国道0.09km
44	浅瀬石川	滝ノ股西沢	平六沢上	1			国道0.06km
45	浅瀬石川	切明川東沢	誉田邸	4			市道0.14km
46	平川	中切沢	坂本	4			市道0.18km
47	切明川	東蛭沢	坂本	2			市道0.08km
48	相乗沢	矢立沢	西碓ヶ関山	1			
49	湯ノ沢	板橋南の沢	西碓ヶ関山	3			国道0.12km JR
50	平川	上金屋沢	金屋	0			
51	平川	中金屋沢	金屋	0			
52	平川	下金屋沢	金屋	0			
53	平川	本金屋沢	金屋	0			
54	広船川	東山沢	町居	0			
55	唐竹川	下東山沢	東山	0			

資料 3－4－6 砂防指定地

砂防法（明治30年法律第29号）による指定地

番号	告示年月日	告示番号	溪流名	所在地	延長×幅 (M)	面積 (h a)	適要
1	S10. 6. 25	401	砂子沢	葛川毛無森	2,326×200 1,247×160	66.472	浅瀬石川
2	S11. 11. 19	604	猿の沢	切明誉田邸	1,350×8	1.080	〃
3	〃	〃	〃	〃 滝の森	1,350×100	13.500	〃
4	S15. 10. 21	554	浅瀬石川	切明山下	270×20	0.540	
5	〃	〃	〃	〃 〃	270×100	2.700	
6	〃	554	砂子沢	葛川砂子沢	151.5×40 151.5×40	0.758	浅瀬石川
7	S17. 8. 13	536	寒 川	切明温川	600×70	4.200	〃
8	S27. 9. 11	1,206	滝の股川	葛川平六	3,300×80	26.400	〃
9	〃	〃	〃	〃 〃	3,300×100	33.000	
10	〃	1,206	平 川	碓ヶ関西碓ヶ関山	3,000×60	18.000	
11	〃	〃	〃	〃 〃	3,000×100	30.000	
12	S31. 9. 29	1,534	温 川	切明温川沢	1,350×25 620×10	3.995	浅瀬石川
13	S36. 8. 2	1,579	白 沢	碓ヶ関白沢	300×20	0.600	平 川
14	S37. 12. 1	2,958	大落前川	碓ヶ関大落前 碓ヶ関大落前山	1,180×50	5.900	〃
15	S39. 3. 31	1,127	切明川	切明滝の森 切明横前沢	6,100×56	34.160	浅瀬石川
16	S39. 9. 17	2,690	白 沢	碓ヶ関西碓ヶ関山	300×55	1.815	平 川
17	〃	2,690	温 川	切明字温川沢	1,100×70	7.700	浅瀬石川
18	S40. 12. 20	3,414	小落前川	碓ヶ関大落前 碓ヶ関小落前	3,540×100	35.400	平 川
19	S40. 12. 20	3,414	摺毛沢	切明摺毛沢	5,600×120	58.560	浅瀬石川
20	S41. 2. 1	95	大落前川	碓ヶ関大落前	1,000×10	1.000	平 川
21	S41. 6. 10	1,854	寒 川	葛川温川沢	4,400×80	35.200	浅瀬石川
22	S42. 3. 31	1,159	遠部沢	碓ヶ関西碓ヶ関	3,700×80 1,300×50	36.100	平 川
23	〃	〃	津刈川	碓ヶ関東碓ヶ関	2,420×80	19.360	〃
24	〃	〃	折橋沢	碓ヶ関西碓ヶ関	2,800×50	14.000	〃
25	〃	〃	砂子沢	碓ヶ関東碓ヶ関	1,100×80	8.800	津刈川
26	〃	〃	小国川	小国川辺・山下・原田	4,000×60	24.000	浅瀬石川

番号	告示年月日	告示 番号	溪流名	所在地	延長×幅 (M)	面 積 (h a)	適要
27	S45. 3. 5	242	小国沢	小国字川辺	600×40	2.400	小国川
28	S48. 2. 1	221	砂子沢	平六字毛無森国有林	510×80	4.080	浅瀬石川
29	S48. 7. 11	1,541	滝の股川	切明上井戸	700×130	9.100	浅瀬石川
30	S49. 1. 18	49	上滝の沢	切明滝の森国有林	200×	0.650	切明川
31	〃	〃	下滝沢	小国横前沢国有林	200×	0.900	小国川
32	S51. 2. 9	111	唐竹川	唐竹井沢	800×	6.000	枇杷田川
33	S52. 1. 24	55	滝の股川	切明滝の股国有林	350×	2.370	浅瀬石川
34	S55. 4. 23	911	上滝の沢	切明滝の森国有林	390×	1.360	切明川
35	S57. 8. 4	1,460	切明川	切明滝の森国有林	465×	1.097	浅瀬石川
36	S57. 8. 4	1,460	大落前川	碓ヶ関大落前 大落前山国有林	1,450×	3.290	平 川
37	S59. 9. 17	1,329	不動川	古懸三ツ森 古懸三ツ森山	552×	2.275	〃
38	〃	〃	遠部沢及び ミカゲト沢	碓ヶ関西碓ヶ関山国有林	579× 65×	1.588	〃
39	S62. 10. 15	1,764	小国沢	小国川辺	332×	0.520	
40	H 1. 8. 4	1,384	土倉沢	古懸三ツ森山	265×	1.540	不動川
41	H 2. 9. 10	1,547	滝ノ沢	小国横前沢国有林	341×	1.410	
42	H 8. 3. 12	546	小国沢	小国川辺	342×	0.240	
43	H10. 7. 16	1,467	浄土沢	切明滝の森国有林、坂本	313×	1.170	
44	H12. 1. 20	95	中碓ヶ関沢	碓ヶ関白沢 碓ヶ関西碓ヶ関	485×	9.090	

資料 3－4－7 地すべり危険箇所

番号	区域名	位置	面積 (ha)	河川名	区域内の保全対象				公共施設等	摘要 (指定状況)
					人家 (戸)	耕地 (ha)	公共的建物			
							災害時要援 護者施設等	左記以外の 公共的建物		
1	山下	小国	35.4	小国川	2	3.0			市道400m	
2	葛川	葛川	29.3	浅瀬石川	9	4.0	葛川診療所 東部地区サービス センター		県道700m	

資料 3 - 4 - 8 急傾斜地崩壊危険箇所及び危険区域

(ア) 急傾斜地崩壊危険箇所
(自然斜面)

番号	箇所名	位置	地形要因			人家 戸数	公共的建物		公共施設	急傾斜地崩壊危険区域	
			延長	傾斜 度	斜面 高さ		災害時要援 護者施設等	左記以外の 公共的建物		指定年月日	指定 区域名
1	稲元	尾崎稲元	150	65	6	5					
2	堀合 1 号	唐竹堀合	140	50	8	9	唐竹保育園		県道	S61. 1. 23	
3	唐竹 3 号	唐竹苅原	250	45	7	10		寺院			
4	広船 1 号	広船山下	270	45	7	9			市道	H10. 9. 16	広船 1 号
5	広船 3 号	広船広沢	250	50	8	9			市道	S61. 1. 23 H12. 9. 20 H16. 2. 25	広船 2 号
6	広船 4 号	広船広沢	192	50	10	8			市道	H8. 2. 26	広船 4 号
7	唐竹 2 号	唐竹苅原	200	40	5	9			市道		
8	向川原田 2 号	唐竹高田	180	45	8	6					
9	唐竹 1 号	唐竹堀合	250	30	15	10		共同浴場	市道	H2. 3. 12 H5. 3. 19 H6. 3. 25	唐竹
10	芦毛沢	唐竹芦毛沢	70	41	14	0		旅館			
11	井沢	唐竹井沢	120	50	8	8					
12	白岩		75	40	40	0		白岩自然の家			
13	川辺 1 号	小国川原田	330	40	30	7					
14	川辺 2 号	小国川辺	60	60	30	7			国道、河川		
15	川辺 3 号	小国山下	280	45	20	13			国道		
16	山下	小国山下	270	45	40	10			国道、河川		
17	虹の湖温泉	切明山下	600	38	50	8		旅館 2			
18	葛川 3 号	葛川大川添	140	45	15	1		旅館、電力	国道		
19	葛川 4 号	葛川田ノ沢	100	35	30	0	葛川診療所	市役所支所			
20	葛川 2 号	葛川折戸	180	40	20	8		NTT交換所	市道	S48. 3. 31	葛川
21	葛川 1 号	葛川家岸	140	40	8	0		小中学校			
22	井戸沢 1 号	葛川上の平	200	30	70	17		生活センター	市道		
23	坂本	切明坂本	180	40	30	6			市道	S55. 3. 29	坂本
24	井戸沢 2 号	切明上井戸	280	45	30	10			市道		
25	温川 2 号	切明津根川森	110	35	40	0		旅館	河川		
26	山下 3 号	小国山下	100	30	60	11			市道		
27	唐竹(2)	唐竹苅原	260	30	15	10			市道	H16. 7. 9	唐竹
28	安田 1 号	碓ヶ関古懸安田	138	36	20	7			市道		
29	安田 2 号	碓ヶ関古懸安田	213	39	21	5		神社	市道		
30	古懸 2 号	碓ヶ関古懸安田	442	47	28	12			市道、河川		
31	堂ノ上	碓ヶ関古懸堂ノ上	229	44	27	2			市道		
32	古懸 1 号	碓ヶ関古懸門前	272	35	33	13				S49. 2. 23 S51. 3. 18 H5. 3. 19	古懸
33	鯨森	碓ヶ関鯨森	282	46	48	9			市道		

番号	箇所名	位置	地形要因			人家戸数	公共的建物		公共施設	急傾斜地崩壊危険区域	
			延長	傾斜度	斜面高さ		災害時要援護者施設等	左記以外の公共的建物		指定年月日	指定区域名
34	三笠山 2 号	碓ヶ関三笠山	106	36	22	5			市道		
35	三笠山	碓ヶ関三笠山	158	41	10	4		旅館	市道		
36	白沢	碓ヶ関白沢	158	37	66	14			JR線		
37	白沢 2 号	碓ヶ関白沢	113	87	7	3			JR線		
38	碓ヶ関	碓ヶ関	163	44	96	14			市道、河川		
39	ニノ渡	碓ヶ関久吉ニノ渡	545	45	55	16			市道		
40	蕨ヶ平 1 号	碓ヶ関久吉蕨ヶ平	265	46	71	16		屯所、神社	市道	S57. 12. 28 H5. 3. 19	
41	蕨ヶ平 2 号	碓ヶ関久吉蕨ヶ平	377	45	90	25			市道	S57. 12. 28 H5. 3. 19	
42	たけのこの里	碓ヶ関久吉遠部	243	40	112	0		宿泊施設			
43	西碓ヶ関山	碓ヶ関西碓ヶ関	476	36	81	19			国道		
44	湯ノ沢 3 号	碓ヶ関西碓ヶ関	267	40	59	0		旅館	市道、河川		
45	湯ノ沢 1 号	碓ヶ関西碓ヶ関	28	34	20	0		旅館	市道、河川		
46	西碓ヶ関山 3 号	碓ヶ関久吉遠部	83	35	41	1		宿泊施設	国道		
47	古遠部温泉	碓ヶ関久吉遠部	75	44	26	0		温泉	市道		
48	津刈	碓ヶ関久吉蕨ヶ平	116	54	58	0		ダム管理所	市道		
49	遠部	碓ヶ関久吉遠部	45	44	58	0		ダム管理所	国道		
50	栄館	新屋富山	60	42	9	2					
51	浅井 1 号	尾崎稲元	30	50	8	1					
52	浅井 2 号	尾崎浅井	50	38	40	3					
53	堀合 2 号	唐竹堀合	35	40	15	1					
54	堀合 3 号	唐竹堀合	100	45	15	3					
55	堀合 4 号	唐竹堀合	55	45	15	4					
56	向川原田 3 号	唐竹高田	30	45	8	1			市道		
57	高田 2 号	唐竹高田	40	45	15	1					
58	小金森 1 号	唐竹小金森	150	50	10	4					
59	小金森 3 号	唐竹小金森	60	45	8	2			国道		
60	小金森 2 号	唐竹井沢	60	30	9	1			市道		
61	芦毛沢 2 号	唐竹芦毛沢	120	50	7	3					
62	芦毛沢 3 号	唐竹芦毛沢	70	45	7	2			市道		
63	川原田 2 号	小国川原田	50	40	40	3			国道、河川		
64	葛川出口 1 号	葛川葛川出口	100	50	10	4					
65	葛川出口 3 号	葛川葛川出口	50	40	8	3					
66	葛川出口 4 号	葛川葛川出口	50	38	30	3					
67	誉田邸 2 号	切明誉田邸	50	45	25	1					
68	誉田邸 5 号	切明誉田邸	50	45	12	1			市道		
69	誉田邸 6 号	切明誉田邸	100	40	12	2					
70	摺毛 2 号	切明誉田邸	40	38	14	2					
71	摺毛 1 号	切明誉田邸	85	35	40	1					

番号	箇所名	位置	地形要因			人家戸数	公共的建物		公共施設	急傾斜地崩壊危険区域	
			延長	傾斜度	斜面高さ		災害時要援護者施設等	左記以外の公共的建物		指定年月日	指定区域名
72	摺毛 3 号	切明上の平	60	45	12	2			市道		
73	誉田邸 1 号	切明蛭沢	100	40	50	1			市道		
74	誉田邸 3 号	切明坂本	70	35	90	2			市道		
75	平六村下 1 号	切明平六村下	200	42	30	2					
76	平六村下 2 号	切明平六村下	65	60	8	4			国道		
77	平六村下 3 号	切明平六村下	65	60	8	1			国道		
78	温川沢 1 号	切明津根川森	70	32	40	1			国道		
79	温川沢 3 号	切明温川沢	75	35	23	1					
80	温川沢 2 号	切明温川沢	115	45	20	1			国道		
81	福島	新屋福島	100	58	5	3					
82	広船 2 号	広船山下	80	50	7	2			市道		
83	葛川出口 2 号	葛川葛川出口	40	50	10	1					
84	相乗	碓ヶ関西碓ヶ関山	276	38	73	0					
85	不動野 2 号	碓ヶ関古懸上程森	179	42	18	2					
86	不動野 1 号	碓ヶ関古懸上程森	25	30	14	1					
87	門前家岸	碓ヶ関古懸門前屋岸	193	41	16	6			市道		
88	樋ヶ沢	碓ヶ関古懸門前屋岸	113	58	13	2			市道		
89	不動沢大石	碓ヶ関古懸不動沢大石	161	39	32	5			河川		
90	三笠山 4 号	碓ヶ関鯨森	78	45	51	2			市道		
91	三笠山 3 号	碓ヶ関三笠山	56	85	11	1			市道		
92	白沢 6 号	碓ヶ関白沢	168	38	23	9					
93	白沢 5 号	碓ヶ関白沢	90	49	12	2					
94	白沢 4 号	碓ヶ関白沢	94	39	14	3					
95	踏田切 4 号	碓ヶ関踏田切	205	62	9	0					
96	踏田切 1 号	碓ヶ関踏田切	135	33	144	1			国道		
97	踏田切 2 号	碓ヶ関踏田切	85	31	46	1			国道		
98	踏田切 3 号	碓ヶ関踏田切	45	46	8	1					
99	久吉	碓ヶ関踏田切	275	43	51	3			市道		
100	西碓ヶ関山 2 号	碓ヶ関西碓ヶ関	136	63	6	3			国道		
101	碓ヶ関 2 号	久吉遠部	46	40	30	1			国道		
102	白沢 8 号	碓ヶ関白沢	82	44	5	4					
103	白沢 9 号	碓ヶ関白沢	64	69	5	1			市道		
104	白沢 3 号	碓ヶ関白沢	217	76	11	8			JR線		
105	折橋	碓ヶ関西碓ヶ関山	130	45	36	3			国道		
106	小国 1 号	小国川原田	180	30	85	0			県道		
107	小国 2 号	小国川原田	270	45	35	0					
108	昭和平	葛川葛川出口	350	51	123	0					
109	葛川 5 号	葛川上ノ平	300	63	70	0			国道		
110	一本木	葛川上ノ平	200	56	60	0			国道		

番号	箇所名	位置	地形要因			人家戸数	公共的建物		公共施設	急傾斜地崩壊危険区域	
			延長	傾斜度	斜面高さ		災害時要援護者施設等	左記以外の公共的建物		指定年月日	指定区域名
111	平六 1 号	葛川砂子沢	300	39	80	0					
112	平六 2 号	葛川砂子沢	200	45	80	0					
113	切明川	切明坂本	230	56	150	0					
114	西股沢 1 号	切明坂本	100	34	40	0					
115	西股沢 2 号	切明坂本	170	42	90	0			市道		
116	西股沢 3 号	切明坂本	240	36	50	0			市道、河川		

(人工斜面)

番号	箇所名	位置	地形要因			人家戸数	公共的建物		公共施設	急傾斜地崩壊危険区域	
			延長	傾斜度	斜面高さ		災害時要援護者施設等	左記以外の公共的建物		指定年月日	指定区域名
117	向川原田 1 号	唐竹向川原田	120	50	12	0					
118	湯ノ沢 4 号	碓ヶ関西碓ヶ関山	67	35	37	0		旅館	市道、河川		
119	湯ノ沢 2 号	碓ヶ関西碓ヶ関山	295	37	21	0		旅館	市道、河川		
120	津軽湯ノ沢	碓ヶ関湯ノ沢	53	34	11	0		旅館	河川		
121	川辺 4 号	小国川辺	75	45	30	3			国道		
122	誉田邸 4 号	切明誉田邸	45	45	35	1					
123	白沢 7 号	碓ヶ関白沢	53	38	11	0					

(イ) 急傾斜地崩壊危険区域指定

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）による指定区域

番号	告示年月日	告示	急傾斜地崩壊 危険区域名	所在地	面積	人家	公共的	適要
		番号			(h a)	戸数	建 物	
1	S48. 3. 31	218	葛川	葛川家岸	1. 306	3		
2	S55. 3. 29	301	坂本	切明坂本、滝の沢	0. 823	12		
3	S56. 3. 17	231	広船	広船山下	0. 47	5		
4	S61. 1. 23	43	広船 2 号	広船広沢、山下	1. 657	8		
5	H12. 9. 20	593	広船 2 号	広船広沢	0. 686	5		
6	H16. 2. 25	116	広船 2 号	広船広沢、山下	0. 669	3		
7	H2. 3. 12	162	唐竹	唐竹堀合	2. 016	16	1	
8	H5. 3. 19	191	唐竹	唐竹堀合	1. 191	6		
9	H6. 3. 25	240	唐竹	唐竹堀合	0. 256	2		
10	H8. 2. 26	126	広船 4 号	広船広沢	0. 53	10		
11	H10. 9. 16	601	広船 1 号	広船山下	0. 846	7		
12	H16. 7. 9	489	唐竹 2 号	唐竹苅原	1. 17	10		
13	S49. 2. 23	105	古懸	碓ヶ関古懸樋ヶ沢 門前 塚ノ平	1. 296	14	1	
14	S51. 3. 18	184	不動沢大石	碓ヶ関古懸不動沢大石	1. 029	8		
15	H5. 3. 19	194	不動沢大石	碓ヶ関古懸不動沢大石	0. 316			
16	S57. 12. 28	966	薮ヶ平 1 号	碓ヶ関久吉薮ヶ平 程ヶ平	1. 948	17	1	
17	H5. 3. 19	191	薮ヶ平 1 号	碓ヶ関久吉薮ヶ平 程ヶ平	0. 196			
18	S57. 12. 28	966	薮ヶ平 2 号	碓ヶ関久吉薮ヶ平 程ヶ平	1. 644	13	1	
19	H5. 3. 19	191	薮ヶ平 2 号	碓ヶ関久吉薮ヶ平 程ヶ平	0. 34	4		
20	H17. 12. 28	970	唐竹	唐竹苅原	0. 2995	5		

資料 3 - 4 - 9 河川表

(岩木川水系)

一級河川

番号	河川名	区 間		流路 延長 (km)	管理者
		水源地 (上流端)	下流端		
1	平川	遠部沢の合流点	岩木川への合流点	40.6	国土交通省 青森県
2	浅瀬石川	温川の合流点	平川への合流点	44.8	青森県
3	小国川	上横前沢の合流点	浅瀬石川への合流点	6.5	〃
4	切明川	切明滝の森国有林109林班いの7小班地先の 切明砂防堰堤	浅瀬石川への合流点	3.1	〃
5	引座川	[左岸]新屋遠手沢79番地先 [右岸]新屋遠手沢51番地先	平川への合流点	8.6	〃
6	六羽川	高畑高田48番地先の六羽川一号橋	引座川への合流点	5.4	〃
7	枇杷田川	唐竹向川原田48番の1先の高田橋	六羽川への合流点	4.5	〃
8	浅井川	[左岸]尾崎木戸口186番の38地先 [右岸]尾崎木戸口175番の44地先	引座川への合流点	4.1	〃
9	広船川	[左岸]広船広沢390番の12地先 [右岸]広船広沢274番の1地先	浅井川への合流点	3.8	〃
10	不動川	清之沢の合流点	平川への合流点	4.5	〃
11	相沢川	[左岸]碓ヶ関相沢8番の2地先 [右岸]碓ヶ関相沢6番の2地先	平川への合流点	3.0	〃
12	碓沢川	[左岸]碓ヶ関碓沢18番地先 [右岸]碓ヶ関碓沢60番地先	相沢川への合流点	2.0	〃
13	大落前川	[左岸]碓ヶ関大落前30番地先 [右岸]碓ヶ関大落前36番の1地先	平川への合流点	1.0	〃
14	小落前川	落葉沢の合流点	平川への合流点	2.0	〃
15	津刈川	吉野沢の合流点	平川への合流点	7.0	〃
16	鍋倉沢川	ナンデノ沢の合流点	草刈川への合流点	2.3	〃
17	岩谷沢川	[左岸]碓ヶ関東碓ヶ関山国有林63林班は小班地先 [右岸]碓ヶ関東碓ヶ関山国有林63林班ろ小班地先	草刈川への合流点	1.0	〃
18	砂子沢	碓ヶ関東碓ヶ関山国有林235林班と小班	草刈川への合流点	0.9	〃
19	久吉導水路	津刈川からの分派点	砂子沢への合流点	0.8	〃
20	遠部沢	古遠部沢の合流点	平川への合流点	3.1	〃

普通河川

番号	河川名	区 間		流路 延長 (km)	管理者
		水源地 (上流端)	下流端		
1	五郷川	小和森上平田270番地地先	引座川への合流点	1.2	平川市
2	浅井川	木戸口沢合流点	尾崎木戸口175番地の44地先	2.8	〃
3	広船川	内山農道奥付近	広船広沢390番の12地先	1.2	〃
4	唐竹川	渾神の清水前付近	唐竹向川原田48番の1地先の 高田橋	2.0	〃
5	不動川	関根沢・土倉沢 合流点	日蔭沢合流点	3.0	〃
6	大落前川	白糸滝前付近	碓ヶ関大落前36番の1地先	2.1	〃

資料 3－4－10 ため池分布状況

農業用ため池

番号	溜池名称	所在地	堤 高 (m)	堤頂長 (m)	総貯水量 (m ³)	灌漑受益地 (h a)
1	堤沢溜池	金屋	7.0	100.0	19,500	25.0
2	嘉瀬沢（1）溜池	広船	5.2	34.7	7,700	60.0
3	嘉瀬沢（2）溜池	広船	4.4	36.0	5,400	18.0
4	柳沢堤	広船	3.6	69.0	1,800	20.0
5	吹田堤	沖館	2.3	116.0	3,000	0.0
6	滝沢堤（下）	尾崎	7.0	70.0	84,000	100.0
7	滝沢堤（上）	尾崎	7.0	105.0	33,600	0.0
8	小船堤（下）	広船	2.3	106.0	6,000	3.0
9	小船堤（上）	広船	3.0	60.0	4,800	0.0
10	上の平温水溜池	葛川	2.0	400.0	19,200	12.0
11	遠手沢堤	新屋	2.0	48.0	2,400	0.0
12	大木平温水池	大木平	1.3	26.0	1,080	15.0
13	白戸堤（三）	町居	2.3	35.0	960	1.0
14	中島堤	尾崎	1.0	43.0	1,083	0.9
15	石橋ノ堤	広船	2.7	37.0	5,333	60.0
16	常吉堤	広船	0.0	0.0	0	0.0
17	白戸堤4	町居	1.6	31.4	1,218	1.2
18	あしげ堤	新館	6.0	120.0	18,000	5.1
19	嘉瀬沢3	広船	2.7	37.0	6,715	32.1
20	嘉瀬沢4	広船	3.8	44.0	7,459	0.0
21	桃太郎堤（上）	広船	2.5	20.0	576	0.0
22	沢田堤（ホコマン平堤）	沖館	3.6	33.0	2,136	3.5
23	葛川平温水溜池	葛川	2.0	28.0	3,225	0.0

資料 3 - 4 - 1 1 道路注意箇所

(国道)

番号	点検対象項目	路線名	迂回路	事前 規制	延長	所在地	評価ランク
1	落石・崩壊	国道102号	なし	指定	214	葛川大川添37-137	要対策
2	落石・崩壊	国道102号	なし	指定	168	葛川大川添37-25	要対策
3	落石・崩壊	国道102号	なし	指定	50	葛川平六沢上22-2	要対策
4	落石・崩壊	国道102号	なし	指定	82	切明黒石営林署	要対策
5	落石・崩壊	国道102号	なし	指定	101	切明黒石営林署	要対策
6	落石・崩壊	国道102号	なし	指定	150	切明黒石営林署	要対策
7	落石・崩壊	国道102号	なし	指定	83	切明黒石営林署	要対策
8	落石・崩壊	国道102号	なし	指定	69	切明黒石営林署	要対策
9	落石・崩壊	国道282号	あり	指定	23	碓ヶ関西碓ヶ関山国有林29林班に	要対策
10	落石・崩壊	国道282号	あり	指定	28	碓ヶ関西碓ヶ関山国有林29林班は2	要対策
11	落石・崩壊	国道282号	あり	指定	24	碓ヶ関西碓ヶ関山国有林29林班は2	要対策
12	落石・崩壊	国道282号	あり	指定	70	碓ヶ関西碓ヶ関山国有林29林班は1	要対策
13	落石・崩壊	国道282号	あり	指定	20	碓ヶ関西碓ヶ関山国有林29林班は1	要対策
14	落石・崩壊	国道282号	あり	指定	36	碓ヶ関西碓ヶ関山国有林29林班い3	要対策
15	雪崩	国道282号	なし	未指定	40	碓ヶ関西碓ヶ関山	要対策
16	盛土	国道102号	なし	未指定	240	葛川田の沢口	要対策
17	落石・崩壊	国道102号	なし	指定	48	葛川大川添37-135	カルテ監視
18	落石・崩壊	国道102号	なし	指定	160	葛川大川添37-39	カルテ監視
19	落石・崩壊	国道102号	なし	指定	241	葛川砂子沢22	カルテ監視
20	落石・崩壊	国道102号	なし	指定	222	葛川平六沢上27-5	カルテ監視
21	落石・崩壊	国道102号	なし	指定	126	切明上井戸103-1	カルテ監視
22	落石・崩壊	国道102号	なし	指定	79	切明黒石営林署	カルテ監視
23	落石・崩壊	国道102号	なし	指定	35	切明温川沢1-129	カルテ監視
24	落石・崩壊	国道102号	なし	指定	40	切明黒石営林署	カルテ監視
25	落石・崩壊	国道102号	なし	指定	69	切明黒石営林署	カルテ監視
26	落石・崩壊	国道102号	なし	指定	35	切明黒石営林署	カルテ監視
27	落石・崩壊	国道102号	なし	指定	29	切明黒石営林署	カルテ監視
28	落石・崩壊	国道102号	なし	指定	62	切明黒石営林署	カルテ監視
29	落石・崩壊	国道102号	なし	指定	149	切明黒石営林署	カルテ監視
30	落石・崩壊	国道102号	なし	指定	106	切明黒石営林署	カルテ監視
31	落石・崩壊	国道102号	なし	指定	178	切明黒石営林署	カルテ監視
32	落石・崩壊	国道102号	なし	指定	148	切明黒石営林署	カルテ監視
33	落石・崩壊	国道102号	なし	未指定	62	切明黒石営林署	カルテ監視
34	落石・崩壊	国道102号	なし	未指定	46	切明黒石営林署	カルテ監視
35	落石・崩壊	国道102号	なし	未指定	39	切明黒石営林署	カルテ監視
36	落石・崩壊	国道102号	なし	未指定	36	切明黒石営林署	カルテ監視
37	落石・崩壊	国道102号	なし	未指定	117	切明黒石営林署	カルテ監視
38	落石・崩壊	国道102号	なし	未指定	77	切明黒石営林署	カルテ監視
39	落石・崩壊	国道282号	あり	指定	35	碓ヶ関西碓ヶ関山国有林28林班い	カルテ監視
40	落石・崩壊	国道282号	あり	指定	173	碓ヶ関西碓ヶ関山国有林28林班い	カルテ監視
41	落石・崩壊	国道282号	あり	指定	80	碓ヶ関西碓ヶ関山国有林29林班は2	カルテ監視
42	落石・崩壊	国道282号	あり	指定	11	碓ヶ関西碓ヶ関山国有林29林班は2	カルテ監視
43	落石・崩壊	国道282号	あり	指定	48	碓ヶ関西碓ヶ関山国有林29林班は2	カルテ監視
44	落石・崩壊	国道282号	あり	指定	37	碓ヶ関西碓ヶ関山国有林29林班は1	カルテ監視
45	落石・崩壊	国道282号	あり	指定	43	碓ヶ関西碓ヶ関山国有林29林班は1	カルテ監視
46	落石・崩壊	国道282号	あり	指定	174	碓ヶ関西碓ヶ関山国有林29林班は1	カルテ監視
47	落石・崩壊	国道282号	あり	指定	78	碓ヶ関西碓ヶ関山国有林29林班は1	カルテ監視
48	落石・崩壊	国道282号	あり	指定	113	碓ヶ関西碓ヶ関山国有林29林班は1	カルテ監視
49	落石・崩壊	国道282号	あり	指定	18	碓ヶ関西碓ヶ関山国有林29林班は1	カルテ監視
50	落石・崩壊	国道282号	あり	指定	46	碓ヶ関西碓ヶ関山国有林29林班は1	カルテ監視

番号	点検対象項目	路線名	迂回路	事前 規制	延長	所在地	評価ランク
51	落石・崩壊	国道282号	あり	指定	59	碓ヶ関西碓ヶ関山国有林29林班は1	カルテ監視
52	落石・崩壊	国道282号	あり	指定	54	碓ヶ関西碓ヶ関山国有林29林班は1	カルテ監視
53	落石・崩壊	国道282号	あり	指定	16	碓ヶ関西碓ヶ関山国有林29林班3	カルテ監視
54	落石・崩壊	国道282号	あり	指定	33	碓ヶ関西碓ヶ関山国有林29林班3	カルテ監視
55	落石・崩壊	国道282号	あり	指定	35	碓ヶ関西碓ヶ関山国有林29林班3	カルテ監視
56	落石・崩壊	国道282号	あり	指定	31	碓ヶ関西碓ヶ関山国有林29林班3	カルテ監視
57	落石・崩壊	国道282号	あり	指定	94	碓ヶ関西碓ヶ関山国有林29林班3	カルテ監視
58	落石・崩壊	国道282号	あり	指定	27	碓ヶ関西碓ヶ関山国有林29林班3	カルテ監視
59	落石・崩壊	国道282号	あり	指定	33	碓ヶ関西碓ヶ関山国有林29林班3	カルテ監視
60	落石・崩壊	国道282号	あり	指定	109	碓ヶ関西碓ヶ関山国有林29林班3	カルテ監視
61	落石・崩壊	国道282号	あり	指定	23	碓ヶ関西碓ヶ関山国有林29林班3	カルテ監視
62	落石・崩壊	国道282号	あり	指定	80	碓ヶ関西碓ヶ関山国有林29林班い3	カルテ監視
63	落石・崩壊	国道282号	あり	指定	39	碓ヶ関西碓ヶ関山国有林29林班い3	カルテ監視
64	落石・崩壊	国道282号	あり	指定	166	碓ヶ関西碓ヶ関山国有林29林班い他	カルテ監視
65	落石・崩壊	国道282号	あり	指定	311	碓ヶ関西碓ヶ関山国有林29林班へ他	カルテ監視
66	落石・崩壊	国道282号	あり	指定	91	碓ヶ関西碓ヶ関山国有林31林班は2	カルテ監視
67	落石・崩壊	国道282号	あり	指定	67	碓ヶ関西碓ヶ関山国有林31林班た1	カルテ監視
68	落石・崩壊	国道282号	あり	指定	91	碓ヶ関西碓ヶ関山国有林31林班い	カルテ監視
69	落石・崩壊	国道282号	あり	指定	82	碓ヶ関西碓ヶ関山国有林31林班い	カルテ監視
70	落石・崩壊	国道282号	あり	指定	77	碓ヶ関西碓ヶ関山国有林31林班い	カルテ監視
71	落石・崩壊	国道282号	あり	指定	95	碓ヶ関西碓ヶ関山国有林31林班い	カルテ監視
72	落石・崩壊	国道282号	あり	指定	62	碓ヶ関西碓ヶ関山国有林31林班か	カルテ監視
73	落石・崩壊	国道282号	あり	指定	60	碓ヶ関西碓ヶ関山国有林31林班は3	カルテ監視
74	落石・崩壊	国道454号	なし	指定	265	小国浅瀬石山1-16他	カルテ監視
75	落石・崩壊	国道455号	なし	指定	10	小国川辺175-24	カルテ監視
76	落石・崩壊	国道456号	なし	指定	45	小国深沢21-95	カルテ監視
77	地すべり	国道102号	なし	指定	17	切明黒石営林署	カルテ監視
78	雪崩	国道102号	なし	未指定	150	葛川大川添	カルテ監視
79	雪崩	国道102号	なし	未指定	40	切明温川沢	カルテ監視
80	雪崩	国道102号	なし	未指定	50	切明国有林	カルテ監視
81	雪崩	国道102号	なし	未指定	100	切明国有林	カルテ監視
82	雪崩	国道102号	なし	未指定	90	切明国有林	カルテ監視
83	雪崩	国道102号	なし	未指定	140	切明国有林	カルテ監視
84	雪崩	国道282号	なし	未指定	10	碓ヶ関西碓ヶ関山	カルテ監視
85	雪崩	国道282号	なし	未指定	90	碓ヶ関西碓ヶ関山	カルテ監視
86	雪崩	国道282号	なし	未指定	20	碓ヶ関西碓ヶ関山	カルテ監視
87	雪崩	国道282号	なし	未指定	40	碓ヶ関西碓ヶ関山	カルテ監視
88	擁壁	国道102号	なし	未指定	220	葛川大川添	カルテ監視
89	擁壁	国道102号	なし	未指定	40	切明	カルテ監視
90	擁壁	国道102号	なし	未指定	60	切明国有林	カルテ監視
91	地吹雪	国道102号	あり	未指定	4200	蒲田	カルテ監視
92	地吹雪	国道102号	なし	未指定	300	切明国有林	カルテ監視

(地方道)

番号	点検対象 項目	道路 種別	路線名	迂回路	事前 規制	延長	所在地	評価ランク
1	落石・崩壊	一般県道	碓ヶ関大鰐停車場線	あり	指定	187	碓ヶ関碓沢61-76	要対策
2	落石・崩壊	一般県道	碓ヶ関大鰐停車場線	あり	指定	70	碓ヶ関相沢	要対策
3	落石・崩壊	一般県道	碓ヶ関大鰐停車場線	あり	指定	122	碓ヶ関碓沢111-3	要対策
4	落石・崩壊	一般県道	小国本町線	なし	未指定	68	小国浅瀬石山1-57	カルテ監視
5	落石・崩壊	一般県道	小国本町線	なし	未指定	60	小国深沢18-280	カルテ監視
6	落石・崩壊	一般県道	小国本町線	なし	未指定	86	小国深沢18-280	カルテ監視
7	落石・崩壊	一般県道	小国本町線	なし	未指定	191	唐竹石倉出口早坂左脇の沢3-3	カルテ監視
8	落石・崩壊	一般県道	小国本町線	なし	未指定	191	唐竹石倉出口早坂左脇の沢	カルテ監視
9	落石・崩壊	一般県道	小国本町線	なし	未指定	68	唐竹石倉出口早坂左脇の沢1-2	カルテ監視
10	落石・崩壊	一般県道	小国本町線	なし	未指定	41	唐竹石倉出口早坂左脇の沢1-1	カルテ監視
11	落石・崩壊	一般県道	小国本町線	なし	未指定	32	唐竹石倉出口早坂左脇の沢1-1	カルテ監視
12	落石・崩壊	一般県道	小国本町線	なし	未指定	14	唐竹石倉出口早坂左脇の沢1-1	カルテ監視
13	落石・崩壊	一般県道	小国本町線	なし	未指定	42	唐竹石倉出口早坂左脇の沢1-1	カルテ監視
14	落石・崩壊	一般県道	小国本町線	なし	未指定	125	唐竹石倉出口早坂左脇の沢1-1	カルテ監視
15	落石・崩壊	一般県道	小国本町線	なし	未指定	99	唐竹小松原1-17	カルテ監視
16	落石・崩壊	一般県道	小国本町線	なし	未指定	106	唐竹石倉12	カルテ監視
17	落石・崩壊	一般県道	小国本町線	あり	未指定	36	唐竹薬師沢6-1	カルテ監視
18	雪崩	一般県道	小国本町線	なし	未指定	160	小国深沢	カルテ監視
19	雪崩	一般県道	小国本町線	なし	未指定	160	小国深沢	カルテ監視
20	雪崩	一般県道	小国本町線	なし	未指定	340	唐竹石倉出口早坂左脇の沢	カルテ監視
21	地吹雪	主要地方道	大鰐浪岡線	あり	未指定	460	小和森福田	カルテ監視
22	地吹雪	主要地方道	大鰐浪岡線	あり	未指定	550	高木松元	カルテ監視
23	地吹雪	主要地方道	大鰐浪岡線	あり	未指定	600	新屋町下沢田	カルテ監視
24	地吹雪	主要地方道	弘前環状線	なし	未指定	430	杉館宮元	カルテ監視
25	地吹雪	一般県道	吹上金屋黒石線	あり	未指定	540	新屋稲村	カルテ監視
26	地吹雪	一般県道	平賀門外線	あり	未指定	360	本町西宮	カルテ監視
27	地吹雪	一般県道	平賀門外線	あり	未指定	550	館田中前田	カルテ監視
28	地吹雪	一般県道	平賀門外線	あり	未指定	380	四ツ屋亀田	カルテ監視
29	地吹雪	一般県道	弘前田舎館黒石線	あり	未指定	180	蒲田元宮	カルテ監視

資料 3－5－1 自主防災組織一覧

平成26年1月1日現在

NO	組 織 名	隊員数	カバー世帯数
1	新山町会防災部	94人	101世帯
2	八幡崎町会防災部会	583人	217世帯
3	新屋町会自主防災会	354人	418世帯
4	新館町会自主防災会	100人	116世帯
5	新屋町自主防災会	166人	189世帯
6	長田町会自主防災会	47人	52世帯
7	大光寺町会自主防災会	279人	311世帯
8	館山・松崎自主防災会	138人	176世帯
9	蒲田町会自主防災会	51人	60世帯
10	平成町会自主防災会	236人	288世帯
11	大木平町会自主防災会	12人	14世帯
12	尾崎町会自主防災会	323人	376世帯
13	唐竹町会自主防災会	310人	460世帯
14	一本木町会自主防災会	17人	20世帯
15	小国町会自主防災会	51人	57世帯
16	広船町会自主防災会	206人	245世帯
17	苗生松町会自主防災会	83人	100世帯
18	井戸沢町会自主防災会	17人	18世帯
19	葛川町会自主防災会	39人	48世帯
20	沖館町会自主防災会	212人	291世帯
21	本町町会自主防災会	417人	528世帯
22	高木町会自主防災会	337人	393世帯
23	原田町会自主防災会	124人	146世帯
24	李平町会自主防災会	173人	177世帯
25	金屋自主防災会	250人	290世帯
26	切明町会自主防災会	20人	24世帯
27	猿賀町会自主防災会	355人	469世帯
28	向陽自主防災会	162人	206世帯
29	館田町会自主防災会	201人	248世帯
30	大坊町会自主防災会	177人	207世帯
31	三町会自主防災会	115人	138世帯
32	柏木町自主防災会	458人	705世帯
33	小和森町会自主防災会	144人	175世帯
34	平田森町会自主防災会	127人	145世帯
35	光城町会自主防災会	278人	342世帯
36	南田中町会自主防災会	378人	429世帯
37	日沼町会自主防災会	164人	233世帯
38	碓ヶ関地区自主防災会	716人	802世帯
39	久吉町会自主防災会	86人	108世帯
40	荒田町会自主防災会	57人	59世帯
41	岩館町会自主防災会	103人	123世帯
合 計		8,160人	9,504世帯

(全体11,517世帯)

世帯カバー率82.5%

資料 3－8－1 指定避難所等一覧

〈屋内公共施設等〉

番号	施設名	所在地	収容 可能 人員	管理者名	施設の構造・ 面積 (㎡)	給水・炊飯 施設有無	
						給水	炊飯
1	平川市立小和森小学校	大光寺二村井 1 6 6 番地	1,200	学校長	鉄筋 4,768	有	有
2	平川市立松崎小学校	館山上亀岡 5 番地 1	1,000	学校長	鉄筋 4,005	有	有
3	平川市立柏木小学校	柏木町柳田 8 番地 2	700	学校長	鉄筋 3,435	有	有
4	平川市立大坊小学校	岩館下り松 7 2 番地 2	600	学校長	鉄筋 2,704	有	有
5	平川市立竹館小学校	沖館永田 3 4 番地 3	1,000	学校長	鉄筋 4,272	有	有
6	平川市立平賀東小学校	尾崎川合 6 9 番地	1,250	学校長	鉄筋 5,202	有	有
7	平川市立平賀東中学校	新館後野 1 0 4 番地 1	1,500	学校長	鉄筋 6,295	有	有
8	平川市立平賀西中学校	大光寺白山 1 3 番地 2	1,300	学校長	鉄筋 5,642	有	有
9	平川市立葛川小中学校	葛川家岸 1 3 番地	300	学校長	鉄筋 1,059	有	有
10	平川市文化センター	光城 2 丁目 3 0 番地 1	1,400	生涯学習課長	鉄筋 5,977	有	有
11	平川市総合運動施設 体育館	新館野木和 4 8 番地	650	体育協会	鉄筋 2,762	有	有
12	平川市平賀農村環境改善センター	新館野木和 2 0 番地 1	300	農林課長	鉄筋 1,504	有	有
13	平川市克雪管理センター	葛川家岸 1 0 番地 2	50	町会長	鉄筋 352	有	有
14	小国コミュニティセンター	小国川原田 2 番地 1	40	町会長	木造 215	有	有
15	杉館集会施設	杉館宮元 7 2 番地 2	40	町会長	木造 264	有	有
16	大坊コミュニティーセンター	大坊竹内 2 2 5 番地	100	町会長	木造 476	有	有
17	本町コミュニティーセンター	本町南柳田 8 4 番地 2	100	町会長	木造 499	有	有
18	小和森多目的研修集会施設	小和森松村 4 番地 1	80	町会長	木造 404	有	有
19	荒田農業研修センター	荒田駒田 1 5 9 番地 2	30	町会長	木造 214	有	有
20	平成町コミュニティセンター	小和森上松岡 1 8 4 番地 2	40	町会長	木造 297	有	有
21	平賀農村婦人の家	館山上亀岡 1 番地 2	100	町会長	木造 476	有	有
22	苗生松多目的集会所	館田西和田 2 0 5 番地 3	40	町会長	木造 275	有	有
23	西の平団地集会室	苗生松下東田 4 1 番地 2	20	都市計画課長	木造 116	有	有
24	館田地区農業推進拠点施設	館田前田 2 8 9 番地 2	50	町会長	木造 315	有	有

番号	施設名	所在地	収容 可能 人員	管理者名	施設の構造・ 面積 (㎡)	給水・炊飯 施設有無	
						給水	炊飯
25	柏木町コミュニティセンター	柏木町東田 1 6 7 番地 5 8	60	町会長	木造 396	有	有
26	石郷多目的研修集会施設	石郷村元 2 6 1 番地	40	町会長	木造 322	有	有
27	向陽多目的研修集会施設	高畑前田 1 1 7 番地	40	町会長	木造 298	有	有
28	原田農業研修センター	原田今井 1 2 1 番地 2	40	町会長	木造 298	有	有
29	岩館地区構造改善センター	岩館下り松 9 6 番地	40	町会長	木造 274	有	有
30	三町会農業研修センター	小杉稲村 8 7 番地 1	150	町会長	木造 980	有	有
31	四ツ屋集会所	四ツ屋亀田 7 8 番地 2		町会長	木造 62	有	有
32	唐竹多目的集会所	唐竹苅原 1 7 8 番地 1 3	100	町会長	木造 480	有	有
33	鳥海会館	沖館長田 2 1 番地 4	80	町会長	木造 452	有	有
34	向野町会集会所	沖館向野 1 番地 2 2		町会長	木造 34	有	有
35	新館集落センター	新館藤巻 4 3 番地 1	40	町会長	木造 293	有	有
36	広船地区構造改善センター	広船福田 2 0 7 番地	100	町会長	木造 595	有	有
37	飛鳥会館	町居横山 3 4 1 番地 2	100	町会長	木造 612	有	有
38	尾崎多目的研修集会施設	尾崎浅井 9 9 番地 1	80	町会長	木造 481	有	有
39	松野地区集会所	尾崎稲元 3 8 番地 2 0		町会長	木造 49	有	有
40	平田森多目的集会所	平田森稲村 3 9 番地 1	40	町会長	木造 275	有	有
41	新屋多目的集会所	新屋栄館 5 4 番地 6	80	町会長	木造 477	有	有
42	松館農業研修センター	松館浅井 2 9 番地 2	30	町会長	木造 174	有	有
43	光城コミュニティセンター	光城 6 丁目 8 番地	60	町会長	木造 360	有	有
44	大光寺コミュニティセンター	大光寺三村井 7 0 番地 3	80	町会長	木造 488	有	有
45	切明コミュニティセンター	切明坂本 5 4 番地 2		町会長	鉄骨造 193	有	有
46	井戸沢集会所	切明上井戸 4 2 番地 6		町会長	木造 123	有	有
47	一本木コミュニティセンター	葛川一本木平 3 0 番地 1		町会長	木造 462	有	有
48	大木平集会所	切明温川沢 1 番地 2 8		町会長	木造 160	有	有
49	温川地区多目的集会所	切明津根川森 1 番地 3 9		町会長	木造 134	有	有
50	金屋地区多目的研修施設	金屋上松元 4 6 番地 9	140	町会長	木造 554	有	有

番号	施設名	所在地	収容 可能 人員	管理者名	施設の構造・ 面積 (㎡)	給水・炊飯 施設有無	
						給水	炊飯
51	南田中集落会館	南田中北原 2 3 番地 1	50	町会長	木造 200	有	有
52	平川市東公民館	南田中西原 1 3 0 番地	100	町会長	木造 581	有	有
53	平川市立金田小学校	南田中北原 1 2 0 番地 1	460	学校長	鉄筋 5,980	有	有
54	李平地区集落改善センター	李平上安原 6 2 番地 1	60	町会長	木造 235	有	有
55	平川市おのえスポーツセンター	新屋町北鶉野 1 5 番地 1	220	体育協会	鉄筋 1,102	有	無
56	高木集落会館	高木原田 6 3 番地	40	町会長	木造 162	有	有
57	尾上農村婦人の家	原大野 3 4 番地 2	70	町会長	木造 322	有	有
58	平川市尾上農村環境改善 センター	猿賀池上 4 5 番地 1	100	おのえ企画	鉄筋 1,464	有	有
59	平川市ふるさとセンター	猿賀石林 9 4 番地	30	おのえ企画	木造 604	有	有
60	平川市猿賀公民館	猿賀遠林 1 番地 2	90	町会長	木造 547	有	有
61	平川市尾上公民館	尾上栄松 3 7 番地	220	生涯学習課長	鉄筋 1,416	有	有
62	新屋町会館	新屋町松下 8 6 番地 4	60	町会長	木造 226	有	有
63	平川市尾上地域福祉センター	猿賀南田 9 6 番地 3	400	社会福祉協議会	鉄筋 2,128	有	有
64	平川市立尾上中学校	中佐渡南田 4 9 番地	510	学校長	鉄筋 5,804	有	有
65	平川市尾上体育館	中佐渡南田 9 5 番地 4	200	体育協会	鉄筋 1,021	有	無
66	中佐渡集落会館	中佐渡前田 3 2 番地 1	50	町会長	木造 322	有	有
67	長田地区担い手センター	長田沼田 3 2 番地 2	30	町会長	木造 116	有	有
68	平川市立猿賀小学校	猿賀明堂 1 3 6 番地 2	410	学校長	鉄筋 4,736	有	有
69	八幡崎地区農業研修センター	八幡崎宮本 8 5 番地 3	90	町会長	木造 354	有	有
70	新山地区担い手センター	新山岡部 6 8 番地	40	町会長	木造 161	有	有
71	蒲田地区担い手センター	蒲田本宮 3 1 番地	40	町会長	木造 162	有	有
72	日沼地区コミュニティ施設	日沼高田 1 0 4 番地 2	90	町会長	木造 419	有	有
73	平川市立碓ヶ関小学校	碓ヶ関三笠山 1 2 7 番地 2 3	1,300	学校長	鉄筋 5,032	有	有
74	平川市立碓ヶ関中学校	碓ヶ関三笠山 1 0 0 番地 2	1,200	学校長	鉄筋 4,541	有	有
75	平川市碓ヶ関公民館	碓ヶ関三笠山 7 8 番地	600	碓ヶ関公民館長	鉄筋 2,208	有	有
76	平川市碓ヶ関地域福祉保健セン ター	碓ヶ関三笠山 1 2 0 番地 1	500	社会福祉協議会	鉄筋 2,138	有	有

番号	施設名	所在地	収容 可能 人員	管理者名	施設の構造・ 面積（㎡）	給水・炊飯 施設有無	
						給水	炊飯
77	平川市碓ヶ関温泉会館	碓ヶ関鯨森 8 番地 1	100	碓ヶ関総合支所 市民生活課長	木造 823	有	有
78	平川市古懸地区公民館	碓ヶ関古懸南不動野 8 3 番地	100	碓ヶ関公民館長	木造 561	有	有
79	平川市久吉地区公民館	碓ヶ関久吉積ヶ平 7 1 番地 1	80	碓ヶ関公民館長	鉄筋 422	有	有
80	船岡集会所	碓ヶ関久吉二ノ渡 2 2 番 地 6 9	40	町会長	木造 199	有	有

〈屋外公共施設等〉

番号	施設名	所在地	収容可能 人 員	施設の面積 (㎡)	備考
1	平川市立小和森小学校グラウンド	大光寺二村井 1 6 6 番地	4,400	20,417	
2	平川市立松崎小学校グラウンド	館山上亀岡 5 番地 1	2,600	9,878	
3	平川市立柏木小学校グラウンド	柏木町柳田 8 番地 2	2,900	12,379	
4	平川市立大坊小学校グラウンド	岩館下り松 7 2 番地 2	2,100	9,212	
5	平川市立竹館小学校グラウンド	沖館永田 3 4 番地 3	3,700	14,152	
6	旧平川市立広船小学校グラウンド	広船福田 3 5 4 番地	1,100	8,345	
7	平川市立平賀東小学校グラウンド	尾崎川合 6 9 番地	5,600	28,049	
8	平川市立平賀東中学校グラウンド	新館後野 1 0 4 番地 1	12,200	32,407	
9	平川市立平賀西中学校グラウンド	大光寺白山 1 3 番地 2	10,400	42,102	
10	旧平川市立小国小中学校グラウンド	小国川原田 1 2 番地 1	300	5,147	
11	平川市立葛川小中学校グラウンド	葛川家岸 1 3 番地	680	6,478	
12	平川市総合運動施設グラウンド	新館野木和 4 8 番地	3,800	15,417	
13	中央公園	柏木町藤山27-22	4,200	16,908	
14	新館山霊園	新館東山117-209	6,300	25,450	
15	平川市立金田小学校グラウンド	南田中北原 1 2 0 番地 1	4,600	19,914	
16	平川市立猿賀小学校グラウンド	猿賀明堂 1 3 6 番地 2	4,800	21,934	
17	平川市立尾上中学校グラウンド	中佐渡南田 5 2 番地	4,900	22,702	
18	猿賀公園	猿賀池上45-3	6,400	64,000	
19	中佐渡地区農村公園	長田野田53-2	590	2,534	
20	日沼地区農村公園	日沼高田10-1	1,125	4,484	
21	新屋町地区農村公園	新屋町松下86-1	430	2,000	
22	児童公園	南田中東林元12	250	1,904	
23	平川市立碓ヶ関小学校グラウンド	碓ヶ関三笠山127-23	2,000	15,036	
24	平川市立碓ヶ関中学校グラウンド	碓ヶ関三笠山100-2	2,000	13,627	
25	古懸不動尊境内	碓ヶ関古懸門前1-1	600	5,000	

資料 3－8－2 福祉避難所一覧

(市内・周辺市町村)

番号	施設名	法人名	分類	住所
1	特別養護老人ホーム 緑青園	社会福祉法人 緑風会	特養	平川市沖館和田84
2	太陽の里	社会福祉法人 緑風会	GH	弘前市堀越柳田3-12
3	特別養護老人ホーム さわやか園	社会福祉法人 直心会	特養	平川市日沼樋田85
4	特別養護老人ホーム 慶游荘	社会福祉法人 津軽やわらぎ	地域密着型	平川市町居山元304-1
5	特別養護老人ホーム おのえ荘	社会福祉法人 柏友会	地域密着型	平川市尾上池上100-1
6	介護老人保健施設 三笠ケアセンター	社会福祉法人 三笠苑	老健	平川市館田西和田200
7	グループホーム サンライフ三笠	社会福祉法人 三笠苑	GH	平川市館田西和田201-2
8	グループホーム サンライフ碓ヶ関	社会福祉法人 三笠苑	GH	平川市碓ヶ関鯨森90-1
9	グループホーム サンライフ堀越	社会福祉法人 三笠苑	GH	弘前市堀越柳元293
10	グループホーム サンライフ浦町	社会福祉法人 三笠苑	GH	黒石市浦町1丁目82
11	ユートピア白神	社会福祉法人 三笠苑	GH	西目屋村大字田代字稲元3-1
12	大鰐温泉保養館	社会福祉法人 三笠苑	GH	大鰐町大字大鰐字湯野川原8-4
13	介護老人保健施設 のぞみ	医療法人 みらい会	老健	平川市李平上山崎54-1
14	ディサービスセンター なごみ	医療法人 みらい会	GH	平川市柏木町藤山30-35
15	グループホーム なごみ	医療法人 みらい会	GH	平川市柏木町藤山30-35
16	グループホーム いずみ	医療法人 みらい会	GH	平川市李平上山崎53-1
17	介護老人保健施設 つがる	財団法人 黎明郷	老健	平川市碓ヶ関湯向川添30
18	グループホーム あいのさと	有限会社 愛の郷	GH	平川市唐竹苅原71-2
19	グレイスハウス 平川	株式会社 介護サポート	GH	平川市町居西田111-1
20	ディサービスセンター おのえ	社会福祉法人 三和会	GH	平川市中佐渡上石田36-1
21	グループホーム もみじの森	有限会社 セリリュウ	GH	平川市猿賀石林37-3
22	グループホーム 岩木望おのえ	有限会社みや・コーポレーション	GH	平川市原上原24-4
23	グループホーム 岩木望	有限会社みや・コーポレーション	GH	田舎館村畑中樋口158
24	グループホーム あいのり	株式会社ユートピアあいのり	GH	平川市碓ヶ関西碓ヶ関山185
25	特別養護老人ホーム 白寿園	社会福祉法人 沢朋会	特養	弘前市大沢字稲元3-2
26	特別養護老人ホーム 弘前大清水ホーム	社会福祉法人 藤聖母園	特養	弘前市清原4丁目9-2
27	特別養護老人ホーム 福寿園	社会福祉法人 一葉会	特養	弘前市福村新館添50-8
28	弘前リハビリセンター (弘前城東医院 併設)	医療法人 鶴豊会	老健 (療養型)	弘前市高田1丁目10-7
29	有料老人ホーム ほのぼの	医療法人 恩幸会	療養型	弘前市石川石川97
30	グループホーム やすらぎ	医療法人 恩幸会	GH	弘前市石川大仏下53

番号	施 設 名	法 人 名	分類	住 所
31	グループホーム アップルハウス	いかり 商事株式会社	GH	弘前市境関亥ノ宮29-1
32	グループホーム バンドー弘前城東	バンドーウエルフェアグループ株式会社	GH	弘前市末広 4 丁目1-6
33	グループホーム バンドー黒石	バンドーウエルフェアグループ株式会社	GH	黒石市追子野木 1 丁目190-2
34	介護老人保健施設 あしたばの里・黒石	医療法人 済寿会	老健	黒石市末広6-1
35	黒石特別養護老人ホーム	社会福祉法人 報徳会	特養	黒石市赤坂池田136
36	特別養護老人ホーム 大鰐ホーム	社会福祉法人 北光会	特養	大鰐町大鰐菰頭9-2
37	旭光園	社会福祉法人 七峰会	障害者	平川市猿賀明堂255
38	障害者支援施設 青葉寮	南黒地方福祉事務組合	障害者	平川市唐竹高田45
39	大鰐療育センター	社会福祉法人 素樸会	障害児	大鰐町苦木野尻170-1

資料３－８－３ 拠点避難所整備資機材等一覧

１．各小中学校

対象校：市内全小中学校

[小学校]金田、猿賀、柏木、大坊、小和森、松崎、竹館、平賀東、碓ヶ関

[中学校]尾上、平賀西、平賀東、葛川小中、碓ヶ関 計 14校

整備品目	規格等	数量
インバーター発電機	定格出力4.5KVA	1台
投光器	ハロゲンライト500W×2灯式、3脚スタンド式	2台
燃料携行缶	20L	1缶
石油ストーブ	対流式、暖房出力6.59KW、燃料7Lタイプ	4台
ドラム式延長コード	防雨型、30m	2台
延長コード	3m、4口	2本
懐中電灯	ハロゲン懐中電灯	4個
扇風機（工場扇）	ハネ径45cm、最大風量165～186m³/min	1台

葛川小中学校のみ整備（孤立対策）

整備品目	規格等	数量
長期保存型カロリーメイト	2ブロック/箱、賞味期限3年	300箱
保存水	2L×6本/箱、保存期間5年	25箱
水電池（災害備蓄用セット）	単3型、保存期間20年	100本
アルファ米	白米160ml（1食）、賞味期限5年	300食
ガソリン缶詰	1L缶×4個/箱、3年保存	6箱
簡易トイレ（組織用セット）	200回分/箱、既設便器セットタイプ	3箱

２．各孤立対策集落施設

対象集落：小国、切明、井戸沢、温川、大木平、葛川、一本木、久吉 計 8集落

整備品目	規格等	数量
インバーター発電機	定格出力1.6KVA	1台
投光器	ハロゲンライト500W×1灯式、3脚スタンド式	1台
燃料携行缶	10L	1缶
石油ストーブ	対流式、暖房出力6.59KW、燃料7Lタイプ	1台
ドラム式延長コード	防雨型、30m	1台
延長コード	3m、4口	1本
懐中電灯	ハロゲン懐中電灯	2個
扇風機（リビング扇）	ハネ径30cm	1台
ガソリン缶詰	1L缶×4個/箱、3年保存	3箱
簡易トイレ（緊急用）	20回分・便器付き/箱	2箱
長期保存型カロリーメイト	2ブロック×60、重量3kg、賞味期限3年	1食分/人
保存水	2L×6本/箱、保存期間5年	10/人
水電池（災害備蓄用セット）	単3型、保存期間20年	50本
アルファ米	白米160ml（1食）、賞味期限5年	1食分/人

３．その他施設

整備品目	規格等	文化センター	碓ヶ関公民館
インバーター発電機	定格出力1.6KVA	1台	2台
投光器	ハロゲンライト500W×2灯式、3脚スタンド式	2台	
投光器	ハロゲンライト250W×2灯式、3脚スタンド式		2台
燃料携行缶	20L	2缶	1缶
石油ストーブ	対流式、暖房出力6.59KW、燃料7Lタイプ	8台	6台
扇風機（リビング扇）	ハネ径30cm	4台	6台

資料 3－8－4 特設公衆電話設置場所一覧

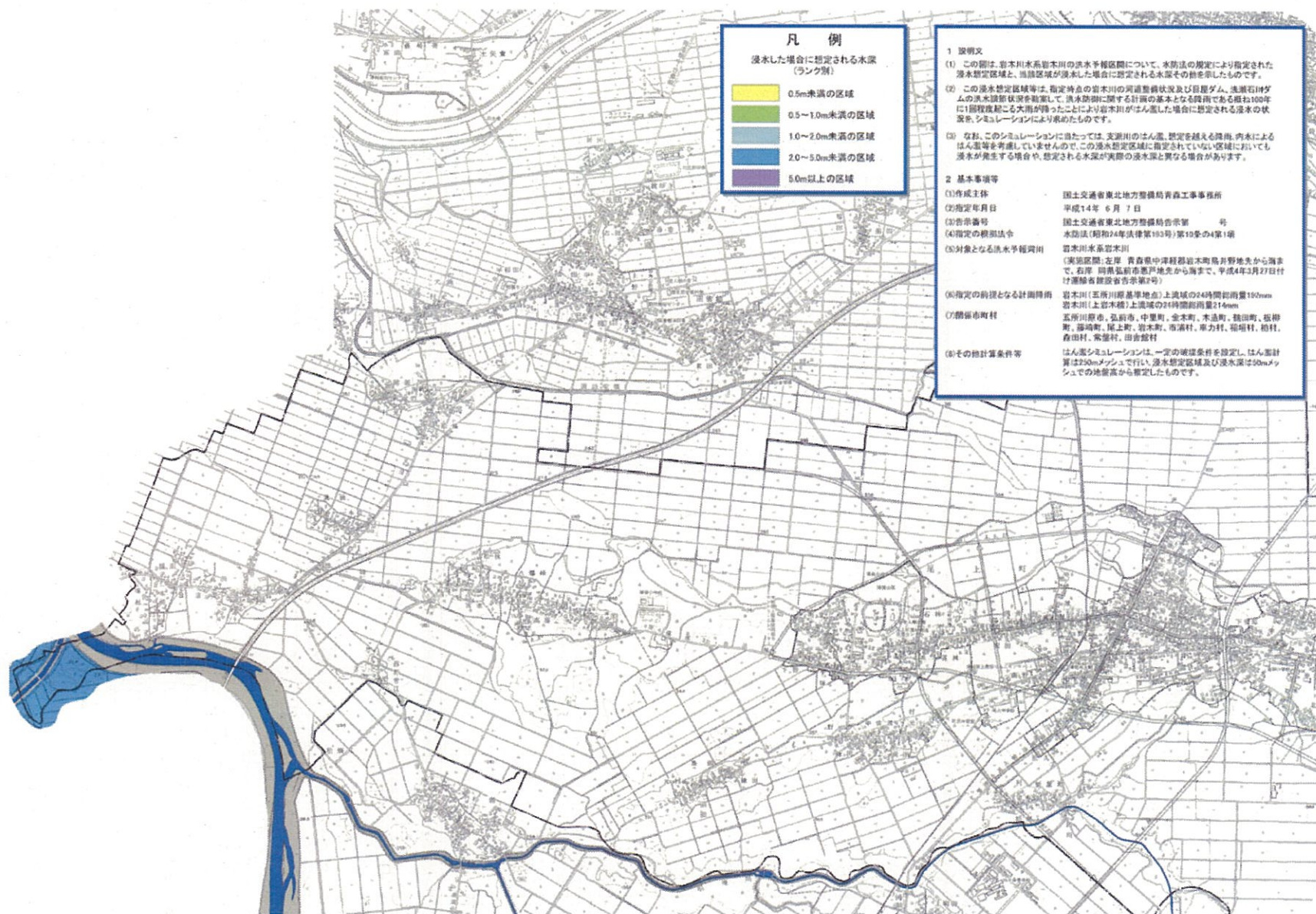
番号	避難施設名称	所在地	避難所開設時の設置箇所	管理者
1	平川市立小和森小学校	平川市大光寺二村井166番地	職員室前	各学校長
2	平川市立松崎小学校	平川市館山上亀岡5番地1	職員室前	
3	平川市立柏木小学校	平川市柏木町柳田8番地2	職員室前	
4	平川市立大坊小学校	平川市岩館下り松72番地2	職員室前	
5	平川市立竹館小学校	平川市沖館永田34番地3	職員室前	
6	平川市立平賀東小学校	平川市尾崎川合69番地	職員室前	
7	平川市立平賀東中学校	平川市新館後野104番地1	職員室前	
8	平川市立平賀西中学校	平川市大光寺白山13番地2	職員室前	
9	平川市立葛川小中学校	平川市葛川家岸13番地	非常口 出入り口内	
10	平川市立金田小学校	平川市南田中北原120番地1	職員室前	
11	平川市立尾上中学校	平川市中佐渡南田49番地	職員室前	
12	平川市立猿賀小学校	平川市立猿賀明堂136番地2	職員室前	
13	平川市立碓ヶ関小学校	平川市立碓ヶ関三笠山127番地23	体育館 入り口前	
14	平川市立碓ヶ関中学校	平川市立碓ヶ関三笠山100番地2	職員室前	
15	小国コミュニティセンター	平川市小国川原田2番地1	出入り口内	各町会長
16	切明コミュニティセンター	平川市切明坂本54番地2	出入り口内	
17	一本木地区集落再編地区生活センター	平川市葛川一本木平30番地1	出入り口内	
18	井戸沢集会所	平川市切明上井戸42番地6	事務室前	
19	大木平集会所	平川市切明温川沢1番地28	屋内	
20	温川地区多目的集会所	平川市切明津根川森1番地39	出入り口内	
21	平川市久吉地区公民館	平川市碓ヶ関久吉蒔ヶ平71番1	出入り口内	地区館長

資料 3－8－5 応急用備蓄資器材等一覧

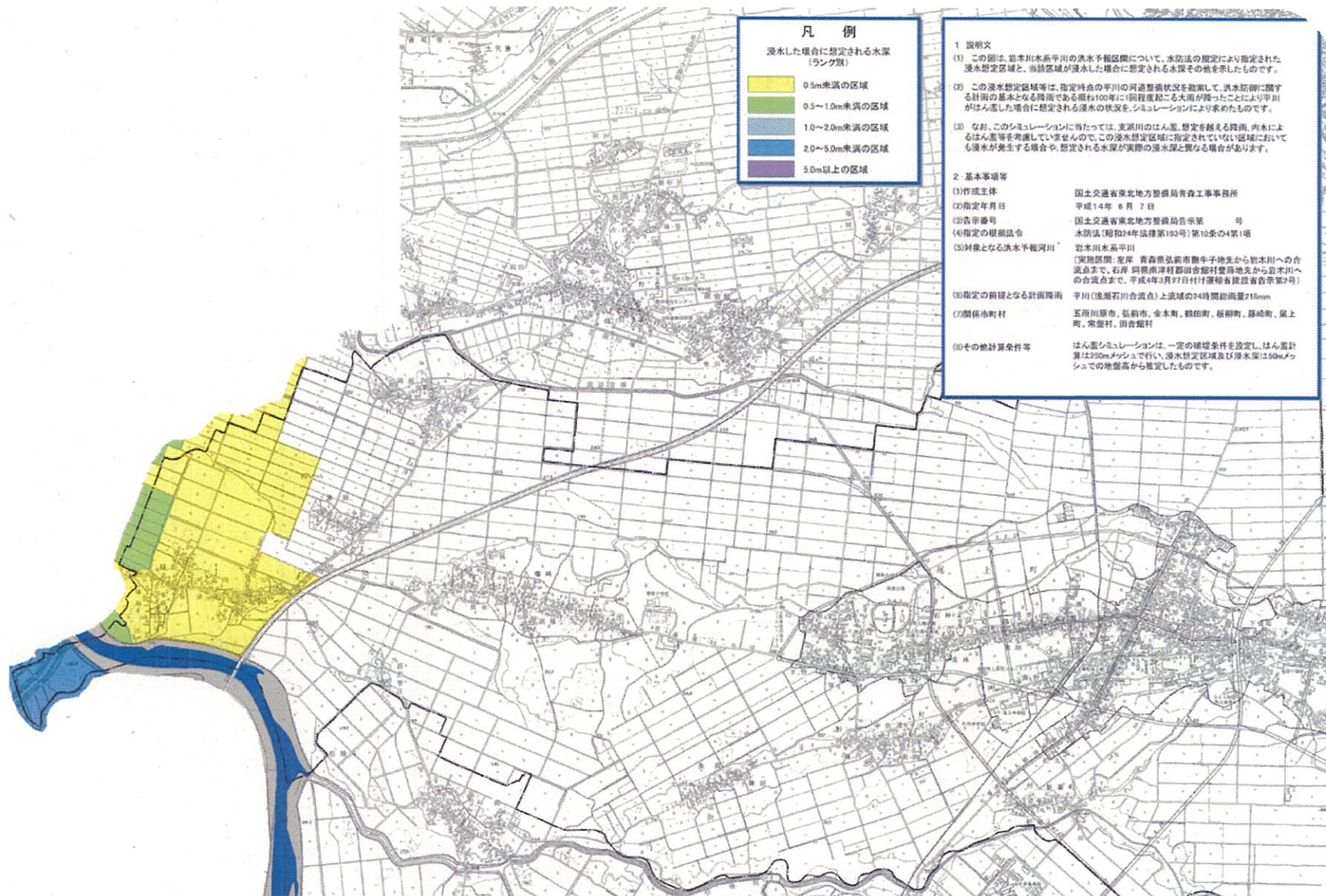
平成26年1月1日現在

整備品目	規格等	本庁	尾上総合 支 所	碓ヶ関総合 支 所	葛川支所
土のう袋		1,475	1,000	1,400	500
ブルーシート	3.6m×5.4m	50	45	71	40
哺乳瓶	240ml、プラスチック	20	10	10	10
赤ちゃんミルク	アレルギー対応型 850g/缶、賞味期限1.5年	5	5	5	5
スポンジブラシ（哺乳瓶用）		1	1	1	1
洗剤（哺乳瓶用）		1	1	1	1
消毒専用容器（哺乳瓶用）	容量4L	1	1	1	1
消毒カプセル（哺乳瓶用）	60錠/箱	1	1	1	1
大人用オムツ	14枚入×4/箱	4	1	2	3
子供用オムツ	42枚入×4/箱 おしりふき込	14	10	7	9
毛布		280	100	90	
マスク		6,500	2,000	1,000	
ウェットティッシュ		264	96	96	
ティッシュ			332	570	36
トイレットペーパー		1,674		1,056	288
フェイスタオル				102	
紙食器			1,300		
寝袋			3	5	
カイロ			96		
水ポリタンク			200		

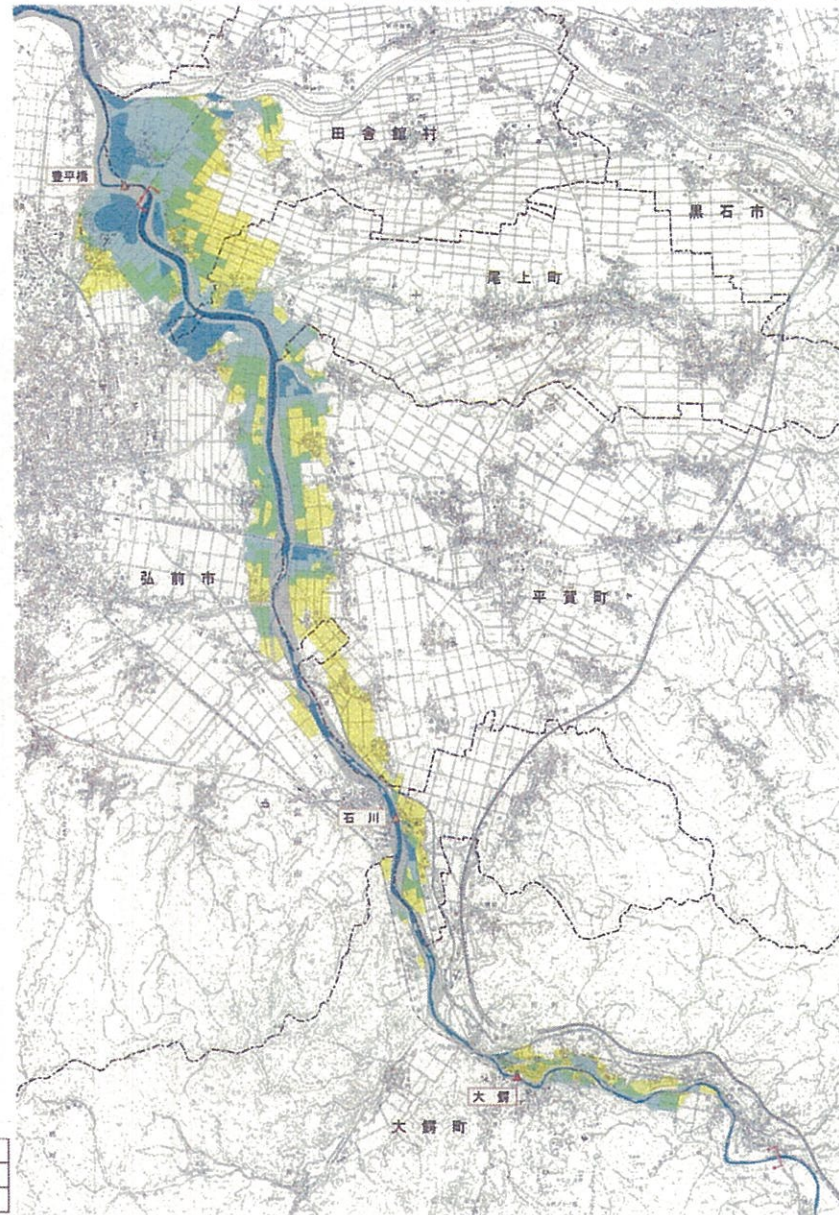
岩木川浸水想定区域図 平川市



平川浸水想定区域図 平川市



岩木川水系平川上流 浸水想定区域図



1 説明文

- (1) この図は、岩木川水系平川上流の洪水予報区域について、水防法の規定により指定された浸水想定区域と、当該区域が浸水した場合に想定される水深その他を示したものです。
- (2) この浸水想定区域等は、指定時点における平川の河道整備状況を勘案して、洪水防衛に関する計画の基本となる降雨である概ね40年に1回程度起こる大雨が降ったことにより平川がはん濫した場合に想定される浸水の状況を、シミュレーションにより求めたものです。
- (3) シミュレーションに当たっては、支流川のはん濫、想定を超える降雨、内水によるはん濫等を考慮していませんので、この浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

2 基本事項等

- (1)作成主体 青森県 県土整備部 河川砂防課
- (2)指定年月日 平成 16 年 6 月 11 日
- (3)指定の根拠法令 水防法(昭和24年法律第193号)第10条の4第1項
- (4)対象となる洪水予報河川 岩木川水系平川上流
(実施区域:左岸 青森県南津軽郡大館町大字唐牛字杉ノ木56番地8地内 福島橋下流端から青森県弘前市大字糠牛字橋本035番地先 JR平川第一橋梁上流端まで、右岸 青森県南津軽郡大館町大字長峰字沢田 68番地2地先 福島橋下流端から青森県南津軽郡田舎館村大字大後字三本柳21番地6地先 JR平川第一橋梁上流端まで 平成 16 年 6 月 2 日付け 青森県告示第 417 号)
- (5)指定の前堤となる計画降雨 平川(引込川合流点)上流域の24時間総雨量 210mm
- (6)関係市町村 弘前市、大館町、尾上町、平賀町、田舎館村
- (7)その他計算条件等 はん濫シミュレーションは、一定の破壊条件を設定し、はん濫計算は50mメッシュで行い、浸水想定区域及び浸水深は50mメッシュでの地盤高から推定したものです。

索引図



浸水想定区域図については下記までお問い合わせください

お問い合わせ先

青森県県土整備部 河川砂防課 企画調査グループ 017-734-9662





資料 3 - 1 1 - 1 土砂災害警戒区域・特別警戒区域

(1) 土砂災害警戒区域

番号	危険箇所番号	公示年月日	告示番号	区域名	所在地	自然現象の種類	区域内の人家		
							警戒区域	うち特別警戒区域	
							戸数	有:1 無:2	戸数
1	368-I-13-2	平成23年2月28日	167	湯ノ沢 2	碓ヶ関西碓ヶ関山	土石流	1	1	0
2	I-0296	平成23年2月28日	167	稲元	尾崎稲元	急傾斜地の崩壊	7	1	0
3	I-0297	平成23年2月28日	167	堀合1号	唐竹堀合	急傾斜地の崩壊	7	1	2
4	I-0298	平成23年2月28日	167	唐竹3号	唐竹苅原	急傾斜地の崩壊	6	1	0
5	I-0299	平成23年2月28日	167	広船1号	広船山下	急傾斜地の崩壊	7	1	2
6	I-0300	平成23年2月28日	167	広船3号	広船広沢	急傾斜地の崩壊	15	1	6
7	I-0302	平成23年2月28日	167	唐竹2号	唐竹苅原	急傾斜地の崩壊	3	1	1
8	I-0303	平成23年2月28日	167	向川原田2号	唐竹高田	急傾斜地の崩壊	6	1	1
9	I-0304	平成23年2月28日	167	唐竹1号	唐竹堀合	急傾斜地の崩壊	9	1	0
10	I-0305	平成23年2月28日	167	芦毛沢	唐竹芦毛沢	急傾斜地の崩壊	0	1	0
11	I-0306	平成23年2月28日	167	井沢	唐竹井沢	急傾斜地の崩壊	10	1	0
12	I-0307	平成23年2月28日	167	白岩	尾崎黒倉沢	急傾斜地の崩壊	0	1	0
13	I-0308	平成23年2月28日	167	川辺1号	小国川辺	急傾斜地の崩壊	4	1	2
14	I-0309	平成23年2月28日	167	川辺2号	小国川辺	急傾斜地の崩壊	8	1	2
15	I-0310	平成23年2月28日	167	川辺3号	小国川辺	急傾斜地の崩壊	10	1	4
16	I-0311	平成23年2月28日	167	山下	小国山下	急傾斜地の崩壊	7	1	2
17	I-0312	平成23年2月28日	167	虹の湖温泉	切明山下	急傾斜地の崩壊	19	1	4
18	I-0313	平成23年2月28日	167	葛川3号	葛川大川添	急傾斜地の崩壊	2	1	0
19	I-0314	平成23年2月28日	167	葛川4号	葛川田の沢口	急傾斜地の崩壊	1	1	0
20	I-0315	平成23年2月28日	167	葛川2号	葛川家岸	急傾斜地の崩壊	8	1	1
21	I-0316	平成23年2月28日	167	葛川1号	葛川家岸	急傾斜地の崩壊	0	1	0
22	I-0317	平成23年2月28日	167	井戸沢1号	葛川一本木平	急傾斜地の崩壊	10	1	4
23	I-0318	平成23年2月28日	167	坂本	切明坂本	急傾斜地の崩壊	8	1	3
24	I-0319	平成23年2月28日	167	井戸沢2号	切明上井戸	急傾斜地の崩壊	5	1	2
25	I-0320	平成23年2月28日	167	温川2号	切明津根川森	急傾斜地の崩壊	0	1	0
26	I-1214	平成23年2月28日	167	山下3号	小国山下	急傾斜地の崩壊	12	1	8
27	I-12013	平成23年2月28日	167	唐竹4号	唐竹苅原	急傾斜地の崩壊	4	1	0
28	I-12015	平成23年2月28日	167	唐竹6号	唐竹苅原	急傾斜地の崩壊	10	1	3
29	人 I-0058	平成23年2月28日	167	葛川出口5号	葛川葛川出口	急傾斜地の崩壊	9	1	5
30	I-0298	平成23年2月28日	167	向川原田1号	唐竹向川原田	急傾斜地の崩壊	13	1	4
31	II-0251	平成23年2月28日	167	栄館	新屋栄館	急傾斜地の崩壊	5	1	0
32	II-0252	平成23年2月28日	167	浅井1号	尾崎浅井	急傾斜地の崩壊	2	1	0
33	II-0253	平成23年2月28日	167	浅井2号	尾崎稲元	急傾斜地の崩壊	4	1	0
34	II-0254	平成23年2月28日	167	堀合2号	唐竹堀合	急傾斜地の崩壊	3	1	0
35	II-0255	平成23年2月28日	167	堀合3号	唐竹堀合	急傾斜地の崩壊	2	1	0
36	II-0256	平成23年2月28日	167	堀合4号	唐竹堀合	急傾斜地の崩壊	9	1	0
37	II-0257	平成23年2月28日	167	向川原田3号	唐竹高田	急傾斜地の崩壊	2	1	1
38	II-0258	平成23年2月28日	167	高田2号	唐竹高田	急傾斜地の崩壊	1	1	1

番 号	危険箇所番号	公示年月日	告示 番号	区域名	所在地	自然現象 の種類	区域内の人家		
							警戒 区域	うち特別警 戒区域	
							戸数	有:1 無:2	戸数
39	Ⅱ-0259	平成23年2月28日	167	小金森1号	唐竹小金森	急傾斜地の崩壊	4	1	0
40	Ⅱ-0260	平成23年2月28日	167	小金森3号	唐竹小金森	急傾斜地の崩壊	2	1	0
41	Ⅱ-0261	平成23年2月28日	167	小金森2号	唐竹薬師沢	急傾斜地の崩壊	1	1	0
42	Ⅱ-0262	平成23年2月28日	167	芦毛沢2号	唐竹芦毛沢	急傾斜地の崩壊	3	1	1
43	Ⅱ-0263	平成23年2月28日	167	芦毛沢3号	唐竹芦毛沢	急傾斜地の崩壊	3	1	2
44	Ⅱ-0265	平成23年2月28日	167	葛川出口1号	葛川葛川出口	急傾斜地の崩壊	21	1	12
45	Ⅱ-0266	平成23年2月28日	167	葛川出口3号	葛川葛川出口	急傾斜地の崩壊	5	1	0
46	Ⅱ-0267	平成23年2月28日	167	葛川出口4号	葛川葛川出口	急傾斜地の崩壊	5	1	3
47	Ⅱ-0268	平成23年2月28日	167	誉田邸2号	切明蛭沢	急傾斜地の崩壊	1	1	1
48	Ⅱ-0269	平成23年2月28日	167	誉田邸5号	切明誉田邸	急傾斜地の崩壊	1	1	0
49	Ⅱ-0270	平成23年2月28日	167	誉田邸6号	切明誉田邸	急傾斜地の崩壊	2	1	1
50	Ⅱ-0271	平成23年2月28日	167	摺毛2号	切明誉田邸	急傾斜地の崩壊	2	1	0
51	Ⅱ-0272	平成23年2月28日	167	摺毛1号	切明誉田邸	急傾斜地の崩壊	0	1	0
52	Ⅱ-0273	平成23年2月28日	167	摺毛3号	葛川上の平	急傾斜地の崩壊	0	1	0
53	Ⅱ-0274	平成23年2月28日	167	誉田邸1号	切明蛭沢	急傾斜地の崩壊	1	1	0
54	Ⅱ-0275	平成23年2月28日	167	誉田邸3号	切明坂本	急傾斜地の崩壊	2	1	1
55	Ⅱ-0276	平成23年2月28日	167	平六村下1号	葛川平六村下	急傾斜地の崩壊	0	1	0
56	Ⅱ-0277	平成23年2月28日	167	平六村下2号	葛川平六沢上	急傾斜地の崩壊	13	1	1
57	Ⅱ-0278	平成23年2月28日	167	平六村下3号	葛川平六沢上	急傾斜地の崩壊	0	1	0
58	Ⅱ-0279	平成23年2月28日	167	温川沢1号	切明温川沢	急傾斜地の崩壊	5	1	0
59	Ⅱ-0280	平成23年2月28日	167	温川沢3号	切明津根川森	急傾斜地の崩壊	1	1	0
60	Ⅱ-0281	平成23年2月28日	167	温川沢2号	切明津根川森	急傾斜地の崩壊	1	1	0
61	Ⅱ-0973	平成23年2月28日	167	広船2号	広船山下	急傾斜地の崩壊	3	1	1
62	Ⅱ-0974	平成23年2月28日	167	葛川出口2号	葛川葛川出口	急傾斜地の崩壊	11	1	1
63	人Ⅱ-0073	平成23年2月28日	167	唐竹5号	唐竹苅原	急傾斜地の崩壊	1	1	1
64	Ⅱ-12012	平成23年2月28日	167	川辺4号	小国川辺	急傾斜地の崩壊	1	1	0
65	人Ⅱ-0071	平成23年2月28日	167	誉田邸4号	切明誉田邸	急傾斜地の崩壊	3	1	2
66	Ⅲ-0061	平成23年2月28日	167	小国1号	小国山下	急傾斜地の崩壊	0	1	0
67	Ⅲ-0062	平成23年2月28日	167	小国2号	小国山下	急傾斜地の崩壊	0	1	0
68	Ⅲ-0063	平成23年2月28日	167	昭和平	切明	急傾斜地の崩壊	0	1	0
69	Ⅲ-0064	平成23年2月28日	167	葛川5号	葛川上の平	急傾斜地の崩壊	0	1	0
70	Ⅲ-0065	平成23年2月28日	167	一本木	葛川上の平	急傾斜地の崩壊	1	1	0
71	Ⅲ-0066	平成23年2月28日	167	平六1号	葛川長小股	急傾斜地の崩壊	0	1	0
72	Ⅲ-0067	平成23年2月28日	167	平六2号	葛川長小股	急傾斜地の崩壊	0	1	0
73	Ⅲ-0068	平成23年2月28日	167	切明川	切明	急傾斜地の崩壊	0	1	0
74	Ⅲ-0069	平成23年2月28日	167	西股沢1号	切明	急傾斜地の崩壊	0	1	0
75	Ⅲ-0070	平成23年2月28日	167	西股沢2号	切明	急傾斜地の崩壊	0	1	0
76	Ⅲ-0071	平成23年2月28日	167	西股沢3号	切明	急傾斜地の崩壊	0	1	0
77	365-Ⅰ-001	平成23年2月28日	167	葛川沢	葛川葛川出口	土石流	9	1	9
78	365-Ⅰ-003	平成23年2月28日	167	一本木沢	葛川一本木平	土石流	6	1	一
79	365-Ⅰ-004	平成23年2月28日	167	平六沢	葛川砂子沢	土石流	9	1	8

番 号	危険箇所番号	公示年月日	告示 番号	区域名	所在地	自然現象 の種類	区域内の人家		
							警戒 区域	うち特別警 戒区域	
							戸数	有:1 無:2	戸数
80	365-Ⅰ-006	平成23年2月28日	167	大木平沢	切明温川沢	土石流	1	1	1
81	365-Ⅰ-007	平成23年2月28日	167	第一井戸沢	切明上井戸	土石流	17	1	0
82	365-Ⅰ-008	平成23年2月28日	167	第二井戸沢	切明上井戸	土石流	8	1	0
83	365-Ⅰ-010	平成23年2月28日	167	東切明沢	切明坂本	土石流	2	1	0
84	365-Ⅰ-012	平成23年2月28日	167	蛭沢	切明蛭沢	土石流	0	1	0
85	365-Ⅰ-013	平成23年2月28日	167	虹の湖温泉沢	小国山下	土石流	36	1	0
86	365-Ⅰ-014	平成23年2月28日	167	中小国沢	小国山下	土石流	17	1	0
87	365-Ⅰ-016	平成23年2月28日	167	小国沢	小国川辺	土石流	16	1	10
88	365-Ⅰ-017	平成23年2月28日	167	上小国沢	小国川辺	土石流	1	1	0
89	365-Ⅰ-018	平成23年2月28日	167	南小国沢	小国川辺	土石流	6	1	0
90	365-Ⅰ-021	平成23年2月28日	167	芦毛沢	唐竹芦毛沢	土石流	18	1	0
91	365-Ⅰ-022	平成23年2月28日	167	向川原田沢	唐竹向川原田	土石流	15	1	1
92	365-Ⅱ-001	平成23年2月28日	167	砂子西沢	葛川長小股	土石流	0	1	0
93	365-Ⅱ-002	平成23年2月28日	167	砂子東沢	葛川砂子沢	土石流	1	1	0
94	365-Ⅱ-004	平成23年2月28日	167	滝ノ股西沢	葛川平六沢上	土石流	0	1	0
95	365-Ⅱ-006	平成23年2月28日	167	中切沢	切明坂本	土石流	3	1	0
96	365-Ⅱ-007	平成23年2月28日	167	東蛭沢	切明坂本	土石流	2	1	0
97	365-Ⅲ-001	平成23年2月28日	167	東山沢	町居山下	土石流	0	1	0
98	363-Ⅲ-002	平成23年2月28日	167	中金屋沢	金屋上早稲田	土石流	0	1	0
99	363-Ⅲ-004	平成23年2月28日	167	本金屋沢	金屋上早稲田	土石流	0	1	0
100	Ⅰ-0301	平成23年2月28日	168	広船4号	広船広沢	急傾斜地の崩壊	12	2	—
101	Ⅱ-0972	平成23年2月28日	168	福島	新屋栄館	急傾斜地の崩壊	1	2	—
102	365-Ⅰ-002	平成23年2月28日	168	葛川西口沢	葛川田の沢口	土石流	7	2	—
103	365-Ⅰ-005	平成23年2月28日	168	木賊森沢	葛川平六沢上	土石流	23	2	—
104	365-Ⅰ-009	平成23年2月28日	168	摺毛西沢	切明誉田邸	土石流	13	2	—
105	365-Ⅰ-011	平成23年2月28日	168	切明沢	切明坂本	土石流	2	2	—
106	365-Ⅰ-015	平成23年2月28日	168	小国温泉沢	小国川辺	土石流	6	2	—
107	365-Ⅰ-019	平成23年2月28日	168	北小国沢	小国川辺	土石流	3	2	—
108	365-Ⅰ-020	平成23年2月28日	168	唐竹沢	唐竹堀合	土石流	22	2	—
109	365-Ⅱ-003	平成23年2月28日	168	平六西沢	葛川砂子沢	土石流	7	2	—
110	365-Ⅱ-005	平成23年2月28日	168	切明川東沢	切明誉田邸	土石流	1	2	—
111	365-Ⅲ-002	平成23年2月28日	168	下東山沢	新館東山	土石流	0	2	—
112	363-Ⅲ-001	平成23年2月28日	168	上金屋沢	金屋上早稲田	土石流	0	2	—
113	363-Ⅲ-003	平成23年2月28日	168	下金屋沢	金屋上早稲田	土石流	0	2	—
114	砂-34	平成23年2月28日	168	葛川	葛川上の平	地滑り	11	2	—
115	368-Ⅰ-12021	平成25年12月4日	844	白沢	碓ヶ関白沢	土石流	54	2	—

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	危険箇所番号	公示年月日	告示番号	区域名	所在地	自然現象の種類	区域内の人家		
							警戒区域	うち特別警戒区域	
							戸数	有:1 無:2	戸数
1	I-321	平成22年7月7日	455	安田1号	碓ヶ関古懸安田	急傾斜の崩壊	7	1	4
2	I-322	平成22年7月7日	455	安田2号	碓ヶ関古懸安田	急傾斜の崩壊	5	1	2
3	I-323	平成22年7月7日	455	古懸2号	碓ヶ関古懸沢田	急傾斜地の崩壊	12	1	5
4	I-324	平成22年7月7日	455	堂ノ上	碓ヶ関古懸門前	急傾斜地の崩壊	2	1	0
5	I-325	平成22年7月7日	455	古懸1号	碓ヶ関古懸門前	急傾斜地の崩壊	13	1	3
6	I-326	平成22年7月7日	456	鯨森	碓ヶ関鯨森	急傾斜地の崩壊	9	2	0
7	I-327	平成22年7月7日	455	三笠山2号	碓ヶ関三笠山	急傾斜地の崩壊	5	1	0
8	I-328	平成22年7月7日	455	三笠山	碓ヶ関三笠山	急傾斜地の崩壊	4	1	3
9	I-329	平成22年7月7日	455	白沢	碓ヶ関白沢	急傾斜地の崩壊	14	1	3
10	I-330	平成22年7月7日	456	白沢2号	碓ヶ関白沢	急傾斜地の崩壊	3	2	0
11	I-331	平成22年7月7日	455	碓ヶ関	碓ヶ関	急傾斜地の崩壊	14	1	0
12	I-332	平成22年7月7日	455	二ノ渡	碓ヶ関久吉二ノ渡	急傾斜地の崩壊	16	1	3
13	I-333	平成22年7月7日	455	積ヶ平1号	碓ヶ関久吉積ヶ平	急傾斜地の崩壊	16	1	1
14	I-334	平成22年7月7日	455	積ヶ平2号	碓ヶ関久吉積ヶ平	急傾斜地の崩壊	25	1	0
15	I-335	平成22年7月7日	455	たけのこの里	碓ヶ関東碓ヶ関山	急傾斜地の崩壊	0	1	0
16	I-336	平成22年7月7日	455	西碓ヶ関山	碓ヶ関西碓ヶ関山	急傾斜地の崩壊	19	1	12
17	I-337	平成22年7月7日	455	湯ノ沢3号	碓ヶ関西碓ヶ関山	急傾斜地の崩壊	0	1	0
18	I-338	平成22年7月7日	455	湯ノ沢1号	碓ヶ関西碓ヶ関山	急傾斜地の崩壊	0	1	0
19	I-339	平成22年7月7日	455	西碓ヶ関山3号	碓ヶ関西碓ヶ関山	急傾斜地の崩壊	1	1	1
20	I-340	平成22年7月7日	455	古遠部温泉	碓ヶ関西碓ヶ関山	急傾斜地の崩壊	0	1	0
21	I-1171	平成22年7月7日	455	津刈	碓ヶ関久吉程ヶ平	急傾斜地の崩壊	0	1	0
22	I-1172	平成22年7月7日	455	遠部	碓ヶ関西碓ヶ関山	急傾斜地の崩壊	0	1	0
23	I-12011	平成22年7月7日	455	相乗	碓ヶ関西碓ヶ関山	急傾斜地の崩壊	0	1	0
24	II-283	平成22年7月7日	455	不動野2号	碓ヶ関古懸上程森	急傾斜地の崩壊	2	1	1
25	II-284	平成22年7月7日	455	不動野1号	碓ヶ関古懸沢田	急傾斜地の崩壊	1	1	0
26	II-285	平成22年7月7日	455	門前屋岸	碓ヶ関古懸門前屋岸	急傾斜地の崩壊	6	1	2
27	II-286	平成22年7月7日	455	樋ヶ沢	碓ヶ関古懸樋ヶ沢	急傾斜地の崩壊	2	1	1
28	II-287	平成22年7月7日	456	不動沢大石	碓ヶ関古懸不動沢大石	急傾斜地の崩壊	5	2	0
29	II-288	平成22年7月7日	456	三笠山4号	碓ヶ関三笠山	急傾斜地の崩壊	2	2	0
30	II-289	平成22年7月7日	455	三笠山3号	碓ヶ関三笠山	急傾斜地の崩壊	1	1	0
31	II-290	平成22年7月7日	455	白沢6号	碓ヶ関白沢	急傾斜地の崩壊	9	1	2
32	II-291	平成22年7月7日	455	白沢5号	碓ヶ関白沢	急傾斜地の崩壊	2	1	0
33	II-292	平成22年7月7日	455	白沢4号	碓ヶ関白沢	急傾斜地の崩壊	3	1	1
34	II-293	平成22年7月7日	455	踏田切4号	碓ヶ関踏田切	急傾斜地の崩壊	0	1	0
35	II-294	平成22年7月7日	456	踏田切1号	碓ヶ関踏田切	急傾斜地の崩壊	0	2	0
36	II-295	平成22年7月7日	455	踏田切2号	碓ヶ関踏田切	急傾斜地の崩壊	1	1	0
37	II-296	平成22年7月7日	456	踏田切3号	碓ヶ関踏田切	急傾斜地の崩壊	1	2	0
38	II-297	平成22年7月7日	455	久吉	碓ヶ関久吉	急傾斜地の崩壊	3	1	3
39	II-299	平成22年7月7日	456	西碓ヶ関山2号	碓ヶ関西碓ヶ関山	急傾斜地の崩壊	3	2	0
40	II-301	平成22年7月7日	455	碓ヶ関2号	碓ヶ関西碓ヶ関山	急傾斜地の崩壊	1	1	1

番 号	危険箇所番号	公示年月日	告示 番号	区域名	所在地	自然現象 の種類	区域内の人家		
							警戒 区域	うち特別警 戒区域	
							戸数	有:1 無:2	戸数
41	Ⅱ-976	平成22年7月7日	455	白沢 8 号	碓ヶ関白沢	急傾斜地の崩壊	4	1	1
42	Ⅱ-977	平成22年7月7日	456	白沢 9 号	碓ヶ関白沢	急傾斜地の崩壊	1	2	0
43	Ⅱ-978	平成22年7月7日	456	白沢 3 号	碓ヶ関白沢	急傾斜地の崩壊	8	2	0
44	Ⅱ-979	平成22年7月7日	455	折橋	碓ヶ関西碓ヶ関山	急傾斜地の崩壊	3	1	3
45	人Ⅰ-60	平成22年7月7日	455	湯ノ沢 4 号	碓ヶ関西碓ヶ関山	急傾斜地の崩壊	0	1	0
46	人Ⅰ-61	平成22年7月7日	455	湯ノ沢 2 号	碓ヶ関西碓ヶ関山	急傾斜地の崩壊	0	1	0
47	人Ⅰ-62	平成22年7月7日	455	津軽湯ノ沢	碓ヶ関西碓ヶ関山	急傾斜地の崩壊	0	1	0
48	人Ⅱ-75	平成22年7月7日	455	白沢 7 号	碓ヶ関白沢	急傾斜地の崩壊	5	1	3
49	368-Ⅰ-1	平成22年7月7日	455	高森沢	碓ヶ関諏訪平	土石流	1	1	0
50	368-Ⅰ-2	平成22年7月7日	455	大石沢	碓ヶ関踏田切	土石流	2	1	0
51	368-Ⅰ-3	平成22年7月7日	456	南久吉沢	碓ヶ関久吉嶺ヶ平	土石流	23	2	0
52	368-Ⅰ-4	平成22年7月7日	455	久吉沢	碓ヶ関久吉嶺ヶ平	土石流	12	1	0
53	368-Ⅰ-5	平成22年7月7日	455	大平沢	碓ヶ関	土石流	1	1	0
54	368-Ⅰ-6	平成22年7月7日	455	津刈温泉沢	碓ヶ関	土石流	3	1	0
55	368-Ⅰ-7	平成22年7月7日	456	船岡沢	碓ヶ関	土石流	1	2	0
56	368-Ⅰ-8	平成22年7月7日	455	西船岡沢	碓ヶ関	土石流	1	1	0
57	368-Ⅰ-9	平成22年7月7日	455	古遠部沢	碓ヶ関西碓ヶ関山	土石流	0	1	0
58	368-Ⅰ-10	平成22年7月7日	456	坂梨沢	碓ヶ関西碓ヶ関山	土石流	1	2	0
59	368-Ⅰ-11	平成22年7月7日	456	かまやち沢	碓ヶ関西碓ヶ関山	土石流	1	2	0
60	368-Ⅰ-12	平成22年7月7日	456	南湯ノ沢	碓ヶ関西碓ヶ関山	土石流	1	2	0
61	368-Ⅰ-13	平成22年7月7日	456	湯ノ沢	碓ヶ関西碓ヶ関山	土石流	1	2	0
62	368-Ⅰ-14	平成22年7月7日	455	湯の沢温泉沢	碓ヶ関西碓ヶ関山	土石流	1	1	0
63	368-Ⅰ-15	平成22年7月7日	455	北湯ノ沢	碓ヶ関西碓ヶ関山	土石流	0	1	0
64	368-Ⅰ-16	平成22年7月7日	455	中湯ノ沢	碓ヶ関西碓ヶ関山	土石流	1	1	0
65	368-Ⅰ-17	平成22年7月7日	455	津軽湯の沢	碓ヶ関折橋	土石流	8	1	0
66	368-Ⅰ-18	平成22年7月7日	456	中碓ヶ関沢	碓ヶ関白沢	土石流	89	2	0
67	368-Ⅰ-19	平成22年7月7日	456	北久吉沢	碓ヶ関久吉嶺ヶ平	土石流	5	2	0
68	368-Ⅰ-20	平成22年7月7日	455	東久吉沢	碓ヶ関久吉嶺ヶ平	土石流	20	1	0
69	368-Ⅱ-1	平成22年7月7日	455	矢立沢	碓ヶ関西碓ヶ関山	土石流	1	1	0
70	368-Ⅱ-2	平成22年7月7日	456	板橋南の沢	碓ヶ関西碓ヶ関山	土石流	0	2	0

資料 3－1 1－2 土砂災害警戒区域等内にある災害時要援護者施設

NO	施 設 名	住 所	施設 区分	施 設 構造等	自然現象 の種類※
1	平川市東部地区デイサービスセンター	平川市葛川田の沢口 5－1	老人福祉	1 階 鉄筋	土石流 (警戒) 急傾斜地の崩壊 (特別警戒)
2	平川市国民健康保険葛川診療所	平川市葛川田の沢口 5－1	医 療	2 階 木造	急傾斜地の崩壊 (特別警戒)
3	グループホーム あいのり	平川市碓ヶ関西碓ヶ関山 1 8 5	老人福祉	1 階 木造	急傾斜地の崩壊 (特別警戒)
4	グループホーム サンライフ碓ヶ関	平川市碓ヶ関鯨森 9 0－1	介護保険	2 階 鉄筋 エレベーター有	急傾斜地の崩壊 (警戒)

※ 土砂災害警戒区域は（警戒）、土砂災害特別警戒区域は（特別警戒）で表記

資料 4－2－1 各地区情報調査連絡員

No.	地区名	No.	地区名	No.	地区名	調査連絡員
1	石郷	25	尾崎	49	八幡崎	各地区行政委員
2	岩館	26	平田森	50	日沼	
3	柏木町	27	町居	51	蒲田	
4	大坊	28	平六	52	新山	
5	向陽	29	温川	53	みなみの	
6	原田	30	井戸沢	54	駅前	
7	三町会	31	大木平	55	高田	
8	荒田	32	一本木	56	山の上	
9	小和森	33	向野	57	下町	
10	杉館	34	藤野	58	三笠	
11	大光寺	35	西の平	59	川向	
12	館田	36	光城	60	いざよい	
13	館山・松崎	37	平成	61	仲町	
14	苗生松	38	南田町	62	おかりや	
15	松館	39	金屋	63	上一	
16	本町	40	南田中	64	上二	
17	沖館	41	李平	65	古懸	
18	小国	42	高木	66	久吉	
19	唐竹	43	尾上	67	湯ノ沢	
20	切明	44	新屋町			
21	葛川	45	南田			
22	新館	46	猿賀			
23	広船	47	中佐渡			
24	新屋	48	長田			

資料４－２－２ 消防機関の情報調査連絡員

弘前地区消防事務組合平川消防署				平田森前田 3 3 1 番地 （平賀・尾上地域） 44-3122		
弘前地区消防事務組合平川消防署碓ヶ関分署				碓ヶ関鯨森 6 7 - 2 （碓ヶ関地域） 45-2240		
平川市消防団	本 部	団長、副団長 5 名				
	第 1 分団	分団長 副分団長	1 部	部長	大光寺地区、光城地区	
			2 部	部長	小和森地区、荒田地区	
			3 部	部長	本町地区、平成地区	
	第 2 分団	分団長 副分団長	1 部	部長	柏木地区	
			2 部	部長	向陽地区	
			3 部	部長	石郷地区	
	第 3 分団	分団長 副分団長	1 部	部長	町居地区、南田地区	
			2 部	部長	新館地区、藤野地区、雇用促進住宅地区、向野地区の一部	
	第 4 分団	分団長 副分団長	1 部	部長	唐竹地区	
			2 部	部長	沖館地区、向野地区の一部	
	第 5 分団	分団長 副分団長	1 部	部長	尾崎地区	
			2 部	部長	広船地区	
	第 6 分団	分団長 副分団長	1 部	部長	平田森地区	
			2 部	部長	新屋地区	
	第 7 分団	分団長 副分団長	1 部	部長	大坊地区	
			2 部	部長	岩館地区	
			3 部	部長	原田地区	
	第 8 分団	分団長 副分団長	1 部	部長	館田地区	
			2 部	部長	苗生松地区	
			3 部	部長	三町会地区	
	第 9 分団	分団長 副分団長	1 部	部長	館山・松崎地区、松館地区、西の平地区	
			2 部	部長	杉館地区	
	第10分団	分団長 副分団長	1 部	部長	葛川地区、一本木地区、切明地区	
			2 部	部長	小国地区	
			3 部	部長	井戸沢地区、平六地区、温川地区、大木平地区	
	第11分団	分団長 副分団長	部長		尾上地区、高木地区、新屋町地区、南田地区	
	第12分団	分団長 副分団長	部長		上猿賀地区、西猿賀地区、中佐渡地区、長田地区、みなみの地区	
	第13分団	分団長 副分団長	部長		南田中地区、李平地区	
	第14分団	分団長 副分団長	部長		八幡崎地区	
	第15分団	分団長 副分団長	部長		日沼地区、新山地区、蒲田地区	
	第16分団	分団長 副分団長	部長		金屋地区	
	第17分団	分団長 副分団長	部長		駅前地区、高田地区、山の上地区、下町地区、三笠地区、川向地区、いざよい地区、おかりや地区、上一地区、上二地区、仲町地区	
	第18分団	分団長 副分団長	部長		古懸地区	
	第19分団	分団長 副分団長	部長		久吉地区、湯ノ沢地区	
	第20分団	分団長 副分団長	1 部	部長	大光寺地区、光城地区、小和森地区、荒田地区、本町地区、平成地区、館田地区、苗生松地区、館山・松崎地区、松館地区、西の平地区、杉館地区	
			2 部	部長	柏木町地区、向陽地区、石郷地区、大坊地区、岩館地区、原田地区、三町会地区	
			3 部	部長	上記以外の地区	

資料 4－2－3 重要水防箇所

(1) 青森県重要水防箇所評定基準及び国土交通省重要水防箇所評定基準

種 別	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
堤 防 高 (流下能力)	計画高水流量の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を超える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤 防 断 面	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。	
法崩れ・すべり	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施行の箇所。法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
漏 水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施行の箇所。漏水の履歴がないが、破堤跡又は旧川跡の堤防で、漏水が発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
水 衡 ・ 洗 掘	水衡部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部は損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の欠壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衡部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工 作 物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が、青森県の場合は現況流下能力相当規模、国土交通省の場合は計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と、青森県の場合は現況流下能力相当規模、国土交通省の場合は計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の余裕高に満たない箇所。	
工 事 施 工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新 堤 防 ・ 破 堤 跡 ・ 旧 川 跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸 閘			陸閘が設置されている箇所。

(2) 重要水防箇所

1. 県管理区間

中南地域県民局（岩木川水系）

河川名	水防管理 団 体 名	重 要 水 防 箇 所							摘要
		堤 防 (m)					工作物等		
		種別	左 岸		右 岸				
			重要度 A	重要度 B	重要度 A	重要度 B	重要度 A	重要度 B	
平 川	弘前市 平川市 大鱈町	堤防高		9,600		9,600			
		堤防断面	400	2,900	900	3,300			
引 座 川	平川市	堤防高	1,500		1,500				
六 羽 川	平川市	堤防高	3,800	1,600	3,800	1,600			
		堤防断面	3,800		3,800				
枇 杷 田 川	平川市	堤防高	3,000	1,500	3,000	1,500			
		堤防断面	3,000	1,500	3,000	1,500			

2. 直轄管理区間

青森河川国道事務所

河川名	直轄管理区間延長 (km)	重要水防箇所								
		重要度 A 区間		重要度 B 区間		計		要注意区間		
		堤防	工作物	堤防	工作物	堤防	工作物	工事施工	新堤防・旧川跡	工事施工 陸開
		延 (m)	箇所	延 (m)	箇所	延 (m)	箇所	箇所	延 (m)	箇所
右支川 平川	5.9			7,977		7,977			1,939	
		—	—	5,960	1	5,960	1	—	1,939	—
平川右支川 浅瀬石川	2.3			5,520		5,520			620	
		—	—	2,724	—	2,724	—	—	411	—

中南部地域県民局管内
重要水防箇所図

種類	記号	重要度	
		A	B
堤防高	——	赤	青
堤防断面	- - -	■	■
国管理河川	——		
県管理河川	——		

※堤防高、堤防断面に関する箇所のみ記載。
詳細は事務保管の五万分の1図参照

種 類	記 号	重 要 度	
		A	B
堤 防 高	—————	赤	青
堤 防 断 面	—— — — —	〃	〃
国管理河川	=====		
県管理河川	—————		

※堤防高、堤防断面に関する箇所のみ記載
詳細は事務保管の五万分の1図参照

資料 4－2－4 災害救助法の適用基準

（災害救助法施行令）
昭和22年10月30日
政令第225号
平成25年10月1日現在

- ① 適用基準の内容
- 本法による救助は、市町村の区域単位に、原則として同一原因の災害による市町村の被害が一定の程度に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるときに行われるものである。
- ア. 原則として同一の原因による災害によるものであること。
 - イ. 本法による救助の要否は、市町村の区域単位に判定するものであること。
 - ウ. 市町村の区域を単位とする被害が次のいずれ（ア）、（イ）かに該当するものであること。

- （ア） 市町村の区域内の住家が滅失した世帯数が次のいずれ（A・B・C・D）かに該当する場合
- A 住家が滅失した世帯数が当該市町村の区域内の人口に応じ、次の世帯数以上であること。

（令第1条第1項第1号）
（令別表第1）

市町村の区域内の人口		住家滅失世帯数
5,000 人未満		30 世帯
5,000 人以上	15,000 人未満	40 世帯
15,000 人以上	30,000 人未満	50 世帯
30,000 人以上	50,000 人未満	60 世帯
50,000 人以上	100,000 人未満	80 世帯
100,000 人以上	300,000 人未満	100 世帯
300,000 人以上		150 世帯

- B 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ、それぞれ次の令別表第2に示す数以上であって当該市町村の区域内の世帯数が、その人口に応じ、それぞれ次の令別表第3に示す数以上であること。

（令第1条第1項第2号）
（令別表第2）

都道府県の区域内の人口		住家滅失世帯数
1,000,000 人未満		1,000 世帯
1,000,000 人以上	2,000,000 人未満	1,500 世帯
2,000,000 人以上	3,000,000 人未満	2,000 世帯
3,000,000 人以上		2,500 世帯

(令別表第3)

市町村の区域内の人口		住家滅失世帯数
5,000 人未満		15 世帯
5,000 人以上	15,000 人未満	20 世帯
15,000 人以上	30,000 人未満	25 世帯
30,000 人以上	50,000 人未満	30 世帯
50,000 人以上	100,000 人未満	40 世帯
100,000 人以上	300,000 人未満	50 世帯
300,000 人以上		75 世帯

C 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ次の表に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が多数であること。

(令第1条第1項第3号前段)

(令別表第4)

都道府県の区域内の人口		住家滅失世帯数
1,000,000 人未満		5,000 世帯
1,000,000 人以上	2,000,000 人未満	7,000 世帯
2,000,000 人以上	3,000,000 人未満	9,000 世帯
3,000,000 人以上		12,000 世帯

D 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。

(令第1条第1項第3号後段)

省令で定める特別な事情とは、災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術が必要とする場合（基準省令第1条）であり、具体的には、次のような場合であること。

- (a) 被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立している等のため生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とするものであること。
- (b) 有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊な技術を必要とするものであること。
- (c) 水害により、被災者が孤立し救助が極めて困難であるため、ボートによる救出等の特殊な技術を必要とする場合

(イ) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当すること。(令第1条第1項第4号)

省令で定める基準とは以下のとおりである。

- A 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とする場合（基準省令第2条第1号）で、具体的には、次のような場合であること。
 - a 火山噴火、有毒ガスに発生、放射線物資の放出等のため、多数の住民が避難の指示を受けて避難生活を余儀なくされる場合
 - b 船舶の沈没或いは交通事故により多数の者が死傷した場合
- B 災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とする場合(基準省令第2条第2号)で、具体的には、次のような場合であること。
 - a 交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合
 - b 火山爆発又は有毒ガスの発生等のため多数の者が危険にさらされている場合
 - c 豪雪により多数の者が危険状態となる場合

豪雪災害に対する本法の適用についての判断基準として次のような状況が考えられる。

- i 平年に比して、短期間の異常な降雪及び積雪により住家の倒壊又はその危険性の増大
- ii 平年、孤立したことの無い集落の交通途絶による孤立化
- iii 雪崩発生による人命及び住家被害の発生

この災害の事例としては、昭和 38 年 1 月及び昭和 52 年 2 月の北陸を中心とした日本海側一帯の豪雪がある。前者の時は、青森、福島、新潟、富山、石川、福井、兵庫、鳥取、島根、広島、山口の 11 県にわたる 109 市町村に、後者の時は、青森、新潟、長野の 3 県にわたる 36 市町村に本法を適用し、避難場所の設置、炊出し、障害物の除去（雪おろし）を実施した。

② 災害救助法適用基準

市町村名	人口 (H22. 10. 1)	全壊 全焼 流失	半壊 半焼	床上 浸水	県の被害世帯数 1,500 以上に達した場合
平川市	33,764 人	60 世帯	120 世帯	180 世帯	30 世帯

ア. 法適用基準

市町村の区域内の人口		住家減失世帯数
	5,000 人未満	30 世帯
5,000 人以上	15,000 人未満	40 世帯
15,000 人以上	30,000 人未満	50 世帯
30,000 人以上	50,000 人未満	60 世帯
50,000 人以上	100,000 人未満	80 世帯
100,000 人以上	300,000 人未満	100 世帯
300,000 人以上		150 世帯

イ. 法外援護適用基準

市町村の区域内の人口		住家減失世帯数
	2 万人未満	20 世帯
2 万人以上	5 万人未満	30 世帯
5 万人以上	10 万人未満	40 世帯
10 万人以上		50 世帯

ウ. 減失世帯算出基準

区分	算定基準
全壊、全焼、流失	1 世帯
半壊、半焼	1/2 世帯
床上浸水	1/3 世帯

③ 被害程度の認定基準

種類	統一基準
死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。

重 傷 者 軽 傷 者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みのものとする。
住 家	現実に住家のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であることを問わない。
非 住 家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には当該部分は住家とする。
住 家 全 壊 全 (全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住 家 半 壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
床 上 浸 水	浸水がその住家の床上以上に達した程度のも。
床 下 浸 水	浸水がその住家の床上以上に達しない程度のも。
一 部 破 損	住家の損壊程度が半壊に達しない程度のも。

(注)

- (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化が生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

④ 急迫事態における救助の実施

市町村長は、災害の事態が急迫して知事の指揮を待つ暇がないと認めたときは、災害救助法第23条に規定する救助の実施に着手することができる。(災害救助法施行細則第1条の2)

資料 4－2－5 災害救助法施行細則

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償

〔昭和 30 年 4 月 19 日
青森県規則第 40 号〕

平成 24 年 4 月 6 日現在

救助 の 種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難 所 の 設 置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1 人 1 日当たり 300 円以内 (加算費) 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7 日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応 急 仮 設 住 宅 の 供 与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1 戸当たり 平均 29.7 m ² (9 坪) を基準とする。 2 限度額 1 戸当たり 2,401,000 円以内 3 同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。 (規模、費用は別に定めるところによる)	災害発生の日から 20 日以内 着工	1 平均 1 戸当たり 29.7 m ² 2,401,000 円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高 2 年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。
炊 き 出 し そ の 他 に よ る 食 品 の 給 与	1 避難所に収容された者 2 全半壊（焼）、流失、床上浸水で炊事できない者	1 人 1 日当たり 1,010 円以内	災害発生の日から 7 日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1 食は 1/3 日)
飲 料 水 の 供 給	現に飲料水を得ることができない者 (飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7 日以内	輸送費、人件費は別途計上

救助の 種類	対 象	費用の限度額			期 間		備 考		
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）、冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。			災害発生の日から10日以内		1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること		
		2 下記の金額の範囲内							
		区 分 （単位：円）		1 人 世 帯	2 人 世 帯	3 人 世 帯	4 人 世 帯	5 人 世 帯	6 人 以上 1 人 増 加 毎 に 加 算
		全 壊 全 焼 全 失	夏	17,200	22,200	32,700	39,200	49,700	7,300
			冬	28,500	36,900	51,400	60,200	75,700	10,400
		半 壊 半 焼 床上浸水	夏	5,600	7,600	11,400	13,800	17,400	2,400
冬	9,100		12,000	16,800	19,900	25,300	3,300		
医 療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内			災害発生の日から14日以内		患者等の移送費は、別途計上		
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額			分娩した日から7日以内		妊婦等の移送費は、別途計上		
災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費			災害発生の日から3日以内		1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上		

救助 の 種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
災害に 住宅の 応急修 理にか かった	1 住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1 世帯当り 520,000 円以内	災害発生の日 から 1 ヶ月以内	
学用品 の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1 人当り次の金額以内 小学校児童 4,100 円以内 中学校生徒 4,400 円以内 高等学校等生徒 4,800 円以内	災害発生の日 から （教科書） 1 ヶ月以内 （文房具及び通学用品） 15 日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は、個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12 歳以上） 201,000 円以内 小人（12 歳未満） 160,800 円以内	災害発生の日 から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体 の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日 から 10 日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後 3 日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体 の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1 体当り 3,300 円以内 一時保存 ┌ 既存建物借上費 ├ 通常の実費 ├ 既存建物以外 └ 1 体当たり 5,000 円以内 検 索 救護班以外は慣行料金	災害発生の日 から 10 日以内	1 検索は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上
障害物 の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1 世帯当り 133,900 円以内	災害発生の日 から 10 日以内	

救助 の 種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
輸 送 費 及 び 賃 金 職 員 等 雇 上 費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の 整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実費が認められる期間以内	
	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考
実 費 弁 償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号まで規定する者	1人1日当り 医師、歯科医師 25,300円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、歯科衛生士 16,200円以内 保健師、助産師、看護師 准看護師 17,700円以内 救急救命士 14,900円 土木技術者、建築技術者 16,900円以内 大工 14,600円以内 左官 14,800円以内 とび職 13,700円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

資料 4－2－6 災害救助法適用以外の災害援護の取扱要綱

〔 県健康福祉部健康福祉政策課 〕
〔 昭 和 53 年 8 月 17 日 改 正 〕

1 目的

災害救助法の適用に至らない災害が、県内の市町村に発生したときは、この要綱により応急的に被災者を援護することを目的とする。

2 適用基準

- (1) この要綱による援護は、災害のため住家の全壊、全焼、流失又は半壊、半焼、床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）により被災世帯が次の世帯数以上に達したときに行うものとする。

ただし、住家の半壊、半焼した場合の世帯は、2分の1世帯、床上浸水した場合の世帯は、3分の1世帯とみなす。

人 口		被 災 世 帯 数
2 万人未満		20世帯以上
2 万人以上	5 万人未満	30世帯以上
5 万人以上	1 0 万人未満	40世帯以上
1 0 万人以上		50世帯以上

- (2) (1)の基準に達しない場合であっても零細な困窮世帯あるいは、被要保護世帯であって、特にその応急の援護が必要と認められる場合。

3 援護の基準

この要綱による被災世帯に対する援護は、被服、寝具等を給与する事とし、援護の基準は、災害救助法施行細則（昭和30年4月19日、青森県規則第40号）第2条第1項に定める別表第1の3の3の基準とする。

4 援護物資

給与する物資は、災害援護用物資をもってこれにあてる。

附 則

この要綱は、昭和53年8月17日から適用する。

火災・災害等即報要領

〔 昭 和 59 年 10 月 15 日
消防災第 267 号消防庁長官 〕

改正 平成 6 年 12 月 消防災第 279 号、平成 7 年 4 月 消防災第 83 号、平成 8 年 4 月 消防災第 59 号、平成 9 年 3 月 消防情第 51 号、平成 12 年 11 月 消防災第 98 号・消防情第 125 号、平成 15 年 3 月 消防災第 78 号・消防情第 56 号、平成 16 年 9 月 消防震第 66 号、平成 20 年 5 月 消防応第 69 号、平成 20 年 9 月第 166 号、平成 24 年 5 月 31 日消防応第 111 号

第 1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 40 条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）

消防組織法第 40 条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成 6 年 4 月 21 日付け消防災第 100 号）」、「災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付け消防防第 246 号）」、「救急事故等報告要領（平成 6 年 10 月 17 日付消防救第 158 号）」の定めるところによる。

3 報告手続

(1) 「第 2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第 1 から第 3 までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

- (2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合には、当該災害が発生した地域の属する市町村は、災害に関する即報を都道府県に報告するものとする。
- (3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報を消防庁に報告を行うものとする。
- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第一報を都道府県に加え、消防庁に対しても、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したとき、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を報告するものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告するものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告するものとする。また、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、様式によることができない場合には、この限りではない。また、電話による報告も認められるものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（爆発を除く。）については、第1号様式、特定の事故については、第2号様式により報告すること。

イ 救急・救助事故等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急処理事態を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故については省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・・・・第４号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア火災等即報、イ救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星車載局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第３ 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 「第２ 即報基準」及び「第３ 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告するものとする。

(2) 市町村又は都道府県は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

(3) 各都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等と密接な連絡を保つものとする。

(4) 市町村が都道府県に報告できない場合にあっては、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告するものとする。

(5) (1)から(4)までにかかわらず、地震等により、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を市町村は直ちに消防庁及び都道府県に対し報告するものとする。

第２ 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれ

がある場合を含む。) について報告すること。

- 1) 死者が3人以上生じたもの
- 2) 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの(該当するおそれがある場合を含む。) について報告すること。

ア 火災

ア) 建物火災

- 1) 特定防火対象物で死者の発生した火災
- 2) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- 3) 大使館・領事館、国指定重要文化財又は特定違反對象物の火災
- 4) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- 5) 損害額1億円以上と推定される火災

イ) 林野火災

- 1) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- 2) 空中消火を要請又は実施したもの
- 3) 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの

ウ) 交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの

- 1) 航空機火災
- 2) タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災
- 3) トンネル内車両火災
- 4) 列車火災

エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの

(例示)

- ・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

- 1) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

- 2) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

3) 特定事業所内の火災（1）以外のもの。）

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

- 1) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
- 2) 負傷者が5名以上発生したもの
- 3) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
- 4) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
- 5) 海上、河川への危険物等流出事故
- 6) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

- 1) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの
- 2) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- 3) 原子力災害対策特別措置法（平成11 年法律第156 号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
- 4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- 1) 死者5人以上の救急事故
- 2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- 3) 要救助者が5人以上の救助事故
- 4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故

- 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響が高いことが判明した時点での報告を含む。）

（例示）

- ・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・バスの転落による救急・救助事故
- ・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- ・消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る救急・救助事故
- ・不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害即報

次の災害等（該当するおそれがある場合を含む。）についても、上記2と同様式を用いて報告すること。

- 1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16 年法律第112 号）第2 条第4 項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- 2) 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15 年法律第79 号）第2 5 条第1 項に規定する緊急対処事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

（1）一般基準

- 1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- 2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- 3) 災害が2 都道府県以上にまたがるもので1 の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

（2）個別基準

ア 地震

地震が発生し、当該都道府県又は市町村の区域内で震度4 以上を記録したもの

イ 津波

津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- 1) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 3) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

- 1) 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

- 1) 噴火警報（火口周辺）が発表され、入山規制又は通行規制等を行ったもの
- 2) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。

1 火災等即報

ア 交通機関の火災

第2の1の(2)のアのウ)に同じ。

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイ1)、2)に同じ。

ウ 危険物等に係る事故（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

- 1) 第2の1の(2)のウ1)、2)に同じ。
- 2) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
- 3) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
 - ① 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
 - ② 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
- 4) 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
- 5) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

エ 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

オ ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

カ 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- 1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- 2) バスの転落等による救急・救助事故
- 3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- 4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害即報

第2の3の1)、2)に同じ。

4 災害即報

ア 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

イ 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式（火災）

(1) 火災種別

火災の種別は、「建物火災」「林野火災」「車両火災」「船舶火災」「航空機火災」及び「その他の火災」とし、欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

1) 死者3人以上生じた火災

ア 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

ア) 建物等の用途、構造及び環境

イ) 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

イ 火災の状況

ア) 発見及び通報の状況

イ) 避難の状況

2) 建物火災で個別基準の4)又は5)に該当する火災

ア) 発見及び通報の状況

イ) 延焼拡大の理由

ア 消防事情 イ 都市構成 ウ 気象条件 エ その他

ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

エ) り災者の避難保護の状況

オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

3) 林野火災

ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※必要に応じて図面を添付する。

イ) 林野の植生

ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

4) 交通機関の火災

ア) 車両、船舶、航空機等の概要

イ) 焼損状況、焼損程度

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で

囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「〇〇（株）〇〇工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50 年法律第84 号。以下この項で「法」という。）第2 条第2 号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2 条第4 号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5 号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23 年法律第186 号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「〇〇と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

- ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。
- イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。
- ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

<救急・救助事故等即報>

3 第3号様式（救急・救助事故等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

（例）

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況

- ・避難の勧告・指示の状況
- ・避難所の設置状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

＜災害即報＞

4 第4号様式

1) 第4号様式－その1（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

(1) 災害の概況

ア 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

イ 災害種別概況

（ア）風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況

（イ）地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況

（ウ）雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

（エ）火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥石流、火山弾、火山灰等の概況

（オ）その他これらに類する災害の概況

(2) 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。

(3) 応急対策の状況

当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合にはその設置及び解散の日時を記入するとともに、市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

なお、震度6弱以上（東京23区については、震度5強以上）の地震の場合は、119番通報件数についても概数を記入すること。

（例）

- ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・避難の勧告・指示の状況
- ・避難所の設置状況
- ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

2) 第4号様式－その2（被害状況即報）

(1) 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

(2) 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(3) 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

(4) 備考欄

備考欄には次の事項を記入すること。

ア 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

イ 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

ウ 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

エ 応急対策の状況

市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

なお、震度6弱以上（東京23区については、震度5強以上）の地震の場合は、119番通報件数についても概数を記入すること。

(例)

- ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・ 避難の勧告・指示の状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ 災害ボランティアの活動状況

資料 4－3－1 災害時優先電話設置場所一覧

1. 固定電話

番号	設置場所	設置場所住所
1	弘前地区消防事務組合平川消防署	平田森前田 331
2	平賀東小学校	尾崎川合 69
3	市役所交換室（本庁 3 階）	柏木町藤山 25-6
4	竹館小学校	沖館永田 34-3
5	平賀西中学校	大光寺白山 13-2
6	柏木小学校	柏木町柳田 8-2
7	平賀東中学校	新館後野 104
8	平川診療所	柏木町藤山 47-1
9	大坊小学校	岩館下り松 72
10	小和森小学校	大光寺二村井 166
11	松崎小学校	館山上亀岡 5-1
12	市役所市長室（本庁 3 階）	柏木町藤山 25-6
13	〃 副市長室（本庁 3 階）	柏木町藤山 25-6
14	平川市社会福祉協議会（平賀地域）	柏木町藤山 16-1
15	平賀農村環境改善センター	新館野木和 20-1
16	碓ヶ関総合支所 市民生活課	碓ヶ関三笠山 107-3
17	碓ヶ関中学校	碓ヶ関三笠山 100-2
18	碓ヶ関小学校	碓ヶ関三笠山 127-23
19	平川市社会福祉協議会（碓ヶ関地域）	碓ヶ関三笠山 120-1
20	碓ヶ関公民館	碓ヶ関三笠山 78
21	葛川支所	葛川田の沢口 5-1
22	金田小学校	南田中北原 120-1
23	猿賀小学校	猿賀明堂 136-2
24	尾上総合支所 市民生活課	猿賀南田 15-1
25	尾上中学校	中佐渡南田 49
26	平川市社会福祉協議会（尾上地域）	猿賀南田 96-3

2. 携帯電話

番号	配備先	配備先住所
1	平川市長	柏木町藤山 25-6
2	総務部総務課	柏木町藤山 25-6
3	水道部上下水道課	柏木町藤山 25-6
4	尾上総合支所 市民生活課	猿賀南田 15-1
5	碓ヶ関総合支所 市民生活課	碓ヶ関三笠山 107-3

3. 衛星携帯電話

番号	配備先	配備先住所
1	総務部総務課 事務室内（本庁 3 階）	柏木町藤山 25-6
2	葛川支所 事務室内	葛川田の沢口 5-1

資料 4－5－1 避難勧告等発令基準

平成 22 年 6 月 平川市

平川市では、水害や土砂災害などの避難を要する災害時において、住民の円滑な避難を実現するため、どのような状況で、どのような対象区域の住民に、どのタイミングで避難勧告等を発令すべきか等の判断基準について定めました。

本基準は、水害、土砂災害の二つの基準を設定します。各避難勧告等の発令基準に達した時点で必ずしも発令されるものではなく、気象予測、河川水位情報、河川巡視等からの報告、浸水想定区域や土砂災害警戒区域の確認、土砂災害警戒情報等を総合的に勘案して発令します。

1. 避難勧告等の類型

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備情報	要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への避難行動を開始 ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等避難準備を開始
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は計画された避難所への避難行動を開始
避難指示	前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 人的被害の発生した状況	避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

※避難勧告等は、被害の発生する可能性が高まった場合などに避難を促すものです。発令時には、できるだけ速やかに避難をしてください。

2. 避難勧告等の発令対象区域及び発令の判断基準

(1) 水害

避難勧告等は、気象予測（降雨等）、河川巡視、河川水位情報等を総合的に判断し発令する。

○発令対象区域

- | |
|--|
| ①軒下まで水没する区域
②浸水時の水位上昇速度がきわめて速い区域
③浸水深（概ね50cm）により、浸水時の歩行が難しい区域
④氾濫水の勢いによって家屋の損壊・流失・住民等の生命又は身体への被害が生ずるおそれがある区域
⑤その他避難が必要とされる区域 |
|--|

○発令の判断基準

河川名 情報等	岩木川、平川、浅瀬石川等
避難準備情報	はん濫注意水位に到達し、なお水位の上昇が予想される場合 (概ね2時間後に避難判断水位に到達する。)
避難勧告	避難判断水位に到達し、なお水位の上昇が見込まれるとき (概ね1時間後にはん濫危険水位に到達するとき) はん濫危険水位に到達すると予想されたとき（上記以外急激な水位上昇がある場合） はん濫のおそれがあるとき 堤防の決壊に繋がるような、漏水箇所を発見したとき
避難指示	はん濫危険水位に到達したとき 堤防の決壊に繋がるような大量の漏水や亀裂等を発見したとき 堤防の決壊や越水のおそれがあるとき 破堤又は越水が発生したとき

(2) 土砂災害

避難勧告等は以下の基準を参考に気象予測や土砂災害警戒情報、土砂災害危険箇所の巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

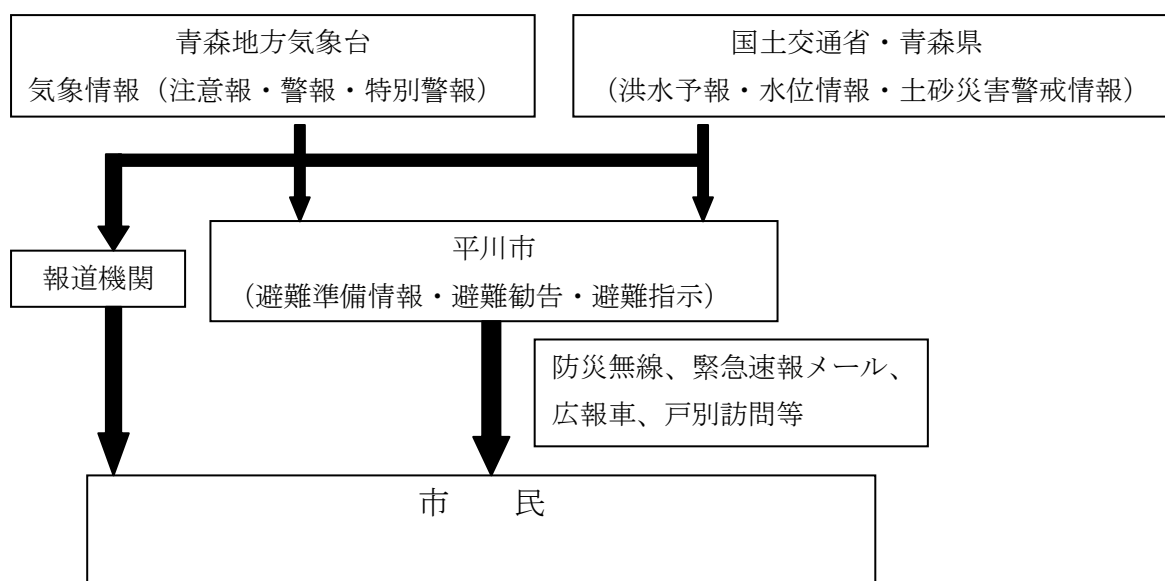
○発令対象区域

- | |
|--|
| ①土砂災害警戒区域
②急傾斜地崩壊危険箇所
③小規模山地崩壊地
④土石流危険渓流付近区域
⑤崩壊土砂流出危険地区
⑥山腹崩壊危険地区
⑦その他避難が必要とされる地域 |
|--|

○発令の判断基準

区域 情報等	土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所を含む区域
避難準備情報	・近隣で前兆現象（湧水、地下水の濁りや量の変化、流水の異常な濁り、表面流の発生）の発見 ・2時間後に土砂災害警戒基準線（CL）に到達又は到達されると予想されたとき。
避難勧告	・近隣で前兆現象（溪流付近で斜面の崩壊、斜面のはらみ、流木の発生、小石の落下、新たな湧水発生、湧水の濁り）の発見 ・1時間後に土砂災害警戒基準線（CL）に到達又は到達されると予想されたとき。
避難指示	・近隣で土砂災害が発生している。 ・近隣で土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、擁壁・道路等の亀裂の発生、斜面の亀裂等）の発見 ・土砂災害警戒基準線（CL）に到達又は超過したとき ・引き続き降雨が見込まれるとき

3. 避難勧告等の伝達手段



チェックリストにより、伝達手段・伝達先に漏れがないか確認する。

<住民等への伝達>

- ☐防災行政無線（同報系）
- ☐広報車両・消防車両
- ☐自主防災組織、町会の会長
- ☐市 HP への掲載
- ☐避難所となる施設

<災害時要援護者・福祉関係機関への伝達>

- ☐関係する災害時要援護者施設
- ☐災害時要援護者並びに支援者の事前登録者

<防災関係機関への伝達>

- ☐消防署（平川消防署、弘前地区消防事務組合東消防署碓ヶ関分署）
- ☐消防本部（消防団係）
- ☐青森県防災消防課
- ☐黒石警察署

4. 避難勧告等の伝達文（例）

（1）避難準備（要援護者避難）情報伝達文（住民あて）の例

こちらは、平川市です。ただ今、〇〇時〇〇分に〇〇地区に対して避難準備情報を出しました。お年寄りの方など、避難に時間を要する方は、直ちに〇〇〇へ避難してください。その他の方も避難の準備をはじめてください。

（その他「昨夜からの大雨により〇〇時間後には〇〇川の水位が危険水位に達する恐れがあります。」「できるだけ近所の方にも声をかけてください」 等）

（2）避難勧告の伝達文（住民あて）の例

こちらは、平川市です。ただ今、〇〇時〇〇分に〇〇地区に対して避難勧告を出しました。お年寄りの方など、避難に時間を要する方は、直ちに〇〇〇へ避難してください。なお、浸水により、〇〇道は通行できません。

（その他「昨夜からの大雨により〇〇時間後には〇〇川の水位が危険水位に達する恐れがあります。」「できるだけ近所の方にも声をかけてください」 等）

（3）避難指示の伝達文（住民あて）の例

平川市長です。ただ今、〇時〇分に〇〇地区に対して避難指示を出しました。（堤防が決壊して／〇〇川が危険水位を突破して）大変危険な状況です。避難中の方は直ちに〇〇〇へ避難を完了してください。十分な時間がない方は近くの安全な建物に避難してください。なお、浸水により〇〇道は通行できません。

資料４－９－１ 炊き出しの実施場所

実施場所	対象区域	炊出能力	器材等の整備状況
平賀学校給食センター		3,150	炊飯器、食器類
尾上学校給食センター		300	炊飯器、食器類
平賀公民館（文化センター）	光城地区	60	炊飯器、食器類
平賀農村環境改善センター	藤野町、雇用促進住宅地区	120	炊飯器、食器類
杉館集会施設	杉館地区	30	炊飯器、食器類
大坊コミュニティセンター	大坊地区	20	炊飯器、食器類
小和森多目的集会施設	小和森地区	13	炊飯器、食器類
石郷多目的集会施設	石郷地区	13	炊飯器、食器類
新館集落センター	新館地区	26	炊飯器、食器類
荒田農業研修センター	荒田地区	13	炊飯器、食器類
原田農業研修センター	原田地区	26	炊飯器、食器類
苗生松多目的集会施設	苗生松地区	13	炊飯器、食器類
平田森多目的集会施設	平田森地区	20	炊飯器、食器類
岩館構造改善センター	岩館地区	13	炊飯器、食器類
唐竹多目的集会施設	唐竹地区	50	炊飯器、食器類
大光寺コミュニティセンター	大光寺地区	40	炊飯器、食器類
小和森小学校	大光寺地区、光城地区	90	炊飯器、食器類
松崎小学校	松崎・館山地区、松館	52	炊飯器、食器類
柏木小学校	柏木学区	40	炊飯器、食器類
大坊小学校	大坊学区	20	炊飯器、食器類
竹館小学校	竹館学区	90	炊飯器、食器類
葛川小中学校	葛川学区	26	炊飯器、食器類
平賀東小学校	尾崎地区、新屋地区	40	炊飯器、食器類
平賀東中学校	新館地区、町居地区	104	炊飯器、食器類
平賀西中学校	本町地区、館田地区	104	炊飯器、食器類
金屋多目的研修施設	金屋地区	50	炊飯器、食器類
東公民館	南田中地区	60	炊飯器、食器類
高木集落会館	高木地区	50	炊飯器、食器類
尾上保健福祉センター	猿賀地区、みなみの地区	50	炊飯器、食器類
尾上公民館	尾上地区	80	炊飯器、食器類
李平地区集落改善センター	李平地区	50	炊飯器、食器類
新屋町会館	新屋町地区	50	炊飯器、食器類
尾上農村婦人の家	南田地区	100	炊飯器、食器類
金田小学校	金田学区	160	炊飯器、食器類
猿賀公民館	猿賀地区	60	炊飯器、食器類
中佐渡会館	中佐渡地区	50	炊飯器、食器類
尾上中学校	みなみの地区	100	炊飯器、食器類
猿賀小学校	猿賀学区	60	炊飯器、食器類
長田担い手センター	長田地区	50	炊飯器、食器類
八幡崎農業研修センター	八幡崎地区	50	炊飯器、食器類
日沼地区コミュニティ施設	日沼地区	40	炊飯器、食器類
蒲田担い手センター	蒲田地区	40	炊飯器、食器類
新山担い手センター	新山地区	30	炊飯器、食器類
碓ヶ関公民館		300	炊飯器、食器類
碓ヶ関地域福祉センター	駅前地区、高田地区、山の上新地区、下町地区、三笠地区、川向地区、いざよい地区、おかりや地区、上一地区、上二地区、仲町地区	240	炊飯器、食器類
碓ヶ関小学校		120	炊飯器、食器類
碓ヶ関中学校		240	炊飯器、食器類
古懸地区公民館	古懸地区	150	炊飯器、食器類
久吉地区公民館	久吉地区	150	炊飯器、食器類
船岡集会所	船岡地区、湯ノ沢地区	50	炊飯器、食器類

資料４－９－２ 食料品の調達先

弁当、パン、うどん麺類等製造所、インスタント食品調達先

調達先	所在地	電話番号	備考
高砂食品(株)	日沼富田36	57-5225	うどん、そば
マックスバリュ東北(株) マックスバリュ平賀店	小和森上松岡193-1	44-0198	
(株)佐藤長 平賀店	柏木町東田110-1	44-0422	
(株)佐藤長 尾上店	尾上栄松128	57-5533	
(株)伊徳 平賀店	本町平野12-4	44-8525	
(有)田本商店	本町平野95	44-2136	
生活協同組合コープあおもり 平賀店	本町北柳田23-5	44-3156	
サークルK 碓ヶ関店	碓ヶ関樋ノ口24-1	46-2525	
サンクスバイパス 尾上店	蒲田玉田22-6	57-4101	
デイリーヤマザキ 平賀バイパス店	本町平野8-17	44-1644	
デイリーヤマザキ 平賀松崎店	館山前田12-8	44-0737	
ローソン 尾上町店	日沼富田28-2	57-3306	
ローソン 平賀店	町居南田595	44-0023	
サンクス 平川大光寺店	大光寺三早稲田52-1	43-0255	
サークルK 平川平賀駅前店	本町北柳田12-1	43-1243	

資料４－１３－１ 障害物除去に要する機械、器具等の状況

種 別	ブルドーザー	グレーダー	ト ラ ッ ク	ダンプ	備 考
土木課	1 1	1	1	2	
管財課			2		

資料４－１４－１ 被服、寝具、その他生活必需品調達先

品名	調達先	所在地	電話番号	備考
被服、寝具	昭伸家具	光城3-27-1	44-7382	
	(有)サイセイ	新館野木和86-1	44-2351	
	ファッションセンターしまむら 平賀店	柏木町東田265-1	43-1357	
	ファミリー衣料あぼ	本町北柳田8-51	44-2343	
	ファミリーショップ うめや	尾上栄松85-1	57-2139	
	ファミリーショップ かねさだ	尾上栄松84-1	57-4555	
日用雑貨	(株)佐藤長 平賀店	柏木町東田110-1	44-0422	
	(株)佐藤長 尾上店	尾上栄松128	57-5533	
	(株)伊徳 平賀店	本町平野8-7	44-8525	
	生活協同組合コープあおもり 平賀店	本町北柳田23-5	44-3156	
	ホームックススーパーデポ 平賀店	小和森上松岡182-1	43-0261	

資料４－１５－１ 医薬品等の主な調達先

調達先	所在地	電話番号	備考
マルチ薬局	本町北柳田12-20	44-2711	医薬品のみ
中央薬店	新館藤山18-1	44-3045	〃
くすりのキープス 平賀店	柏木町東田268	43-0026	〃
生活協同組合 コープあおもり 平賀店	本町北柳田23-5	44-3156	〃
小田切薬店	南田中村内98-2	57-2118	〃
三浦薬店	高木原富50-2	57-2285	〃
松井薬店	尾上栄松29	57-2220	〃
碓ヶ関調剤薬局	碓ヶ関鯨森55-27	49-5133	〃
(株)バイタルネット弘前支店	弘前市大字扇町2丁目3-1	27-8723	医薬品及び医療材料
東邦薬品(株) 弘前営業所	弘前市扇町1丁目1-11	27-8341	〃
(有)青森大洋薬品	弘前市小比内5丁目6-4	26-0025	医薬品のみ
青森沢井薬品(株)	青森市旭町3丁目13-46	017-777-4511	〃
(株)日医工青和	青森市大字安田字近野 1-248	017-766-2088	〃
東北化学薬品(株)	弘前市大字神田1丁目3-1	33-8131	医療材料のみ
(株)シバタ医理科	弘前市大字高田3丁目7-1	27-2221	〃

資料４－１５－２ 医療機関等の状況

施設名	所在地	電話番号	診療科目	備考
国保平川診療所	柏木町藤山47-1	44-3101	内科	
阿部医院	柏木町藤山37-8	44-3155	内科、外科、小児科 消化器科、皮膚科	
須藤病院	柏木町藤山37-5	44-3100	内科、整形外科 リハビリテーション科	
菊池医院	本町村元71	44-2645	内科、外科、整形外科	
櫛引医院	町居山元95-3	43-1277	内科、呼吸器科 消化器科、循環器科	
健生平賀診療所	柏木町柳田248-2	44-1301	内科、呼吸器科 消化器科、循環器科	
しらと医院	柏木町藤山7-18	44-5111	内科、小児科、皮膚科 アレルギー科	
まるも泌尿器科内科 クリニック	大光寺三村井31-1	43-0901	内科、泌尿器科	
国保葛川診療所	葛川田の沢口5	55-2404	内科、小児科	
ふくしまクリニック	小和森種取23-2	43-1215	内科、消化器科 小児科、整形外科 皮膚科、胃腸科、外科	
齋藤医院	八幡崎本林11	57-3308	内科	
おのえ診療所	中佐渡南田15-10	43-5885	内科	
いとう外科内科 クリニック	尾上栄松132-6	57-5850	内科、外科、小児科	
国保碓ヶ関診療所	碓ヶ関三笠山120-1	45-2780	内科	

資料４－１７－１ 緊急通行車両及び市保有車両状況

担当課	車 名	緊急通行 車 両	担当課	車 名	緊急通行 車 両
総務課	いすゞガーラミオ		上下水道課	日産バネット	調整中
	トヨタクラウン			レガシィツーリングワゴン	調整中
	トヨタアルファード			ニッサンプレーリー	調整中
	トヨタプリウス		農林課	スズキジムニーシエラ	調整中
	ホンダインサイト（白）			スバルディアス	調整中
	ホンダインサイト（グレー）			日産プレーリーリバティ	調整中
	日産セレナ（博愛号）			スバルフォレスター	調整中
	ダイハツハイゼット		商工観光課	トヨタカローラツーリングワゴン	
	日産リーフ		土木課	トヨタヴェンガード	調整中
	トヨタカルディナ			三菱ファイター	調整中
	トヨタハイエース（防災車）	調整中		スバルサンバー	調整中
				三菱パジェロ	調整中
葛川支所	スバルフォレスター	調整中		スズキアルト	調整中
尾 上 総合支所 市民生活課	トヨタエスティマ		都市計画課	三菱リベロ	
	トヨタプリウス（シルバー）	調整中		三菱ランサー	
	トヨタハイエース（トラック）	調整中	学校教育課	トヨタプリウスアルファ	調整中
碓 ヶ 関 総合支所 市民生活課	日産セレナ		生涯学習課	日産エルグランド	
	日産バネット		平賀公民館	スバルステラ	
	日産マーチ		保健体育課	ホンダアクティ	
	スズキジムニー	調整中		ツダボンゴフレンジィ	
管財課	スズキエブリー		平賀総合運動施設	スズキキャリー	
	ダイハツハイゼット		給食センター	いすゞエルフ	
	三菱キャンター	調整中		いすゞエルフ	
	スバルサンバー			いすゞエルフ	
税務課	スズキアルト			いすゞエルフ	
	スバルサンバー			いすゞエルフ	
収納課	ダイハツミラ		葛川診療所	トヨタマークX	
市民課	ダイハツデッキバン			トヨタハイエース	調整中
	トヨタハイエース	調整中		日産キャラバン	
	日産キャラバンコーチ		平川診療所	ニッサンADワゴン	調整中
福祉課	スズキエブリー	調整中	碓ヶ関診療所	日産マーチ	調整中
	スズキアルト		経済建設課	日産ダットサン	調整中
健康推進課	ダイハツミラ			三菱キャンター	調整中
	ダイハツミラ				
	スズキアルト	調整中			
介護保険課	スバルサンバー				
	スズキアルト				

資料 4－17－2 ヘリコプター場外離着陸場

名 称	所 在 地	G P S 番 号	備 考
県立柏木農業高校内グラウンド	荒田上駒田 1 3 0	3 0－A	
市立平賀西中学校内グラウンド	大光寺白山 1 3－2	3 0－B	
大坊平川河川敷	大坊地内	3 0－C	
松崎平川河川敷	松崎地内	3 0－D	

資料４－２０－１ 防疫用薬剤の調達先

調達先	所在地	電話番号	備考
マルチ薬局	本町北柳田12-20	44-2711	
中央薬店	新館藤山18-1	44-3045	
くすりのキープス 平賀店	柏木町東田268	43-0026	
津軽みらい農業協同組合 平賀基幹グリーンセンター	小和森上松岡211-1	44-1201	
津軽みらい農業協同組合 尾上基幹グリーンセンター	猿賀南野1-3	57-2323	
つがる弘前農業協同組合 碓ヶ関支店	碓ヶ関阿原30	45-2200	
佐々木勝三商店	碓ヶ関古懸門前29	45-2028	

資料４－２４－１ 教育施設の状況

(平成２５年１１月１日現在)

学 校 名	所 在 地	教室数 (室)	応急教室 数 (室)	教員数		学年別 児童生 徒数 (名)	校 庭 面 積 (㎡)	屋内体 育施設 面 積 (㎡)	応急の 教育時 収容可 能人数	備 考
				男	女					
金田小学校	南田中北原120-1	12	12	9	12	1年	60	18,040	1,010	360
						2年	40			
						3年	53			
						4年	44			
						5年	48			
						6年	60			
						合計	305			
猿賀小学校	猿賀明堂136-2	7	8	7	9	1年	32	21,079	831	240
						2年	19			
						3年	32			
						4年	41			
						5年	43			
						6年	32			
						合計	199			
柏木小学校	柏木町柳田8-2	6	6	4	7	1年	35	17,784	841	180
						2年	17			
						3年	31			
						4年	25			
						5年	25			
						6年	29			
						合計	162			
大坊小学校	岩館下り松72-2	6	4	4	6	1年	12	9,463	576	120
						2年	14			
						3年	14			
						4年	19			
						5年	14			
						6年	15			
						合計	88			
小和森小学校	大光寺ニ村井166	12	5	7	14	1年	40	14,960	1,092	150
						2年	41			
						3年	49			
						4年	49			
						5年	47			
						6年	50			
						合計	276			
松崎小学校	館山上亀岡5-1	6	4	5	5	1年	21	9,065	650	120
						2年	28			
						3年	13			
						4年	22			
						5年	21			
						6年	31			
						合計	136			
竹館小学校	沖館永田34-3	6	7	5	6	1年	26	12,441	981	210
						2年	19			
						3年	15			
						4年	29			
						5年	21			
						6年	24			
						合計	134			
葛川小学校	葛川家岸13	1	2	3	2	1年	0	5,636	60	中学校併設
						2年	1			
						3年	3			
						4年	0			
						5年	1			
						6年	0			
						合計	5			

学 校 名	所 在 地	教室数 (室)	応急教室 数 (室)	教員数		学年別 児童生 徒数 (名)	校 庭 面 積 (㎡)	屋内体 育施設 面 積 (㎡)	応急の 教育時 収容可 能人数	備 考
				男	女					
平賀東小学校	尾崎川合69	7	6	7	12	1年	40	19,502	1,011	180
						2年	31			
						3年	32			
						4年	34			
						5年	34			
						6年	37			
						合計	208			
碓ヶ関小学校	碓ヶ関三笠山127-23	6	9	5	7	1年	14	15,000	937	270
						2年	7			
						3年	19			
						4年	13			
						5年	13			
						6年	12			
						合計	78			
尾上中学校	中佐渡南田49	9	8	13	11	1年	91	24,900	1,261	240
						2年	96			
						3年	95			
						合計	282			
平賀西中学校	大光寺白山13-2	12	10	19	10	1年	118	28,901	1,826	300
						2年	133			
						3年	132			
						合計	383			
平賀東中学校	新館後野104-1	7	11	12	12	1年	78	25,528	1,489	330
						2年	66			
						3年	70			
						合計	214			
葛川中学校	葛川家岸13	1	4	3	2	1年	0	655	120	小学校併設
						2年	0			
						3年	3			
						合計	3			
碓ヶ関中学校	碓ヶ関三笠山100-2	3	7	7	5	1年	14	13,627	1,298	210
						2年	19			
						3年	14			
						合計	47			

資料 4－27－1

青森県災害対策合同指揮本部ライフライン対策部運営マニュアル

県 商 工 労 働 部 商 工 政 策 課

平成 25 年 3 月 25 日付青商第 1101 号

大規模災害時の重要施設への燃料供給について

1. 趣 旨

大規模災害時において、県民の生命や生活の維持、ライフライン等の迅速な応急復旧を図るため、業務を継続することが必要な施設のうち、自家発電施設等の備蓄燃料が枯渇、又は枯渇する恐れがある場合に優先供給しなければならない施設を重要施設と定めるとともに、石油燃料供給対策の手順を定め、関係者間で情報共有を図る。

2. 重要施設の定義

- ① 病院、有床診療所、人工呼吸器等の生命維持装置及び透析装置を継続して稼働させる必要がある診療所、休日夜間急患診療所並びに青森県赤十字センター
- ② 特別養護老人ホーム等の福祉施設
- ③ 避難所に指定されている施設
- ④ 上下水道施設、ごみ処理施設、通信施設等の県民生活の維持を図るために必要な施設
- ⑤ ダム等停電により災害の防止が不可能となるため、継続して通電する必要がある施設
- ⑥ 公共交通機関及び支援物資等の運搬を主な目的として運行される車両の事業所
- ⑦ 消防・警察等の災害対策業務を行う施設
- ⑧ 県及び市町村の災害対策業務等を行う施設
- ⑨ その他、青森県災害対策合同指揮本部等が必要と認めた施設

3. 重要施設の役割

- ① 重要施設は、大規模災害時においても業務を継続できるよう、自家発電設備の整備に努める。
- ② 重要施設は、自家発電用燃料等の備蓄に努める。
- ③ 重要施設は、災害時の燃料対策について、平時から通常取引のある給油所等と調整を行っておく。

4. 重要施設への燃料供給対策

- ① 重要施設が 3. 重要施設の役割の対策を行っても燃料が枯渇し、又は枯渇する恐れがある場合、県は供給を受けようとする者からの要請に応じ、青森県石油商業協同組合・青森県石油商業組合（以下、「県石商」という。）又は内閣府に対し、燃料供給の協力要請を行

う。

- ② 県石商は、県から協力要請があった場合、組合員の給油所等に燃料供給を依頼する。
- ③ 石油燃料の供給に要した費用は、原則、供給を受けた者が負担することとする。
- ④ 燃料供給を受けた者は、当該供給事業者とその供給に要した費用及び支払方法について協議のうえ、速やかに支払うものとする。

5. 燃料供給を受けようとする者の手続き

(1) 民間施設及びその他の施設

当該施設運営者は、斡旋要請書（様式1）を商工政策係へ提出するものとする。

(2) 市町村施設、一部事務組合施設、広域連合施設（市町村等）

市町村等は、それぞれの地域防災計画に基づき石油燃料を調達するものの、それでも石油燃料が不足し又は確保できない場合は、斡旋要請書（様式2）を、所管施設分を取りまとめのうえ、商工政策係へ提出するものとする。

(3) 県施設（警察、教育委員会を含む）

当該施設運営者は、供給要請書（様式3）を商工政策係へ提出するものとする。

6. 要請書の提出方法

- ① 各施設運営者は、原則FAXによる提出とし、電子メールも可能とする。提出後は、受信確認の電話連絡を行う。これらが使用できない場合は、電話による要請も可能とする。
- ② なお、停電等によりFAXが使用できない場合は、所在市町村の青森県防災情報ネットワークを利用することも可能とする。

7. 優先供給の決定

- ① 商工政策係は、合同指揮本部等が決定した石油燃料供給の基本的方針に合致している施設かどうか要請書の内容を確認のうえ、県石商と調整し、優先供給を決定する。

また、合致していないと認められる場合は、当該燃料供給を受けようとする者に対応できない旨を説明し、理解を得る。

なお、在庫量等を勘案し、必要に応じて内閣府への要請を行う。

- ② 例外的取扱いを求める要請については、その可否についてライフライン対策部で判断し、優先供給が必要と認められる場合は①に準じて決定する。

なお、認められない場合は、当該燃料供給を受けようとする者に対応できない旨を説明し、理解を得る。

- ③ 商工政策係は、優先供給を決定した場合、燃料供給を受けようとする者に対し、その旨通知する。

8. 事前対応事項

県は、重要施設及び県石商・石油連盟と予め連絡先、連絡手段及び情報収集の方法等を確認しておく。

大規模災害時の緊急車両への優先給油について

1. 趣 旨

大規模災害時において、県民の生命や生活の維持、ライフライン等の迅速な応急復旧を図るために必要な車両のうち、優先給油しなければならない車両を緊急車両と定め、大規模災害時に優先給油所において混乱を招かないよう、県民に対し、緊急車両に係る基準及び優先給油についての周知を図るとともに、石油燃料供給対策の手順を定め、関係者間で情報共有を図る。

2. 緊急車両の定義

- ① 赤色灯付の車両
- ② 医療機関の車両、医薬品、医療材料等を搬送する車両（医療機関等の名称が表示されている車両）
- ③ 訪問看護、訪問介護、居宅療養管理指導を実施するための車両
- ④ 電気、ガス、上下水道、通信等のライフラインの応急復旧を行う車両
- ⑤ 道路、河川、港湾、鉄道等の公共施設の応急復旧を行う車両
- ⑥ 給水車、ごみ収集車、除雪車等の県民生活の維持を図るために必要な車両
- ⑦ 行政機関の依頼に基づき、支援物資等の運搬及び災害防止活動を行う車両
- ⑧ 県、市町村、一部事務組合、広域連合の公用車
- ⑨ その他、青森県災害対策合同指揮本部等が必要と認めた車両

3. 緊急車両使用（管理）者の役割

- ① 緊急車両は、平時から燃料を満量近くで保管するよう努める。
- ② 緊急車両は、災害発生時は指定された目的でのみ車両を使用する。
- ③ 県民の理解を得るため、優先給油を受ける場合は、所定のステッカーを貼り付けて給油を行うこととする。（道路交通法施行令第13条の規定に基づく緊急自動車のうち、赤色の警光灯を備えた車両を除く。）

4. 緊急車両の指定

- ① 緊急車両は、県庁各部局長、市町村長、一部事務組合・広域連合の長、指定（地方）公共機関の長が、大規模災害時石油燃料供給対策に係る緊急車両情報報告書（様式1又は様式2）により指定する。
- ② 赤色灯付の車両は、指定されたものとする。
- ③ 事前に指定することのできない支援物資等の運搬車両、応援車両及び応急復旧工事や災害防止活動を実施する民間事業者等の車両については、当該車両が給油を受けようとする時に応援等の要請を行った県庁各部局、市町村、一部事務組合・広域連合、指定（地方）公共機関の長が①に準じて指定する。
- ④ 緊急車両を指定した者は、速やかに青森県知事に報告する。

5. 車両への優先給油対策

(1) 優先給油の開始日

- ① 2. 緊急車両の定義③以外の緊急車両には、合同指揮本部等が石油燃料供給対策の実施を決定した時から優先給油を行う。
- ② 2. 緊急車両の定義③の緊急車両には、合同指揮本部等が石油燃料供給対策の実施を決定した後概ね4日目以降から優先給油を行う。

(2) 緊急車両の表示（赤色灯付の緊急車両を除く）

- ① 2. 緊急車両の定義③以外の緊急車両は、「赤色」の所定のステッカーを貼付する。
- ② 2. 緊急車両の定義③の緊急車両は、「黄色」の所定のステッカーを貼付する。

(3) 経費負担

石油燃料の給油に要した費用は、原則、給油を受けた者が負担することとする。

(4) 優先給油の手続き

- ① 商工政策係は、青森県石油商業協同組合・青森県石油商業組合（以下、「県石商」という。）と協議・調整のうえ、優先給油に協力可能な給油所リストを作成する。
- ② 商工政策係は、当該リストを緊急車両の指定者（県庁各部局長、市町村長、一部事務組合・広域連合の長、指定公共機関の長）に対し、電子メール、FAX、電話のいずれかの方法により随時情報提供を行う。
- ③ 緊急車両の指定者は、必要に応じて、緊急車両の使用者へ情報提供を行う。
- ④ 緊急車両の使用者は、所定のステッカーを貼付のうえ、優先給油を受ける。
- ⑤ 給油を受けた者は、当該給油所とその給油に要した費用及び支払方法について協議のうえ、速やかに支払うものとする。
- ⑥ 県公用車の給油については、「公用車給油カード取扱要領」に定める手順によるほか、青森県石油商業協同組合と毎年度締結する「物品供給契約書」による。

6. 緊急車両の指定を受けていない車両の場合

緊急車両の指定を受けていない車両を有する者が給油を受けようとする時は、4. 緊急車両の指定③に基づき指定を受けた後、5. 緊急車両への優先給油対策に準じて優先給油を受けることとする。

7. 事前対応事項

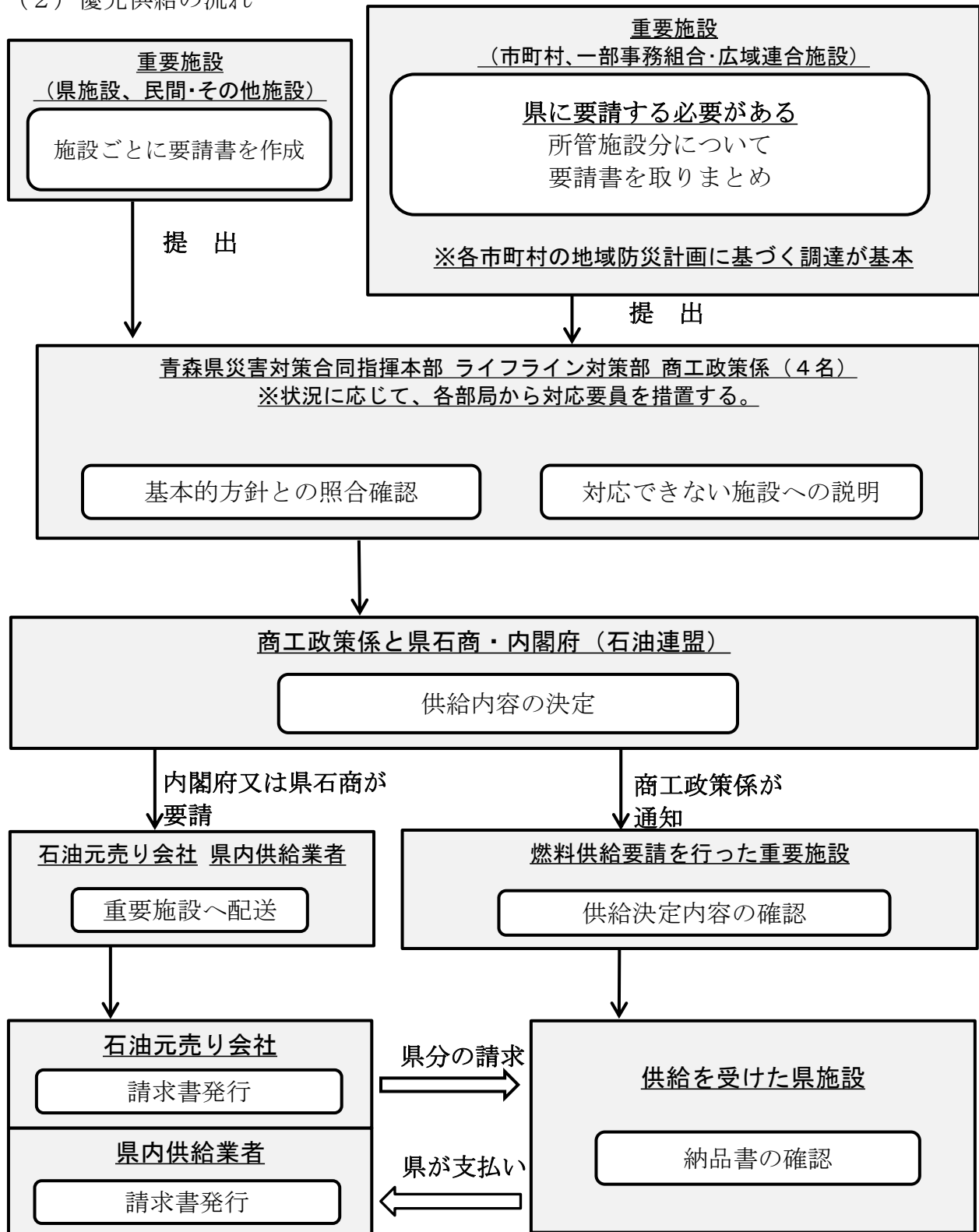
- ① 緊急車両への優先給油対策の実施に当たって必要な情報については、県石商と予め情報共有を図っておく。
- ② 緊急車両が優先給油を受ける際に貼り付ける所定のステッカーは、大規模災害時に備え、緊急車両の指定者に予め配付しておく。
- ③ 緊急車両の指定者は、災害発生時に緊急車両の使用者が所定のステッカーを円滑に使用できるよう努める。

重要施設への優先供給について

(1) 経費負担

原則、供給を受けた者が負担することとする。

(2) 優先供給の流れ



※市町村、一部事務組合・広域連合、民間施設の場合は、各々の手順で支払う。

緊急車両への優先給油について

(1) 優先給油の開始日

- ① 緊急車両の定義③以外の緊急車両には、合同指揮本部等が石油燃料供給対策の実施を決定した時から優先給油を行う。
- ② 緊急車両の定義③の緊急車両には、概ね4日目以降から優先給油を行う。

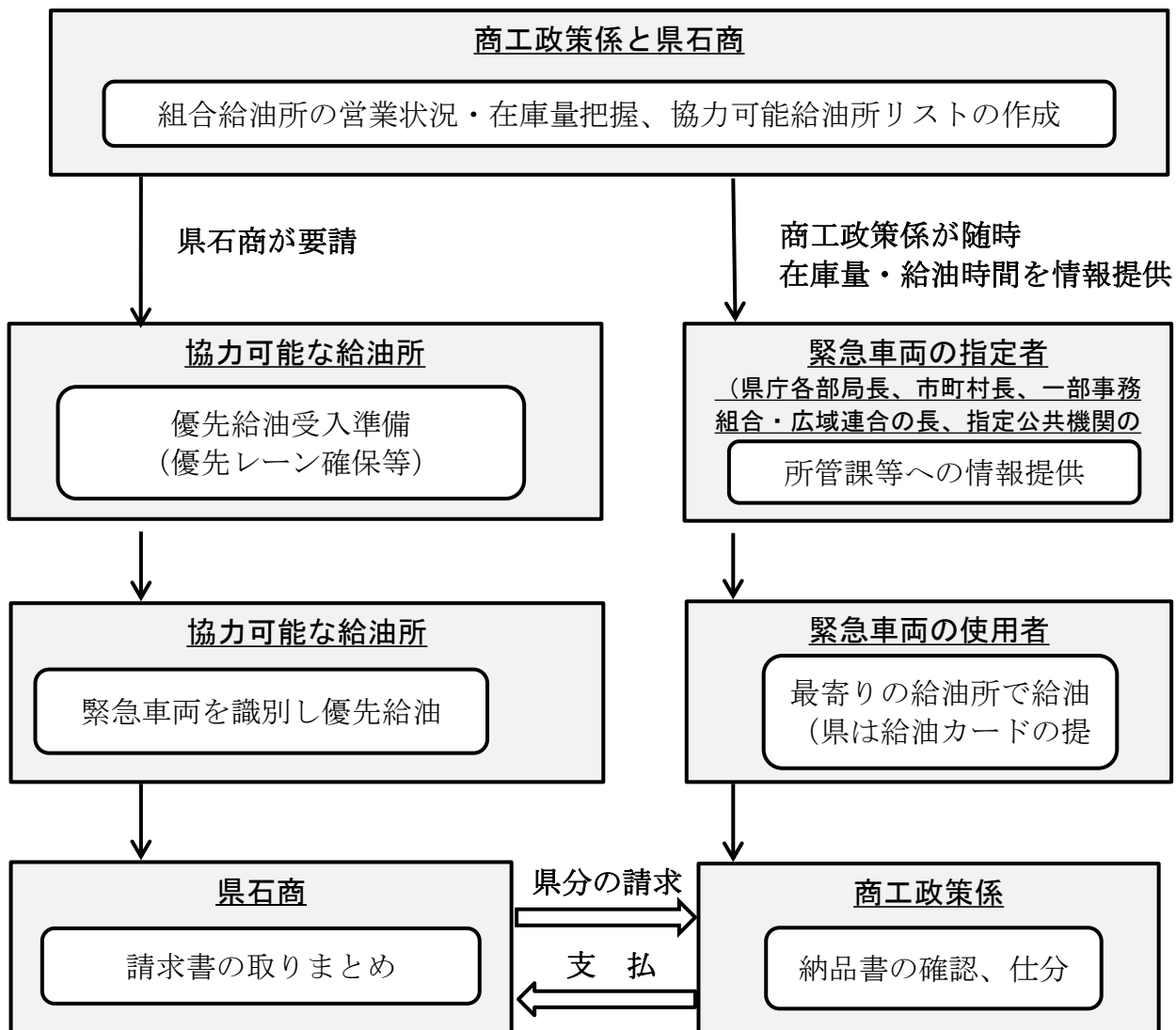
(2) 緊急車両の表示（赤色灯付の緊急車両を除く）

- ① 緊急車両の定義③以外の緊急車両は、「赤色」の所定のステッカーを貼付する。
- ② 緊急車両の定義③の緊急車両は、「黄色」の所定のステッカーを貼付する。

(3) 経費負担

原則、給油を受けた者が負担することとする。

(4) 優先給油の手続き



※使用者が市町村、一部事務組合・広域連合、民間施設の場合は、各々の手順で支払う。

資料４－２７－２

青森県大規模災害時石油燃料供給対策に係る指定重要施設

１．石油連盟及び青森県石油商業組合の供給対象施設

NO	施設名称	用 途
1	平川市役所本庁舎	暖房設備、空調用ボイラー、自家発電
2	平川市尾上総合支所	暖房設備、空調用ボイラー

２．青森県石油商業組合のみの供給対象施設

NO	施設名称	用 途
1	平川市葛川支所	暖房設備
2	平川市碓ヶ関総合支所	暖房設備
3	平川市健康センター	暖房設備、空調用ボイラー
4	弘前地区消防事務組合 平川消防署	暖房設備、空調用ボイラー
5	金屋配水場	自家発電
6	新屋配水場	自家発電
7	碓ヶ関浄化センター	自家発電
8	尾崎増圧ポンプ場	自家発電
9	グループホーム あいのさと	暖房設備
10	グループホーム あいのり	暖房設備
11	グループホーム あすか	暖房設備
12	グループホーム いずみ	暖房設備、空調用ボイラー
13	つがる三和会 おのえ	暖房設備
14	特別養護老人ホーム おのえ荘	暖房設備
15	グループホーム サンライフ三笠	暖房設備
16	グループホーム サンライフ碓ヶ関	暖房設備
17	グループホーム なごみ	暖房設備、空調用ボイラー
18	グループホーム もみじの森	暖房設備
19	グループホーム 岩木望おのえ	暖房設備
20	特別養護老人ホーム 慶遊荘	暖房設備
21	グループホーム 太陽の家	暖房設備

資料 4－27－3

青森県大規模災害時石油燃料供給対策に係る指定緊急車両

通番	指定車両情報				使用者情報	災害時の用途
	登録（車両）番号	車名	油種	タンク容量	所属名	
1	青森88さ7644	トヨタハイエース	軽油	70L	総務部総務課	災害対策本部
2	青森300ち8193	スバルガシィ	ガソリン	50L	水道部上下水道課	上水道応急復旧
3	青森56せ2404	トヨタカルディ	ガソリン	50L	水道部上下水道課	上水道応急復旧
4	青森56は6837	ニッサンプレーリー	ガソリン	50L	水道部上下水道課	下水道応急復旧
5	青森50な4497	スズキジムニー	ガソリン	40L	碓ヶ関総合支所 市民生活課	・被害状況調査用 ・温泉源泉ポンプ復旧用 ・災害用要援護者安全確保支援、避難誘導用

資料 4－30－1

大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定書

(青森県内市町村及び消防事務組合)

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、青森県内の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）の消防相互応援について必要な事項を定め、県内において大規模災害等が発生した場合に相互の消防力を活用して災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

(対象とする災害)

第2条 この協定の対象とする災害は、次に掲げる災害とする。

- (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害
- (2) 林野火災、高層建築物火災又は危険物施設火災等の大規模な火災
- (3) 航空機、船舶又は列車等集団救急・救助事故
- (4) その他前各号に掲げる災害のほか、火災等の災害又は救急・救助業務を必要とする事故が発生し、応援が必要と判断されるもの。

(地区の区分並びに代表消防機関及び地区幹事消防本部)

第3条 青森県内を次に掲げる地区に区分する。

- (1) 東青地区
青森市、東津軽郡（平内町を除く。）の各町村
- (2) 中弘南黒地区
弘前市、黒石市、中津軽郡及び南津軽郡の各町村
- (3) 西北五地区
五所川原市、西津軽郡及び北津軽郡の各町村
- (4) 上十三地区
十和田市、三沢市、平内町、上北郡（百石町、下田町を除く。）の各町村
- (5) 下北地区
むつ市、下北郡の各町村
- (6) 三八地区
八戸市、百石町、下田町、三戸郡の各町村

2 この協定による相互応援協定を円滑に実施するため、代表消防機関、副代表消防機関を、また、前項に掲げる地区にそれぞれ地区幹事消防機関を設置するものとする。

(応援可能消防隊の登録)

第4条 各市町村等は、応援出場が可能な消防隊をあらかじめ登録しておくものとする。

(応援要請)

第5条 応援要請は、災害の発生地を管轄する市町村等（以下「要請側」という。）の長から、他の市町村等（以下「応援側」という。）の長に対し行うものとする。

2 前項の要請については、地区幹事消防機関を通じて行うものとする。

3 応援の要請を行う場合には、次の事項を明らかにするものとする。

- (1) 災害の概況及び応援を必要とする理由
- (2) 応援を要請する消防隊等の種類及び数

- (3) 活動内容及び集結場所
- (4) 誘導員及び担当責任者
- (5) その他
- (応援消防隊の派遣)

第6条 応援要請を受けた市町村等の長は、ただちに消防隊を出場させるものとする。ただし、自市町村及び組合の災害若しくは止むを得ない事情がある場合又は法令その他に別段の定めがある場合は、この限りではない。

(応援隊の指揮)

第7条 応援出場した消防隊は、要請側消防機関の長の指揮のもとに行動するものとする。

(経費の負担)

第8条 応援に要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか次による。

(1) 応援側が負担する経費

- ア 応援消防隊の消防機械器具の燃料費（補給燃料を除く）及び小破損の修理費
- イ 応援消防隊員の手当て等に関する経費
- ウ 応援消防隊員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合の災害補償費及び賞じゅつ金（ただし、災害地において行った救急治療の経費は除く。）
- エ 応援消防隊員の重大な過失により、第三者に与えた損害賠償費
- オ 応援消防隊が、災害地への出場又は帰路途上において発生した事故における損害賠償費

(2) 要請側が負担する経費

前号に定める経費以外の経費

2 前項に定める費用負担について疑義を生じた場合は、当該市町村等において協議のうえ決定するものとする。

(情報提供等)

第9条 市長村長等は、この協定の適正な運用を期するために必要な各種消防情報、資機材等を相互に通報するものとする。

(委任)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、各消防本部の消防庁が協議決定するものとする。

(疑義の協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、協議のうえ決定するものとする。

この協定を証するため本書80通を作成し、記名押印の上各1通を保有するものとする。

附 則

この協定は、平成5年4月1日から施行する。

平成5年2月25日

各 市 町 村 長

資料 4－30－2

消防相互応援協定書

（目的）

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第2項の規定に基づき、災害の予防、鎮圧に万全を期し、あわせて、住民の安心、安全を図るため、市町村の消防の相互の協力体制を確立し、相互の消防力を活用して災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

（実施区域）

第2条 この協定の実施区域は、青森市、黒石市、五所川原市、十和田市、平川市、平内町、今別町、外ヶ浜町、蓬田村、中泊町、藤崎町、板柳町及び七戸町（以下「関係市町村」という。）とする。

（災害の範囲）

第3条 この協定における災害の範囲は、火災、その他の災害及び救急・救助業務で応援活動が必要とするもの（以下「災害」という。）とする。

第4条 この協定による応援の種別は、次に掲げるとおりとする。

- （1）普通応援 関係市町村に接する地域及び当該地域周辺部で災害が発生した場合に、発生地
の市町村長（一部事務組合（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合をいう。）が事務（消防団に関する事務を含む。）を行う場合にあっては、当該一部事務組合の管理者。以下同じ。）の要請を待たずに出動する応援
- （2）特別応援 関係市町村の区域内に災害が発生した場合に、発生地
の市町村長の要請に基づいて出動する応援

（応援要請の方法）

第5条 応援の要請は、災害発生地
の市町村長から電話等の方法により、次の事項を明確にして
応援側市町村長に対して行うものとする。

- （1）災害の種別
- （2）災害発生日時及び場所並びに災害の状況
- （3）要請人員、車両等の種別並びに資機材等の種別及び数量
- （4）応援隊の到着希望日時及び集結場所
- （5）その他の必要事項

2 普通応援で出動した場合、応援側市町村長は必要事項を速やかに受援側市町村長に通報するものとする。

第6条 前条第一項の規定により応援要請を受けた市町村長は、管轄区域内の消防活動に支障のない範囲において応援隊を派遣するものとする。

2 応援側市町村長は、応援隊の派遣を決定したときは、出発時刻、出動人員、車両等の種別、資機材等の種別及び数量並びに到着予定時刻その他の必要事項を受援側市町村長に通報するものとする。

3 前条第一項の規定による応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに受援側市町村長に通報するものとする。

(応援隊の誘導)

第7条 受援側市町村（一部事務組合が事務（消防団に関する事務を含む。）を行う場合にあっては、当該一部事務組合。以下同じ。）の消防長及び消防団長は、応援隊の集結場所に誘導員を待機させ、応援隊の誘導に努めるものとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊の指揮は、消防組織法第47条の規定に基づき、受援側市町村の消防長又は消防団長が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、直接応援隊の隊員に対して行うことができる。

第9条 応援隊の長は、自隊の活動状況等について速やかに現場指揮者に報告するものとする。

(費用の負担)

第10条 この協定に基づく応援に要した費用については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、次の区分により負担するものとする。

(1) 車両等又は資機材等の燃料費（補給燃料を除く。）及び小破損の修理費用 応援側市町村

(2) 消防職（団）員の手当等に関する費用 応援側市町村

(3) 消防職（団）員の負傷、疾病又は死亡による災害補償等の費用 応援側市町村

(4) 消防職（団）員の重大な過失により第三者に与えた損害の賠償に関する費用 応援側市町村

(5) 消防職（団）員の出動又は帰路途上において発生した事故の損害賠償に関する費用 応援側市町村

(6) 前各号に該当しない費用 受援側市町村

2 前項の区分について疑義が生じた場合は、当事者間において疑義のうえ決定するものとする。

(委任)

第11条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は、別途協議のうえ定める。

附 則

1 この協定は、平成18年9月1日から施行する。

資料 4－30－3

大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定書

(青森県内市町村)

(趣旨)

第1条 この協定は、青森県内のいずれかの市町村で地震等による大規模災害が発生した場合において、被災市町村が他の市町村に対し応援を要請する際の手続その他災害時の相互応援に関し必要な事項を定めるものとする。

(応援地区の設置)

第2条 青森県内を別表第1のとおり6つの応援地区に分け、原則として応援地区を単位として被災市町村からの応援要請に応じるものとする。

2 前項の応援地区ごとに応援調整市及び代理応援調整市町を置き、被災市町村はその属する応援地区の応援調整市に対して応援を要請するものとする。ただし、当該応援調整市が被災した場合は、代理応援調整市町へ応援を要請するものとする。

3 応援調整市又は代理応援調整市町が行う応援調整は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 被災市町村との連絡及び情報収集
- (2) 被災市町村が必要とする応援内容の取りまとめ並びに応援地区間の連絡及び物資調整
- (3) 他の応援調整市への応援要請
- (4) 前3号に掲げるもののほか、被災市町村の応援に関し必要な事項

(応援内容)

第3条 被災市町村が要請できる応援の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 応急措置等を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供
- (2) 食糧、飲料水、日用品等生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供並びにあつせん
- (3) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急措置等に必要な資機材並びに物資の提供並びにあつせん
- (4) 災害応急活動に必要な車両等の派遣及びあつせん
- (5) 災害応急活動に必要な職員の派遣
- (6) 被災者の一時収容のための施設の提供及びあつせん
- (7) 前各号に定めるもののほか、大規模災害時の応急措置活動で特に必要な事項

(応援要請及び応援の実施)

第4条 被災市町村は、応援調整市に対し次の各号に掲げる事項を明らかにして、口頭、電話連絡等により要請を行うとともに、後日、応援を実施した市町村に対し、速やかに様式第1号により文書を提出するものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 前条第2号から第4号までに掲げる物の品名、数量等
- (3) 前条第5号に掲げる職員の職種別人員数
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 応援調整市は、前項の要請を受けた場合には直ちに応援地区内の市町村と連絡をとり、応援

地区内における応援人員、応援物資等を取りまとめ、被災市町村に応援可能数量等を通知する。

3 応援人員、応援物資等の搬送は、応援を実施する市町村が行うものとする。

(他地区への応援要請)

第5条 被災市町村から要請を受けた応援地区のみでは被災市町村の要請に対応できない場合にあっては、応援要請市は、別表第2に定める応援順位に従い、他の応援地区に応援を要請するものとする。

2 応援調整市及び代理応援調整市町が被災した場合は、被災市町村は別表第2に定める応援順位に従い他の応援地区に応援を要請するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、別表第2に定める応援順位に属する地区が災害等により応援実施が困難な場合にあっては、応援調整市は応援調整順位に属さない地区に応援を要請することができるものとする。

(自主応援)

第6条 市町村は、大規模災害が発生したことが明らかな場合で、被災市町村との連絡が取れないとき又は要請を待つ暇がないと認めたときは、第4条の規定にかかわらず、要請を待たずに自主的に応援を行うものとする。

2 前項の規定により、応援を行おうとする市町村は、あらかじめその属する応援地区の応援調整市に応援を実施する旨を通知するものとする。

(応援経費の負担)

第7条 第4条及び前項の規定に基づき実施した応援に要した経費負担については、別段の定めがあるものを除くほか、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 応援側の負担する経費

イ 機械器具等の燃料費(補給燃料を除く。)及び小規模破損の修理費

ロ 応援人員の手当等に関する経費

ハ 応援人員が応急業務により負傷、疾病又は死亡した場合の災害補償費及び賞じゅつ金

ニ 応援人員の重大な過失により、第三者に与えた損害賠償費

ホ 応援人員の被災地への出動又は帰路途上において発生した事故における損害賠償費

(2) 要請側が負担する経費 前号に定める経費以外の経費

2 被災市町村が、前項第2号の経費を支弁する暇がない場合にあっては、応援を実施した市町村に対し費用の一時支払いを要請するものとする。この場合において、当該経費を負担した市町村は、被災市町村に対し、その償還を請求することができる。

(事務局の設置)

第8条 本協定の運営に関する事務局は青森市に置く。

(担当者及び備蓄状況の報告)

第9条 応援調整市は、毎年度4月末までに、その属する応援地区内の市町村の本協定に係る担当者及び応援物資等の保有状況を調査の上、様式第2号及び様式第3号により、事務局に報告するものとする。

2 事務局は、前項の報告を受けたときは、これらを取りまとめの上、各応援調整市にその内容を報告するものとし、応援調整市は、当該報告内容をその属する応援地区内の市町村へ報告するものとする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、その都度、協議して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この協定は、平成18年9月29日から施行する。
(大規模災害時の青森県市町村相互応援協定の廃止)
- 2 大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定（平成8年1月17日締結）は、廃止する。

この協定の締結を証するため、本協定書を40通作成し、市町村がそれぞれ押印の上、各自1通を所持する。

平成18年9月29日

各 市 町 村 長

資料 4－30－4

青森県平川市及び岩手県山田町の災害時における相互応援に関する協定

青森県平川市及び岩手県山田町（以下「協定自治体」という。）は、いずれかの地域において、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合、被災した自治体（以下「被災自治体」という。）の応急対策及び災害復旧対策を円滑に遂行するため、相互の応援体制について、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第 1 条 応援の種類及び内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （１） 応急措置等を行なうに当たって必要となる情報の収集及び提供
- （２） 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- （３） 被災者の救出、医療、防疫及び施設等の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- （４） 被災者を一時受入れるための施設の提供
- （５） 救護及び応急復旧等に必要な職員の派遣
- （６） 前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第 2 条 災害の発生により応援を要請する被災自治体は、次に掲げる事項を明らかにして文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、文書の提出は事後とし、電話等により援助の要請ができるものとする。

- （１） 被害の状況
- （２） 前条第 2 号及び第 3 号に掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量等
- （３） 前条第 5 号に掲げる職員の派遣要請をする場合は、職員の職種、人数及び業務内容
- （４） 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（緊急応援活動の実施）

第 3 条 応援の要請を受けた協定自治体は、当該応援の要請に応じるものとする。ただし、被災自治体との連絡が取れない場合は、収集した情報に基づき第 2 条に掲げる応援を実施できるものとする。

（応援経費の負担）

第 4 条 応援に要した経費は、原則として被災自治体が負担するものとし、これにより難しい場合は、協定自治体が協議して定めるものとする。

(連絡体制等)

第5条 第3条の規定による応援の手続きを確実に円滑に行なうため、次のとおり連絡責任者を置くものとする。

(1) 青森県平川市総務部総務課長

(2) 岩手県山田町総務課長

(災害対策連絡会議の設置)

第6条 協定自治体は、災害発生時の迅速かつ効果的な応援体制を図るため、災害対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置するものとする。

2 連絡会議は、必要に応じて開催し、応援のあり方、協定の見直し等について協議するものとする。

3 協定自治体は、協定に基づく応援が円滑に行なわれるよう地域防災計画その他参考となる資料を相互に提供するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めがない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、協定自治体が協議して定めるものとする。

(適用期日)

第8条 この協定は、平成24年6月21日から効力を生ずるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、当事者押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成24年 6月21日

青森県平川市柏木町藤山25番地6

平川市長

岩手県下閉伊郡山田町八幡町3番20号

山田町長

青森県平川市と鹿児島県南九州市との間における
災害時等の相互応援に関する協定書

青森県平川市（以下「甲」という。）と鹿児島県南九州市（以下「乙」という。）は、災害時等における相互応援について、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲又は乙の区域内において、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 号に規定する災害が発生した場合に、法第 67 条の規定に基づく応援を円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫及び施設等の応急復旧等に必要な資機材並びに物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) ごみ及びし尿の処理のための車両の斡旋
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (6) 被災児童・生徒等を一時受け入れるための施設の提供及び斡旋
- (7) 救援、救助及び応急復旧等に必要な職員の派遣
- (8) ボランティアの斡旋
- (9) 被災者に対する住宅の提供及び斡旋
- (10) 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

（応援要請の手続）

第3条 甲及び乙は、応援を要請するときは、次に掲げる事項を明らかにして、電話又は電信等により要請を行い、後日、速やかに文書（様式 1）を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第 1 号から第 4 号までに掲げる品目の名称、規格及び数量等
- (3) 前条第 5 号に掲げる一時収容を要する被災者の状況及び人員
- (4) 前条第 6 号に掲げる一時受け入れに要する被災児童、生徒等の学年及び人員
- (5) 前条第 7 号に掲げる職員の職種別人員
- (6) 前条第 8 号に掲げるボランティアの従事する内容及び人員
- (7) 応援を受ける場所及びその経路並びに期間
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援の実施）

第4条 甲及び乙は、応援を要請されたときは、可能な限りこれに応ずるように努めるものとする。

- 2 甲及び乙は、前条の規定にかかわらず、緊急に応援する必要があると認められる場合は、同条の要請を待たずに応援を行うことができる。この場合において、応援を行う市は、その内容について応援を受ける市へ速やかに連絡するものとする。

(応援に要した経費の負担)

第5条 応援に要した経費の負担は、原則として応援を受ける市の負担とする。

- 2 前条第2項に定める応援に要した経費の負担は、別途協議して定める。
- 3 派遣職員が公務執行中、第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受ける市が、被災市への往復経路の途中に生じたものについては応援を行う市が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。
- 4 前3項の規定により難い場合には、別途協議して定める。

(情報等の交換)

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な資料・情報等を常時交換するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めがない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(その他)

- 第8条** この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ署名のうえ、各自1通を保有するものとする。
- 2 この協定の締結後、甲乙どちらか一方がこの協定を破棄しようとする場合は、相手方に対し、この協定を破棄しようとする日から起算して6か月前までに、文書をもってその旨を通知しなければならない。

附 則

この協定は、協定締結の日からその効力を発するものとする。

平成24年 7月21日

甲 青森県平川市柏木町藤山25番地6
青森県平川市長

乙 鹿児島県南九州市知覧町郡6204番地
鹿児島県南九州市長

資料4－30－6

水道災害相互応援協定

(相互応援)

第1条 市町村は、非常災害の発生により水道施設に災害を受けた場合の早期復旧と運搬給水等住民に対する飲料水の供給の確保をはかるための必要な措置を講ずるため相互に応援するものとする。

(水道災害救援本部)

第2条 前条の応援事務を迅速かつ適切に行うため青森県水道災害救援本部（以下「救援本部」という。）を設ける。

2 救援本部は、青森県環境保健部生活衛生課内に置く。

ただし、災害が発生した場合は、その災害の態様によって被災現地に置くことができる。

第3条 救援本部は、救援本部長及び救援本部員をもって組織する。

2 救援本部長は、青森県環境保健部長とする。

3 救援本部員は、次の各号に掲げる職にある者とする。

- (1) 青森県環境保健部生活衛生課長
- (2) 青森市水道事業管理者
- (3) 弘前市水道部長
- (4) 八戸圏域水道企業団企業長

第4条 救援本部長は、被災市町村の水道災害の救援事務を総理する。

2 救援本部員は、救援本部長の命により当該市町村の責任者と協議し被災現地の水道災害の救援の指揮にあたるものとする。

(応援隊の派遣要請)

第5条 被災市町村の水道災害対策責任者は、救援本部長に対し応援隊の派遣の要請をするときは、電話その他の方法により次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害発生の場所及び状況
- (2) 必要とする職種別所要人員、機械器具及びその数
- (3) 応援隊及び機械器具等を受領する場所
- (4) その他必要な事項

(応援隊の派遣)

第6条 救援本部長は、前条の規定により応援隊の派遣の要請を受けたときは、その被害の状況、地域等を考慮してただちに被災現地の指揮者を任命し、又は応援隊の派遣の指示をするものとする。

2 前項の規定により救援本部長から応援隊の派遣の指示を受けた市町村の水道事業責任者は、ただちに応援体制をととのえ、被災現地の指揮者の応援要請に万難を排して応ずるものとする。

3 前項の規定により応援隊を派遣したときは、ただちにその出発時刻、出動人員、機械器具の数及び予定到着時刻等を被災現地の指揮者に通知するものとする。

(応援に要した費用の負担)

第7条 応援に要した費用については、原則として次の各号の基準によるものとする。ただし、当該市町村双方の協議によりこれを変更することができる。

- (1) 応援隊の職員の派遣に要した人件費及び旅費並びに機械器具の貸出料は、応援をした市町村の負担とする。
- (2) 応援資料の費用は、消耗的なものに係る費用を除き被応援側の市町村の負担とする。
- (3) 工事及び資材等業者の提供したものに係る費用は、被応援側の市町村の負担とし、その負担に当っては歩掛り等について十分に考慮するものとする。

(事務局)

第8条 救援本部の事務を処理するため、救援本部事務局を置く。

2 事務局に、事務局長その他の職員を置き、青森県環境保健部生活衛生課の職員及び日本水道協会青森県支部の職員のうちから救援本部長が委嘱する。

3 事務局長は、救援本部長の命を受け、局務を掌理する。

(この協定に定めるもののほか必要な事項)

第9条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、救援本部長が定める。

附 則

この協定は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則

この協定は、昭和57年9月1日から施行する。

災害復旧時の協力に関する協定書

平川市（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社青森支店（以下「乙」という。）は、青森県地域防災計画並びに平川市地域防災計画に基づく災害復旧時の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、大規模地震及び台風・雪害等の災害発生（以下「災害等発生」という）に伴い大規模な通信の途絶等が発生した場合において、双方が堅密な連携を保ち、住民の生活と安全を確保するため通信設備の迅速かつ円滑な復旧を図ることを目的とする。

（災害情報の提供）

第2条 甲及び乙は、それぞれ迅速に災害情報を提供するものとする。

2 乙は大規模な通信の途絶等が発生した場合、その影響を受けた地域、加入者数、故障等の原因、発生時間及び復旧時間等の情報を甲に提供するものとする。

（災害対策本部等への社員の派遣）

第3条 災害等発生による大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがあり、甲が災害対策本部等を設置した場合は、乙は甲との連携のうえ必要に応じ、甲が設置した災害対策本部等に社員（以下「連絡員」という。）を派遣できるものとする。

2 連絡員は、災害情報の収集・伝達等に関する窓口となり、必要に応じ各種調整を図るものとする。

（通信設備の復旧）

第4条 災害等発生により大規模な通信の途絶等が発生した場合、乙は、乙のサービスエリア区域内の被害状況を総合的に判断した上で、乙のグループ災害対策組織の連携により優先順位を見極めながら行政機関、公共機関等重要機関に対する重要通信の確保並びに避難所等への特設公衆電話の設置等可能な限り優先して実施するものとする。

2 前項の通信設備の確保にあたり、移動電源車、ポータブル衛星車等災害対策機器等の使用については、乙の判断によるものとする。

（復旧作業に対する協力）

第5条 なだれ、土砂災害、倒木等により甲が管理する道路が通行不能となり、乙の通信設備復旧作業に支障をきたした場合、甲は当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

(資材置場・車両駐車場等の確保に対する協力)

第6条 災害時において、乙の通信設備復旧作業に必要な資材置場、駐車場、幕営地及びヘリポート等(以下「資材置場等」という。)の確保にあたっては、甲は乙の要請に応じ、確保に協力するものとする。

(利用の終了連絡及び原状回復義務)

第7条 乙は、資材置場等の利用が終了したときは、電話等により甲に速やかに連絡するとともに、乙の責任において資材置場等を原状に回復するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲が原状に回復する必要がないと認めるときは、乙は資材置場施設を原状に回復することを要しないものとする。

(損害賠償)

第8条 乙は、甲が所有する資材置場等の利用中に乙の故意又は過失によって甲の施設を破損した場合、乙は速やかに甲へ報告するとともにその損害を賠償しなければならない。ただし、天災その他乙の責に因らない場合は、乙の損害賠償義務は免責される。

(災害訓練時の協力)

第9条 乙が災害時に通信設備の復旧活動を迅速かつ的確に実施するため、災害訓練等を行う場合は、甲は乙の協力依頼により、第6条に定める資材置場等の確保に協力するものとする。

2 前項の資材置場等の利用にあたっては、前2条の規定を準用する。

(連絡責任者)

第10条 本協定書に関する連絡責任者、連絡先等は別紙による。

2 連絡先等に変更が生じた場合は、甲乙それぞれ速やかに連絡責任者に連絡するものとする。

(協議)

第11条 本協定の履行にあたり疑義が生じた事項又は本協定に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議し、円満にその解決にあたるものとする。

(協定の有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、平成23年4月1日より平成24年3月31日までとする。

ただし、期間満了の30日間までに、甲又は乙から内容の変更又は協定を継続しない旨の申し出がないときは、本協定は同一の条件で更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

本協定締結の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成 2 3 年 4 月 2 6 日

甲 青森県平川市柏木町藤山25番地6
平川市長 大川 喜代治 印

乙 青森県青森市橋本 2 丁目 1 番 6 号
東日本電信電話株式会社青森支店
支店長 上西 祐司 印

災害時における応急対策業務の協力に関する協定

平川市（以下「甲」という。）と平川市建設協会（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び平川市地域防災計画に基づき、平川市内において災害が発生し、又はその恐れがある場合に、甲及び乙が相互に協力して行う応急対策業務を迅速かつ的確に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）「災害」とは、災害対策基本法第2条第1項に定める災害をいう。
- （2）「応急対策業務」とは、道路、河川等の公共土木施設及び公共的農業用施設の機能確保及び回復のため、障害物及び施設の応急復旧に係る業務をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、平川市地域防災計画に基づき、応急対策業務を実施する必要があると認めるときは、書面により、乙に対し協力を要請するものとする。
ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後に書面を提出するものとする。

- 2 乙は、甲から協力要請があったとき、特別の事情がない限り、当該要請に応じるものとする。

（応急対策業務の実施）

第4条 乙は、応急対策業務を実施する際は、甲が指定する現場責任者の指導を受けるものとする。ただし、災害の状況により現場責任者の指導を受けられないときは、この限りではない。

（報告）

第5条 乙は、応急対策業務を完了したときは、書面により速やかに甲に報告するものとする。

（費用負担）

第6条 応急対策業務のために要する費用は、甲が負担するものとする。

（実施細目）

第7条 この協定に定めるもののほか、実施に関し必要な細目は別に定める。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度
甲乙協議の上、定めるものとする。

(協定期間と更新)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成24年 3月31日までとし
有効期間満了の1箇月前までに甲及び乙から何らの意思表示がないときは
同一内容をもって更に1年間更新するものとし、次年度以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通作成し、甲乙署名押印の上、
各1通を保有する。

平成23年10月17日

甲 青森県平川市柏木町藤山25番地6

平 川 市 長

乙 青森県平川市新館藤山135番地

平川市建設協会
会 長

災害時における燃料等の供給協力に関する協定書

災害時における燃料等（ガソリン、軽油、オイル、混合油、灯油及び重油をいう。以下同じ。）の供給協力に関し、平川市（以下「甲」という。）と青森県石油商業組合南黒支部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び平川市地域防災計画に基づき、平川市内において災害が発生し、又はその恐れがある場合に、災害応急対策業務に必要な燃料等を市内燃料等販売事業者の協力を得ることにより確保し、災害応急対策業務を迅速かつ円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

（協力）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急用車両、緊急物資輸送用車両、庁舎施設等及び応急対策用資器材の燃料等が必要であると認めたときは、乙に対し、燃料等の供給を依頼するものとする。

2 甲は、乙に緊急用車両及び緊急物資輸送用車両の燃料等の供給を依頼する場合は車両台数を明らかにして口頭で行うものとし、乙は給油所の安全点検に努めるとともに、これに協力するものとする。

3 甲は、乙に庁舎施設等又は応急対策用資器材の燃料等の供給を依頼する場合は、燃料等供給協力依頼書（様式第1号）により品目、数量、納入時期、納入場所その他必要事項を明らかにして行うものとし、乙は、甲の指定する場所へ燃料等を納入するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日燃料等供給協力依頼書をもって処理するものとする。

（費用負担）

第3条 甲は、前条による乙の供給及び納入した燃料等の代金を負担するものとする。この場合の燃料等の価格は、災害発生直前における小売価格を基準とする。

（請求及び支払）

第4条 乙は、燃料等の供給及び納入が完了したときは、前条の価格による燃料等代金について、納品書を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの代金の請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して30日以内に代金を支払うものとする。ただし、代金の支払に予算上の措置を必要とする場合は、この限りでない。

（災害補償）

第5条 甲は、甲の協力依頼に基づいて第2条に規定する業務に従事した者についてその者の責に帰することができない理由により、その者が負傷し、若しくは疾病等

にかかり、又は死亡した場合には、速やかに事故報告書（様式第2号）の提出を受け、その都度、甲乙協議の上誠意をもって対処するものとする。

（連絡責任者）

第6条 本協定書に関する連絡責任者、連絡先等は別紙による。

2 連絡先等に変更が生じた場合は、甲乙それぞれ速やかに連絡責任者に連絡するものとする。

（協議）

第7条 この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間と更新）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成24年3月31日までとし、有効期間満了の1箇月前までに甲及び乙から何らかの意思表示がないときは、同一内容をもって更に1年間更新するものとし、次年度以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年10月31日

甲 青森県平川市柏木町藤山25番地6
平川市長 大 川 喜 代 治

乙 青森県平川市本町北柳田13番地1
青森県石油商業組合南黒支部
支 部 長 成 田 達 也

資料４－３０－１０

災害時における復旧活動の協力に関する協定書

平川市（以下「甲」という。）と東北電力株式会社弘前営業所（以下「乙」という。）は、災害時における復旧活動の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条 この協定は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）及び平川市地域防災計画に基づき、地震、風水害、大雪等の自然災害及び大規模な事故等が平川市内及びその周辺地域で発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲が所有し、又は管理する施設の用地（以下「対象施設」という。）を乙が確保し、電力供給の復旧活動を迅速かつ的確に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第２条 災害時に乙が使用する施設は、次のとおりとする。

- （１）平川市平賀総合運動施設（平川市新館野木和４８番地）
- （２）その他甲が指定する施設

２ 対象施設として使用する区域、面積等は、あらかじめ甲乙協議の上、定めるものとする。

（使用の開始）

第３条 乙が対象施設を使用するときは、平川市平賀総合運動施設条例施行規則（平成１８年１月１日規則第２９号。以下「規則」という。）において定める様式により使用申請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合には口頭又は電話等をもって申請し、事後文書を提出するものとする。

２ 甲は、前項の申請を受けたときは、特別な事情がない限り、これを許可するものとする。ただし、許可にあたっては、平川市平賀総合運動施設条例（平成１８年１月１日条例第８９号。）及び規則に基づく使用許可条件、指示事項等を適用する。

（用途指定）

第４条 乙は、対象施設を災害時における復旧応援隊の集合・待機場所、復旧資材の受払基地及び宿泊場所等災害復旧全般のために使用するものとし、この目的以外には使用しないものとする。

（費用負担）

第５条 この協定に基づき、乙が対象施設を使用するときの使用料は、規則第９条第２項の規定を適用し、甲が全額免除するものとする。

- ２ 積雪期に対象施設を使用するときは、除排雪等に要する経費は、乙が負担するものとする。
- ３ 乙は、対象施設の使用に関連して甲から提供を受けた水道、ガス、電気等の諸経費を甲に対して支払うものとし、その金額については甲の申告に基づき甲乙誠意をもって協議するものとする。

（損害賠償）

第６条 乙が対象施設を使用中に破損した場合、乙はその損害を賠償する。

ただし、天災など乙の責によらない場合は、乙の損害賠償義務は免除される。

(使用の終了)

第7条 乙は第4条に定める用途での使用が終了したときは、甲に連絡する。

(連絡責任者)

第8条 本協定書に関する連絡責任者、連絡先等は別紙による。

2 連絡先等に変更が生じた場合は、甲乙それぞれ速やかに連絡責任者に連絡するものとする。

(実施細目)

第9条 この協定の実施に関し必要な細目は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(準 用)

第11条 乙が災害時に電力供給の復旧活動を迅速かつ的確に実施するため、対象施設において防災訓練等を行う場合は、必要に応じてこの協定を準用することができる。

(協定期間と更新)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成24年3月31日までとする。
ただし、甲又は乙から協定期間満了の30日前までに相手方に対し、書面による別段の意思表示がない場合は、協定期間をさらに1年間更新するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成23年11月15日

甲 青森県平川市柏木町藤山25番地6

平川市長 大 川 喜 代 治

乙 青森県弘前市大字本町1番地
東北電力株式会社弘前営業所
所 長 渡 辺 明

災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

平川市（以下「甲」という。）と青森県建設機械リース業協会弘前支部（以下「乙」という。）は、災害時における乙の保有するレンタル機材（以下「レンタル機材」という。）の甲への提供について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、平川市内に地震等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）におけるレンタル機材の提供に関し乙の甲に対する協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙は、災害時において、甲から要請があったときは、レンタル機材の優先的な提供及び運搬による協力を行うものとする。

2 甲が乙に提供を要請するレンタル機材は、おおむね別表に掲げるもので、災害時において乙が提供可能なものとする。

3 乙は、前項の協力に的確に対応するため、レンタル機材の供給可能な体制を保持するものとする。

4 乙は、協力を行う際、道路不通等により提供及び運搬に支障が生じた場合は、その対策について甲と協議するものとする。

（要請の手続き）

第3条 甲は、前条の要請を行うときは、災害時におけるレンタル機材提供要請書（別記様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（引き渡し）

第4条 レンタル機材の引き渡し場所は、甲乙が協議し決定するものとし、甲は、当該場所に職員を派遣し、当該レンタル機材を確認の上、引き渡しを受けるものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は、レンタル機材の提供及び運搬に係る費用を負担するものとする。この場合において、甲が負担する費用の額は、災害発生直前時における料金を基準とした額とする。

（期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも何ら

の意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は更新されるものとし、以降もまた同様とする。

(協議)

第7条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、そのつど甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年 1月19日

甲 青森県平川市柏木町藤山25番地6
平 川 市
市 長 大 川 喜 代 治

乙 青森県平川市新山柳田91番地1
株式会社カナモト弘前営業所内
青森県建設機械リース業協会弘前支部
支部長 須 藤 廣 光

災害時の情報交換に関する協定

国土交通省東北地方整備局長（以下「甲」という。）と、平川市長（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 平川市内に重大な災害が発生し又は発生のおそれがあるとき
- 二 平川市災害対策本部が設置されたとき
- 三 その他甲及び乙が必要と認めたとき

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）被害状況に関すること
- 三 その他必要な事項

（災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に災害対策現地情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の受入れ）

第5条 乙は、甲から派遣される災害対策現地情報連絡員の活動場所として災害対策本部等に場所を確保するものとする。

（平素の協力）

第6条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

(協 議)

第7条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、
甲及び乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は2通作成し、甲及び乙が各1通を保有する。

平成24年 2月17日

甲 仙台市青葉区二日町9番15号
国土交通省 東北地方整備局長 徳山 日出男

乙 平川市柏木町藤山25番地6
平川市長 大川 喜代治

災害時における物資供給に関する協定書

青森県平川市（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、被害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次にあげるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- （1）別表に掲げる物資
- （2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年 3月28日

甲 青森県平川市柏木町藤山25番地6
平 川 市
市 長 大 川 喜 代 治

乙 新潟市南区清水4501番地1
NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長 捧 賢 一

災害時の通信設備復旧等の協力に関する協定書

平川市（以下「甲」という。）と株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北支社青森支店（以下「乙」という。）は、青森県地域防災計画並びに平川市地域防災計画に基づく災害復旧時における、甲と乙の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、大規模地震及び台風・雪害等の災害発生（以下「災害等発生」という）に伴い大規模な通信の途絶等が発生した場合において、双方が堅密な連携を保ち、住民の生活と安全を確保するため通信設備の迅速かつ円滑な復旧を図ることを目的とする。

（災害情報の提供）

第2条 甲及び乙は、それぞれ迅速に災害情報を提供するよう努めるものとする。

2 乙は大規模な通信の途絶等が発生した場合、その影響を受けた地域、故障等の原因、発生時間及び復旧時間等の情報を甲に提供するよう努めるものとする。また、甲は必要に応じその情報を市町村防災行政無線等により、影響を受けた地域の住民へ伝達するものとする。

（災害対策本部等への社員の派遣）

第3条 災害等発生による大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがあり、甲が災害対策本部等を設置した場合は、乙は甲との連携のうえ必要に応じ、甲が設置した災害対策本部等に社員（以下「連絡員」という。）を派遣できるものとする。

2 連絡員は、災害情報の収集・伝達等に関する窓口となり、必要に応じ各種調整を図るものとする。

（通信設備の復旧）

第4条 災害等発生により大規模な通信の途絶等が発生した場合、乙は、乙のサービスエリア区域内の被害状況を総合的に判断した上で、乙を含むエヌ・ティ・ティ・ドコモグループ（以下ドコモグループ）の災害対策組織の連携の下で優先順位を見極めながら行政機関、公共機関等重要機関に対する重要通信の確保並びに避難所等への通信確保を実施するよう努めるものとする。

2 前項の通信設備の確保にあたり、移動無線車等災害対策機器等の使用については、乙を含むドコモグループの災害対策組織の連携の下での判断によるものとする。

（復旧作業に対する協力）

第5条 なだれ、土砂災害、倒木等により甲が管理する道路が通行不能となり、乙を含むドコモグループの通信設備復旧作業に支障をきたした場合、甲は当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

(資材置場・車両駐車場等の確保に対する協力)

第6条 災害時において、乙を含むドコモグループの通信設備復旧作業に必要な資材置場、駐車場、幕営地及びヘリポート等（以下「資材置場等」という。）の確保にあたっては、甲は乙の要請に応じ、確保に協力するものとする。

(利用の終了連絡及び原状回復義務)

第7条 乙は、資材置場等の利用が終了したときは、電話等により甲に速やかに連絡するとともに、乙の責任において資材置場等を原状に回復するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲が原状に回復する必要がないと認めるときは、乙は資材置場施設を原状に回復することを要しないものとする。

(損害賠償)

第8条 乙を含むドコモグループが、甲が所有する資材置場等の利用中に乙の故意又は過失によって甲の施設を破損した場合、乙は速やかに甲へ報告するとともにその損害を賠償しなければならない。ただし、天災その他乙の責に因らない場合は、乙の損害賠償義務は免責される。

(災害訓練時の協力)

第9条 乙を含むドコモグループが災害時に通信設備の復旧活動を迅速かつ的確に実施するため、災害訓練等を行う場合は、甲は乙の協力依頼により、第6条に定める資材置場等の確保に協力するものとする。

2 前項の資材置場等の利用にあたっては、前2条の規定を準用する。

(連絡責任者)

第10条 本協定書に関する連絡責任者、連絡先等は別紙による。

2 連絡先等に変更が生じた場合は、甲乙それぞれ速やかに連絡責任者に連絡するものとする。

(協議)

第11条 本協定の履行にあたり疑義が生じた事項又は本協定に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議し、円満にその解決にあたるものとする。

(協定の有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、協定締結の翌日から1年間継続とする。ただし、期間満了の30日間までに、甲又は乙から内容の変更又は協定を継続しない旨の申し出がないときは、本協定は同一の条件で更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有す

る。

平成 24 年 3 月 29 日

甲 青森県平川市柏木町藤山25番地6
平川市 市長 大川 喜代治 印

乙 青森県青森市中央3丁目19番1号
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
東北支社青森支店 支店長 吉澤 啓介 印

資料 5－2－1

八甲田山火山防災協議会規約

（目的）

第1条 八甲田山火山防災協議会（以下「協議会」という。）は、青森県地域防災計画等に基づき、県、関係市及び関係機関の連携を確立し、平常時から八甲田山の噴火時の総合的な避難対策等に関する検討を共同で行うことにより、火山災害に対する防災体制の構築を推進するとともに、地域住民等の防災意識の向上に資することを目的として設置する。

（所掌事務）

第2条 協議会は前条の目的を達成するため、次の各号の事務を行う。

- （1） 火山活動観測、防災対策等の情報共有に関すること
- （2） 避難計画の策定に関すること
- （3） 避難勧告・指示、警戒区域の設定等に関する検討及び関係市町村への助言に関すること
- （4） 県及び関係市町村の地域防災計画の見直し及び修正に関すること
- （5） 防災訓練等の活動等に関すること
- （6） 防災意識の啓発活動に関すること
- （7） その他必要と認められること

（協議会）

第3条 協議会は別表1に掲げるもので構成する。

- 2 協議会には会長を1名置く。
- 3 会長は青森県総務部行政改革・危機管理監をもって充てる。
- 4 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する構成員がその職務を代理する。

（会議の開催）

第4条 協議会は、会長がその議事を進行する。

- 2 会長は必要があるときは、構成機関以外の機関の者に出席を求めることができる。

（事務局）

第5条 協議会の事務処理のため、事務局を青森県防災消防課に置く。

（その他）

第6条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規約は、平成25年9月6日から施行する。

別表 1

八甲田山火山防災協議会

区 分	機 関 名	備 考
学 識 経 験 者	東北大学大学院理学研究科	
学 識 経 験 者	弘前大学農学生命科学部	
学 識 経 験 者	弘前大学理工学部	
学 識 経 験 者	弘前大学理工学部	
学 識 経 験 者	秋田大学工学資源学部	
行 政 機 関	東北森林管理局青森森林管理署	
行 政 機 関	東北地方整備局青森河川国道事務所	
行 政 機 関	国土地理院東北地方測量部	
行 政 機 関	仙台管区气象台	
行 政 機 関	青森地方气象台	
行 政 機 関	環境省十和田自然保護官事務所	
行 政 機 関	陸上自衛隊第9師団司令部	
行 政 機 関	青森県総務部	【会長】行政改革・危機管理監
行 政 機 関	青森県総務部防災消防課	
行 政 機 関	青森県農林水産部林政課	
行 政 機 関	青森県県土整備部道路課	
行 政 機 関	青森県県土整備部河川砂防課	
行 政 機 関	青森県観光国際戦略局観光企画課	
行 政 機 関	青森県東青地域県民局地域整備部	
行 政 機 関	青森県中南地域県民局地域整備部	
行 政 機 関	青森県上北地域県民局地域整備部	
行 政 機 関	青森県警察本部警備部警備第二課	
行 政 機 関	青森市	
行 政 機 関	黒石市	
行 政 機 関	十和田市	
行 政 機 関	平川市	
行 政 機 関	青森地域広域消防事務組合消防本部	
行 政 機 関	弘前地区消防事務組合消防本部	
行 政 機 関	十和田地域広域事務組合消防本部	